

2022（令和4）年度
点検・評価報告書
（2023年度大学評価申請用）



藤女子大学

FUJI WOMEN'S UNIVERSITY

目 次

序章	1
本章	
第1章 理念・目的	3
第2章 内部質保証	10
第3章 教育研究組織	20
第4章 教育課程・学習成果	26
第5章 学生の受け入れ	57
第6章 教員・教員組織	69
第7章 学生支援	77
第8章 教育研究等環境	90
第9章 社会連携・社会貢献	103
第10章 大学運営・財務	
第1節 大学運営	111
第2節 財務	119
終章	123

序 章

藤女子大学は、これまで2004年4月、2009年4月、2016年4月の計3回、大学基準協会による大学認証評価の受審を経て、同協会より適合の認定を受けている。2011年からは大学基準協会の認証評価制度の改革に呼応すべく、自己点検・評価委員会の活動のもとで内部質保証体制についての検証と整備に着手した。その後、2016年に学長主導体制を強化することを企図して新たに学長室会議を発足させ、計画立案された諸事項を実施に移す意思決定において統括の役割を担う学長室会議と、各部局による課題改善策などの活動計画や報告について承認・指示・助言等を行い統括の役割を担う自己点検・評価委員会とが両輪となって、内部質保証を実現する新たな体制へと移行した。点検・評価及び改善活動推進組織としての自己点検・評価委員会は、学長、副学長、学部長、研究科長、教務部長、学生部長、入試部長、図書館長、事務局長、グローバル教育センター長、キャリア支援センター長、教育メディア運営センター長、FD委員長、大学院FD委員長、教職課程委員長、企画調整室員によって構成され、意思決定推進組織としての学長室会議は、学長のほかに副学長、学部長、学長補佐、事務局長により構成されている。

学長室会議は、学長の意思決定を補佐する機能のほか、大学運営に関する戦略的な重要事項について統括的に企画し推進する機能を持ち、本学の諸活動上の指針となる「藤女子大学未来共創ビジョン」の策定も学長室会議の企画に基づいており、さらに、ビジョンに基づく中長期計画としての「未来共創ビジョンを具体化するアクションプラン」も学長室会議が主導して企画に当たったものである。「藤女子大学未来共創ビジョン」は、「未来を切り拓く藤」「信頼される藤」「個性の花咲く藤」「世界ではばたく藤」「地域とつながる藤」の5つの軸から成り、「アクションプラン」は、「教育」「研究」「学生募集」「学生支援」「施設・設備」「社会連携・貢献」「管理・運営」「学園内の連携強化」「財政計画」の全9項目から成り、自己点検・評価委員会の構成員がおのおの割り当てられたアクションプラン内の課題について、年度ごとに具体的な方策を掲げて取り組むシステムとなっている。このアクションプランの策定により、各部局において計画・実施・点検・評価が行われ、これによってPDCAサイクルが明確化され、目標達成度による活動評価が客観的に行える体制が整備された。なお、自己点検・評価委員会による内部質保証活動をさまざまな側面から支援補強すべく、同委員会の事務的作業を担ってきた企画調整室の構成員を教職員ともに大幅に増員し、財務管理課の職員の一部も新たに加わり、財政面からの観点をも十分に踏まえた、より確かな点検作業が行われている。

さて、本学は前回の2016年の大学認証評価を受審し、適合と認定された際に、改善勧告1項目と努力課題1項目について指摘され、改善報告が求められた。改善勧告は、文学部英語文化学科と人間生活学部保育学科における、大学設置基準上原則として必要な教授数の1名の不足についてであり、両学部とも2019年度には採用人事や昇任人事により基準を満たす人員体制が整うこととなった。努力課題は、人間生活学研究科における収容定員に対する在籍学生数比率の低さについてであり、啓発・広報活動の強化や経済的援助制度等の積極的な導入策を講じた結果、指摘時に0.38であった比率が上昇し0.5を超える状態を維持するにまで回復した。このように本学は自己点検・評価委員会及び関連学科や研究科において改善活動に努め、2019年度に大学基準協会に改善報告書を提出し、協会からは改善が認めら

れるとの概評を得た。なお、2016年の大学認証評価受審を機にして点検・評価活動の改善も行われ、本学の内部質保証の活動を統括する自己点検・評価委員会による点検の際の基底をなす、大学の目標としての未来共創ビジョンやそれを具体化するアクションプランの設置へとつながっていった。

その後も本学が掲げる理念・目的のために、引き続き不断の改善・向上に取り組むべく、2020年度には人間生活学部の保育学科を改組し新たに「子ども教育学科」を設置し、それ以外の学科についても、2018年度以降、学びの特徴や方向性を明確に示すために学科内に専修を設けるとともに、全学共通の教養科目を充実させるなどして積極的なカリキュラム改正を行ってきた。しかしながら、一段と強まる少子化の中で大学をめぐる環境はますます厳しさを増す一方であり、そうしたなかでのこの度の報告書作成のための全面的な検証作業もまた本学のなすべき更なる課題をあらためて認識する好機となった。FD・SD活動の強化や、IR体制を有意義に活かした施策、各ポリシーの実効性の検証や教学マネジメント体制の確立など、大学に求められる実効性ある内部質保証の基盤を整えつつ、今後も高等教育研究活動の担い手として社会に対する責務を果たし、たゆまざる改善を進めてゆく所存である。

第1章 理念・目的

1-1. 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点(1)：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点(2)：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<1>学園の理念・目的と大学の理念・目的

本学における大学の理念・目的、学部・研究科等の目的は、まず学園全体の目的、これをもとにした大学の建学の理念・教育目的、各学部・研究科、各学科等の教育目的という階層性をもって、相互に整合性をもちながら補完しあうように適切に定められている。

学園全体の目的としては、「学校法人藤学園寄附行為」（資料1-1【ウェブ】）第3条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、設立母体である殉教者聖ゲオルギオのフランシスコ修道会が掲げるカトリックの精神に基づいて、人間性豊かな教育を行うことを目的とする。」と定められている。

藤女子大学はこの目的を達成するために設置される学校の一つであり、その設置の目的を「カトリック精神に基づき、教育基本法と学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎の上に、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を研究教授し、高い徳性と知性とを具備する指導的女性を育成することを目的とする。」と定めるとともに、その建学の理念・教育目的を次のように定めている（資料1-2【ウェブ】）。

建学の理念

藤学園は、カトリック札幌教区初代教区長ヴェンセスラウス・キノルド司教が、「北海道の未来は女子教育にある」との確信から母国ドイツに女子教育の真の担い手になる人材の派遣を要請し、この要望に応えて、殉教者聖ゲオルギオのフランシスコ修道会から三人の修道女が来道したことに由来する。

藤女子大学は、この意思を継ぎ、キリスト教的世界観や人間観を土台として、女性の全人的高等教育を通して、広く人類社会に対する愛と奉仕に生きる高い知性と豊かな人間性を備えた女性の育成を使命とする。

教育目的

本学は、建学の理念の達成のため、時代の変化を見つめつつ、普遍的な本質を追究するために、教職員と学生の人格的触れ合いの中で、以下の目的を達成する。

1. 高度な学問研究を通して、自己の本質、自己と環境との関係について認識し、個性を尊重しつつ、普遍的な真理を求めらる中で、豊かな教養を身につける。
2. 人類の幸福の追求の中で生じる人間関係、地球環境等に関する矛盾を解決するために、

寛容の精神を持って、自由な立場から真実を主体的に追究できる人格の形成に努める。

3. 自己と他者の人間性をかけがえのないものと認め、近隣、地域社会、国などの立場を尊重しつつ、地域社会の諸問題に取り組むと共に、国際意識を育て、世界の平和を願い、人類社会の一員としての責任を果たす人材を育成する。

この「建学の理念」及び「教育目的」のもとに、大学両学部、大学院人間生活学研究科の目的が、それぞれの教育する分野の特性に合わせて定められている（資料 1-3【ウェブ】、1-4【ウェブ】）。

例えば、文学部は、その目的を「人文・社会に関する諸分野の教育を通じて、広く、深い知識と鋭敏な感性とを自らのものとし、地域社会のみならずより広範な社会環境において多角的な視野のもとで多様な課題に主体的に取り組み、社会に貢献できる女性を育てることを目的とする。」と定めており、文学部が教育する人文・社会分野の学問を通じて、大学の教育目的 1～3 を達成することを掲げている。

さらに、この文学部の目的を踏まえて各学科の目的が定められており、例えば英語文化学科では、その目的を「英語文化学科は、国際言語としての英語の運用能力を高めつつ、英語圏の言語文化の社会的・歴史的諸相についての知見を養い、母語を含め、広く言語文化への関心と理解を深めていくことを目指す。その成果をもって、国際社会および地域社会の一員として他と協働し、健全な批判力と構想力をもって、自らを的確に表現することのできる女性を育てることを目的とする。」と定めている。このように、人文・社会分野の中でも特に「英語の運用能力」「英語圏の言語文化の社会的・歴史的諸相」に関する教育を通じて、「国際社会および地域社会の一員として他と協働」する人材の育成を目的とすることを明記している。

また、人間生活学部は、その目的を「生命及び人間の尊厳と個人の多様な生き方を尊重し、他者と共存しつつ自立した生活を送り、人間と社会及び自然の相互関係に対する洞察に基づいて、多様化・複雑化していく生活の諸課題に責任を持って対処し、国際関係を越えた地球的視野から生活の諸問題を実践的に対処できる女性を育てる。」と定め、人間生活学部が教育する人間生活に関わる諸分野の学問を通じて、大学の教育目的 1～3 を達成することを掲げている。

この人間生活学部の目的を踏まえて学科ごとの目的が定められており、例えば、人間生活学科では、その目的を「人間生活学科は、広く共生社会の実現に貢献するため、多様な価値観をもつ他者との共同的な取り組みを通して、日常生活の課題にしなやかに向き合い、行動し続ける女性の育成を目的とする。そのために、生活・福祉に関わる知識や技能、それをつなげるプロジェクトを運営する実践力を養うことを目指す。」と定め、人間生活に関わる分野の中でも特に「生活・福祉に関わる知識や技能」「プロジェクトを運営する実践力」に関する教育を通じて、「広く共生社会の実現に貢献」する人材の育成を目的とすることを明記している（資料 1-5【ウェブ】）。

藤女子大学大学院は、本学の建学の理念及び教育目的を踏まえ、大学院学則（資料 1-4【ウェブ】）第 2 条にその設置の目的を「キリスト教精神を基盤とし、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の

能力を養うことを目的とする。」と定めており、専攻分野の学問を通じて、大学の教育目的1～3を達成することを掲げている。

人間生活学研究科は、この大学院の目的に基づき、基礎学部である人間生活学部の目的とも関連させ、「生命と人間の尊厳という価値に由来する理念『共生社会』の実現に貢献できる人材の育成を目指し、複雑化・多様化する現代の生活環境において生じる諸問題を理論的・実践的に研究するとともに、そうした諸問題に取り組むことができる実務家及び実践的研究者を養成することを目的とする。」とその目的を定め、専攻分野のより具体的な内容を「複雑化・多様化する現代の生活環境において生じる諸問題を理論的・実践的に研究する」として示し、それに即して人材を育成することが述べられている。

また、この人間生活学研究科の目的を踏まえて各専攻の目的が定められており、例えば食物栄養学専攻では、その目的を「食物栄養学専攻は、『食品品質分野』、『生体機能分野』、『栄養管理分野』の各分野で研究を行うことを通して高度化・多様化する食と健康の諸課題に取り組み、健全で快適な人間生活の実現を目指して、教育・研究職、病院、施設、行政、食品関連企業などにおいて、専門的能力を活かして活躍できる人材の養成を目的とする。」と定め、専攻分野の具体的な内容を「食品品質分野」「生体機能分野」「栄養管理分野」と明示して、教育目的をさらに明確化している（資料1-4【ウェブ】、1-6）。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点(1)：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点(2)：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

〈1〉大学

本学の建学の理念・教育目的は、『学生生活ハンドブック』に掲載して教職員及び学生に周知しているほか、大学ホームページに掲載し、広く社会に公表している。また、大学の設置の目的は学則第1条に定められ、『学生生活ハンドブック』に掲載して教職員及び学生に周知されている（資料1-7【ウェブ】）。特に新入生及び父母に周知するために、毎年入学式に合わせて、本学園理事長による学園の歴史とキリスト教的人間観について講話を実施している（資料1-8）。なお、コロナ禍においては、オンデマンドによる映像配信により実施した。また、教養科目の中に1年生の必修科目として「キリスト教概論」、選択科目として「キリスト教と藤女子大学」「キリスト教人間学」等を置き、建学の理念であるカトリックの精神について理解を深めさせるよう努めている。また、文学部には全学科の学生が履修できる「オープン科目」に「キリスト教専修」を置き、キリスト教関係の特殊講義・演習・卒業研究関連科目を設け、卒業研究まで選択できるような道筋を開いている（資料1-9【ウェブ】）。

非常勤講師に対しては、本学の建学の理念・教育目的を『出講案内』に掲載して配布する

ほか、『学生生活ハンドブック』を講師控室に常備して周知している。

本学の理念を周知するその他の活動としては、「本学の理念の具現化を図り、カトリック精神の普及に努めること」を目的として、2004年から宗務委員会を改組して設置した藤女子大学カトリックセンターの活動があり、公開講演会や、教職員・学生向けの勉強会、ミサ、クリスマス会等を企画、実施しているほか、ニュースレター「ぶどうの木」（資料 1-10【ウェブ】）を年数回発行している。

大学両学部及び各学科の教育目的は、大学学則に明記し、『学生生活ハンドブック』・『教務ガイド』や大学ホームページで周知している（資料 1-11【ウェブ】、1-12【ウェブ】、1-13【ウェブ】）。大学ホームページでは、「情報公開・財務情報」内の「教育情報の公開」のページに「教育・研究上の目的に関すること」として公表しているほか、「学部・学科の特徴」のページには、それぞれ学部・学科の教育目的をよりわかりやすい表現に変えて掲載している。新入生には、入学時の学科指導で学部・学科の目的を伝えており、在学生には、年度初めの学科ごと学年別のガイダンスにおいて学科の目的の周知を図っている。また、非常勤講師に対しては、『学生生活ハンドブック』及び『教務ガイド』を講師控室に常備し、学部・学科の建学の理念・教育目的について周知している。

〈2〉大学院

大学院の目的は、「藤女子大学大学院学則」第 2 条に記載され、研究科及び各専攻の目的は「藤女子大大学院学則」第 7 条の 2 にそれぞれ明記されている。その内容は『大学院学生便覧』の冒頭に掲載しているほか、大学ホームページの情報公開・財務情報、教育情報の公開のページに「教育・研究上の目的に関すること」として公表している。

また、『大学院学生便覧』及び大学ホームページには、各専攻が養成を目指す人材として、人間生活学専攻については、「①より高度な知識・技能を備えた家庭科教員、②社会福祉の幅広い現場を支えることのできる人材、③広い視野と学識をもって社会で活躍できる人材」、食物栄養学専攻については、「①行政、学校、病院等において指導的、管理的立場に立つ管理栄養士、②食品産業において、消費者の立場で食品の品質や安全性などを判断し解決できる技術者・研究者、③栄養士養成系大学の教育者・研究者、とくに実験・実習の指導ができる教員」をそれぞれ掲げ、教育目的をさらに具体化した修了者像を示している（資料 1-14【ウェブ】、1-15【ウェブ】）。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点(1)：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

評価の視点(2)：認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

〈1〉将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

本学では、学園の建学 100 周年を見すえて、本学の将来に向かう教育の理念・目的をあらためて明確にし、教職員・学生・卒業生が共に創り上げる本学の未来を謳うものとして、2016 年度末に「未来を切り拓く藤」「地域とつながる藤」「世界ではばたく藤」「個性の花咲く

藤」 「信頼される藤」 の 5 箇条から成る「藤女子大学未来共創ビジョン」を定めた（資料 1-16【ウェブ】）。このビジョンを具体化するに当たっては、全学的な方針としての「藤女子大学の基本方針」及び「未来共創ビジョンを具体化するアクションプラン」を定めている（資料 1-17【ウェブ】、1-18【ウェブ】）。「藤女子大学の基本方針」は「大学として求める教員像および教員組織の編成方針」等の 6 種の方針から成り、「アクションプラン」は第Ⅰ～第Ⅲ期に分けて、「1. 教育」「2. 研究」「3. 学生募集」「4. 学生支援」「5. 施設・設備」「6. 社会連携・貢献」「7. 管理・運営」「8. 財政計画」の各項目の下にそれぞれ小項目を設け、項目ごとに具体的な課題とその担当部署を決め、年次計画の策定をそれぞれの担当部署が行うこととした。アクションプラン第Ⅰ期（資料 1-19【ウェブ】）は 2017～2019 年度の 3 年度として、2019 年度末に自己点検・評価委員会において各課題項目の達成状況について最終評価を行った。

また、アクションプランの「教育の改革に応じた教育組織・教職員組織の改革の推進」の項目を担当する組織として、2019 年度に 2 年間の時限的な諮問会議である「藤女子大学将来構想会議」が設けられた。この会議においては、大学の将来像を構想するとともに現状における改善点についても検討し、2019 年度末の中間答申において、アクションプラン第Ⅱ期に向けた幾つかの提言を行った（資料 1-20）。

以上のアクションプラン第Ⅰ期の総括や将来構想会議の提言等に基づき第Ⅱ期（2020～2022 年度）（資料 1-17【ウェブ】）を策定したが、この際に「学園内の連携強化」の項目が追加された。また、アクションプラン第Ⅱ期策定以降は、アクションプランに基づいて毎年度の自己点検・評価を行う体制を明確化し、各部局は担当するアクションプランの取り組み項目を明示しながら年次計画を立て、その達成状況を自己評価し、評価結果を自己点検・評価委員会に提出して全学的点検・評価、及び推進に関する指示や助言を受けることとしている。第Ⅲ期アクションプランについては、第Ⅱ期の最終年度である 2022 年度末に課題達成状況を見て検討、策定する予定である。なお、将来構想会議については、2020 年度末の最終答申をもって任務を終え、2021 年度以降は「藤女子大学改革推進プロジェクトチーム」に引き継がれており（資料 1-21）、このプロジェクトチームから提示される改革方針が第Ⅲ期アクションプランに反映される予定である。

<2>認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

本学では、2016（平成 28）年度の大学基準協会による大学評価において、改善勧告として、基準項目 3「教員・教員組織」について「文学部英語文化学科及び人間生活学部保育学科では、大学設置基準上原則として必要な教授数がそれぞれ 1 名不足しているので、是正されたい」、努力課題として、基準項目 5「学生の受け入れ」について「人間生活学研究科において、収容定員に対する在籍学生数比率が 0.38 と低いので改善が望まれる」との指摘を受けた。これらの指摘事項については、それぞれ改善のための取り組みを実施した結果、改善の状況が見られた。この結果を踏まえ、2019 年度に「改善報告書」を同協会に提出し確認を受けている。2019 年度末のアクションプラン第Ⅱ期を策定する時点では、改善の状況に基づき、指摘事項に関する課題は盛り込まなかったが、2020 年 4 月施行の私立学校法の一部改正に伴う中・長期計画への認証評価の結果の反映の必要性については大学としても認識しており、また、基準項目 5「学生の受け入れ」に関して再び改善を要する状況が生じ

ていることから、アクションプラン第Ⅲ期においては課題化する予定である。

1-2. 長所・特色

大学の理念・目的については、本学では建学の理念・教育目的として定められていたが、学内での共有と社会に対する発信をより強化するため、「藤女子大学未来共創ビジョン」を策定し、さらに、その具体化を図るために「未来共創ビジョンを具体化するアクションプラン」を策定した。これらについては、大学ホームページを通じて発信するほか、「藤女子大学未来共創ビジョン」に基づくテーマを設定して「藤女子大学未来共創フォーラム」として公開講座を開催し、学内外への浸透を図っている。また、学生に建学の理念の中核をなす「キリスト教的世界観」を伝えるため、新入生に対する理事長の講話の機会を設けるほか、全学共通の教養科目に科目区分として「人間と宗教」を設け、区分内に置かれた「キリスト教概論」を全学生の必修科目とし、「キリスト教と藤女子大学」の科目を設けるなど、さらなる理念の浸透を図っている。文学部には全学科に開かれた「キリスト教学専修」を設け、卒業研究も選択できるようにしているが、2022年度は2名の学生がこの制度を利用して卒業研究を行い、2023年度には3名の学生が履修を予定していることから、学生に「キリスト教的世界観」への関心が広まりつつあることが看取される。また、カトリックセンターを設置し、本学の理念の具現化を図り、カトリック精神の普及に努めるため、様々な活動を実施している。

1-3. 問題点

アクションプラン第Ⅱ期の開始年度に当る2020年度には、新型コロナウイルス感染症の流行による影響を受けて、全ての課題にわたって停滞を余儀なくされた。このため、第Ⅱ期に計画されていた取り組みの多くが今期中の達成が困難な状態となっている。

本学が設置する各課程の理念・目的については、統一的な様式では定められておらず、大学ホームページ上に掲載するのみであった。今後は、規程等に明文化し、各課程における自己点検・評価活動の指針としてより明確に位置づける必要がある。

1-4. 全体のまとめ

本学における理念・目的は、学園全体の目的、大学の建学の理念のもと、大学の教育目的、各学部・各学科の教育目的、大学院研究科・各専攻の教育目的として定められている。これらの理念・目的は、『学生生活ハンドブック』『教務ガイド』『大学院学生便覧』等に掲載して学生・教職員に周知されているほか、大学ホームページ等に掲載して社会への周知が図られている。

大学の理念・目的については、さらに社会に対する発信力と学内・関係者内における共有性を高めるために、「藤女子大学未来共創ビジョン」として、よりわかりやすい形で定めている。また、大学の理念・目的を実現して行くための将来を見据えた中長期計画としては、学園の建学100周年を見据え、「未来共創ビジョンを具体化するアクションプラン」(2017

～2025年度)を第Ⅰ～Ⅲ期に分けて定めることとしており、現在、第Ⅱ期(2020～2022年度)を終了するところとなっている。2020年度以降の新型コロナウイルス感染症流行の影響を受けての停滞を解消すべく、2022年度末には第Ⅱ期の課題達成状況を踏まえたアクションプラン第Ⅲ期が策定される予定である。

以上のように、本学における理念・目的については適切に定められ周知されており、また、理念・目的を実現するための中長期計画についても適切に設定されている。

第2章 内部質保証

2-1. 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点(1)：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

藤女子大学学則第2条ならびに藤女子大学大学院学則第3条には、「本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、次の活動を行う。(1)教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。」として、大学としての内部質保証に関する活動方針を示している（資料1-3【ウェブ】、1-4【ウェブ】）。本学の教育研究水準向上に向けた諸活動の点検・評価は、学則に基づいて設置された自己点検・評価委員会が主体となって実施している。また、自己点検・評価に基づく内部質保証については、「藤女子大学自己点検・評価規程」（資料2-1【ウェブ】）に「教育研究活動等の水準の維持向上を、本学自らの責任において恒常的・継続的に説明・証明するため、的確な内部質保証システムを構築する。」という方針を定めている。なお、関係組織においては、教育研究活動等を支える施設・設備等に対する自己点検・評価及び内部質保証をも合わせて行っている。これらの方針について、学則に定められたものは大学ホームページ及び『学生生活ハンドブック』に掲載しており、「藤女子大学自己点検・評価規程」については大学ホームページに掲載している。

学長の統括のもとに行われる本学の内部質保証活動は、諸活動の点検・評価とそれに基づく改善策の立案、計画化及び実施のサイクルから成り、自己点検・評価活動及び改善策の策定方針決定の主体は基本的には自己点検・評価委員会である。その方針に従って各部局により具体的に立案された改善策諸案件は、大学運営に関する重要事項について統括的に企画、推進し、学長の円滑な大学運営の遂行を補佐することを目的として設置された学長室会議に提案され、学長室会議がこれを検討、確認のうえ、各学部教授会等に審議を付託し、各教授会からの意見具申を踏まえて学長、または理事会が最終的にこれを決定する。この意思決定のために学長室会議が進める審議過程については、改めて年度末の自己点検・評価委員会による点検・評価及び総括を受けることとしている。

大学院人間生活学研究科では、他の部局と同様に年次活動計画に基づく自己点検・評価活動を行っているが、大学両学部及び各学科については、教務部・学生部等の各部局において全学的に包括的に扱われ、学部長が自己点検・評価委員会に構成員として加わることにより、部局としてではなく、全学の包括的自己点検・評価活動に参加することとしている。

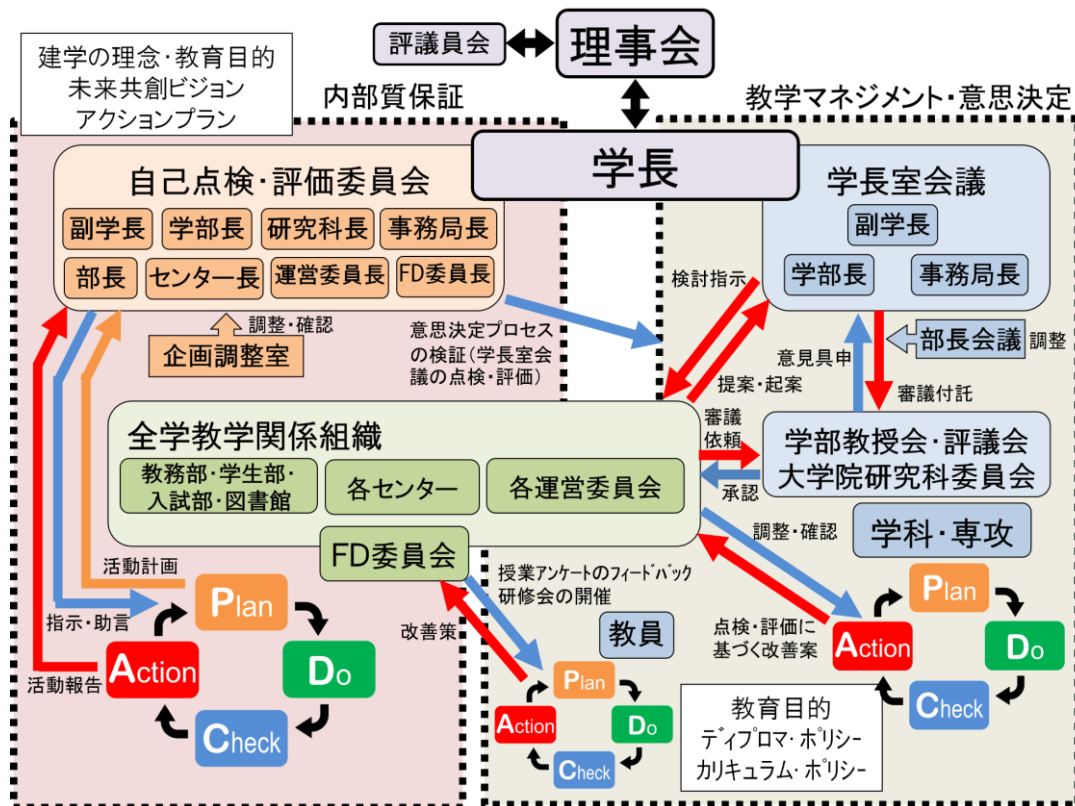
年度ごとに行われる点検・評価の際の達成度評価の基準となる年次活動計画は、大学の中

長期計画に当る「未来共創ビジョンを具体化するアクションプラン」に基づいて部局ごとに立案されているが、この「アクションプラン」は、学長室会議が策定方針と骨子案を示し、詳細については各部局からの提案等も踏まえて自己点検・評価委員会が決定する（資料 1-16【ウェブ】、1-17【ウェブ】、1-18【ウェブ】、1-19【ウェブ】）。

授業を中心とする教員の教育に関する自己点検・評価及び改善活動については、ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会が担当し、推進状況について、自己点検・評価委員会に適宜報告することとしている。また、本学の研究力の点検・評価及び推進に関しては、学長室会議のもとに設置され、学長の指名する教職員により組織される研究力推進専門部会が担当し、推進状況については、企画調整室を通じて自己点検・評価委員会に適宜報告することとしている。大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るための教職員を対象とした改善向上活動については、事務局長が委員長を務めるスタッフ・ディベロップメント（SD）委員会が担当し、推進状況について、藤女子大学自己点検・評価委員会に適宜報告することとしている。

以上のような自己点検・評価活動を推進するための調整、取りまとめを行う組織として企画調整室を置いている。企画調整室では、自己点検・評価委員会の事務を担当するとともに、研究力推進専門部会に関する事務も担当している。

藤女子大学における内部質保証と意思決定のプロセス図（資料 2-2）



点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点(1)：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点(2)：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

<1>全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

本学における自己点検・評価を実施する部局としての組織単位は、学部・学科・研究科等の教育課程運営組織と、教務部・学生部等の業務運営組織及び事務局である。本学の内部質保証のための制度は、まず2013年9月の自己点検・評価委員会規程の改正により、全学の自己点検・評価の他に、各学部、大学院研究科等の部局単位でも自己点検・評価を実施していたそれまでの体制を、学長を委員長とする自己点検・評価委員会が全学の自己点検・評価及び内部質保証活動を統括する体制に一本化することから始まった。次いで2014年度には各部局の規程を見直して、目的と方針を明示し、担当事項を具体的かつ明確にし、部局を運営する委員に職員を加え、教職協同でより実質的な点検評価を実施し、教職員全員で内部質保証に関する意識を共有し、PDCAのサイクルが全学的に機能するよう図るとともに、検証結果を自己点検・評価委員会へ報告することを義務づけた。さらに2016年度には、全学的な自己点検・評価活動に参画する部局として、キャリア支援センター、外国語教育研究センター（2022年度より国際交流センターと統合してグローバル教育センターに改組）等のセンターを加えた。

こうした改正の結果、自己点検・評価委員会は、各部局からの検証結果を受けて改善活動を推進し、PDCAサイクルを回す原動力として大学改革をさらに進展させる組織となっている。

<2>全学内部質保証推進組織のメンバー構成

自己点検・評価委員会は、学長、副学長、学部長、研究科長、教務部長、学生部長、入試部長、図書館長、事務局長、グローバル教育センター長、キャリア支援センター長、教育メディア運営センター長、学部及び大学院研究科ファカルティ・ディベロップメント委員長、教職課程委員会委員長、企画調整室員によって組織され、学長が委員長を務める。

企画調整室は、学長が指名する副学長と教職員により組織され、当該副学長が室長を務める（資料2-3）。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点(1)：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点(2)：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

評価の視点(3)：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

評価の視点(4)：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点(5)：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点(6)：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
評価の視点(7)：点検・評価における客観性、妥当性の確保

〈1〉学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

本学における学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針については、2016年3月31日の学校教育法施行規則改正以前より定められていたが、2018年度以降に予定していたカリキュラム改正の検討に合わせて、「『卒業認定・学位授与の方針』（ディプロマ・ポリシー）、『教育課程編成・実施の方針』（カリキュラム・ポリシー）及び『入学者受入れの方針』（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（中央教育審議会大学分科会大学教育部会、2016年3月31日付）に従って見直しをすることが学長より指示され、「学長室会議 中間まとめ」（2016年6月28日）（資料2-4）により両学部教授会構成員に示された。その中で、具体的には、三つのポリシーを一体性・整合性あるものとして策定すること、三つのポリシーの策定単位は「授与される学位の専攻分野ごとの入学から卒業までの課程（学位プログラム）」を単位として策定・運用すべきことが挙げられている。また、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについては、学長室会議より各学科に対して、教務部を通じて策定の考え方と盛り込むべき内容や体裁等に関する指針が示された（資料2-5）。いずれも規程等に明文化されたものではないが、本学における三つのポリシーの策定・検討は、これらを踏まえて行われている。

〈2〉方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

本学において、恒常的な自己点検・評価活動、内部質保証活動は、「教育研究活動等の水準の維持向上を、本学自らの責任において恒常的・継続的に説明・証明するため、的確な内部質保証システムを構築する」という方針に沿って、年度ごとに以下のようなスケジュールにより実施されている。①年度初めに、企画調整室より諸活動に関する年間スケジュール案が自己点検・評価委員会に提案され審議決定される。②各部局は前年度の自己点検・評価委員会による総括を踏まえ、アクションプランの取り組み項目に従って年次計画を立て、書式（資料2-6）に従って活動計画書を作成し企画調整室を通じて自己点検・評価委員会に提出する。③自己点検・評価委員会において各部局の活動計画書の内容を全学的な観点から点検・評価し、部局間の調整等をした上で各部局にフィードバックする。④各部局は必要に応じて計画を修正の上で実施に移し、10月に年度前半の達成状況を自己評価し、評価結果を書式に従い中間報告書として企画調整室を通じて自己点検・評価委員会に提出する。⑤自己点検・評価委員会において各部局の中間報告をもとに全学的観点から点検・評価し、推進に関する指示を行う。⑥各部局は年度末に年度全体の達成状況を自己評価し、評価結果を書式に従い最終報告書として企画調整室を通じて自己点検・評価委員会に提出する。⑦自己点検・評価委員会において各部局の最終報告をもとに全学的観点から点検・評価し、次年度に向けた総括を行うとともに、各部局の取り組み状況を『自己点検・評価報告書』として取りまとめ、学内外に公表する（資料2-7【ウェブ】、資料2-8【ウェブ】）。

＜3＞点検・評価の実施及び全学内部質保証推進組織による教育のP D C Aサイクルを機能させる取り組み

教育に関する自己点検・評価、内部質保証活動としては、大学レベル、教育課程レベル、授業レベルの3つの段階が想定されるが、大学レベルの教育に関する自己点検・評価については、学長室会議が、教育課程レベルに関しては、それぞれの教育課程や科目群を担当・運営する部局が、授業レベルに関しては、F D委員会及び各教員が、それぞれ全学内部質保証推進組織としての自己点検・評価委員会との連携の下で行っている。

本学における教育課程、または教育課程を構成する科目群を運営する主体は、各学部・学科、各課程、教養科目運営委員会、キャリア支援センター、グローバル教育センター、及び大学院研究科各専攻などであり、それぞれが担当する教育課程についてP D C Aサイクルを動かしている。これらの組織は、基本的には前述のような手続きを踏んで、全学内部質保証推進組織としての自己点検・評価委員会の監督の下で自己点検・評価、内部質保証活動を行っている。ただし、両学部各学科及び図書館情報学課程、日本語教員養成課程に関しては、自己点検・評価委員会に対して計画書・報告書等を提出する形にはなっておらず、取組みの内容に応じて、教育関係の事項については教務部が集約する形で自己点検・評価委員会に報告されることになっている。学部・学科等においても、不断に教育課程及びその内容、方法の適切性等々について点検・評価を実施しており、その結果に基づき、必要に応じて教務部委員会に改正案を提案し、教務部は委員会での検討審議を経て学長室会議に提出している。学長室会議ではこの改正案を全学的観点から点検・評価した上で、学長の承認のもと、部長会議を経て教授会等に審議を求めることとしている。なお、現在、学部・学科等が自己点検・評価委員会に対して計画書・報告書等を提出する形をとっていないのは、本学において、一部の学科の改組等を含むカリキュラム改革が進められており、学部・学科独自の新規の活動計画が立て難い状況にあることにもよる。このような学部・学科等及び学長室会議の活動は、年度末の自己点検・評価委員会において最終的な総括を受けることとなっている。

授業レベルのP D C Aサイクルとしては、各教員によるシラバス作成（P）、授業の実施（D）、F D委員会が実施する学生による授業アンケートの他に、個別授業を対象とするものではないがI R専門部会が実施する「藤女子大学在学生アンケート」（C）、各教員による「授業アンケートを受けて」のフィードバック（A）として行われている。

上記のような、教育に関わるP D C Aサイクルにおける全学内部質保証推進組織の取り組みとしては、自己点検・評価委員会による、各部局に対する計画書及び半期単位での報告書提出の義務化、報告書を受けての総括のフィードバック、アクションプラン各項目の担当部局の見直しなどがあり、また、学長室会議のもとにおける各種の専門部会、プロジェクトチーム、ワーキンググループの設置、及びそれらの組織からの提言に基づく各部局への検討指示などが挙げられる。

＜4＞行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

本学では、2016（平成28）年度の大学基準協会による大学評価において、改善勧告として、基準項目3「教員・教員組織」について「文学部英語文化学科及び人間生活学部保育学科では、大学設置基準上原則として必要な教授数がそれぞれ1名不足している」ので、是正さ

りたい」、努力課題として、基準項目5「学生の受け入れ」について「人間生活学研究科において、収容定員に対する在籍学生数比率が0.38と低いので改善が望まれる」との指摘を受けた。これらの指摘事項については、自己点検・評価委員会委員長である学長より、上記の各学科、研究科等に改善のための取り組みを指示した。これを受けて、各学科では速やかに採用並びに昇任の人事計画を立て、大学院研究科においては「大学院入試委員会」を中心として受験者募集活動を強化した。これらの取り組みにより状況の改善が見られたため、2019年度に「改善報告書」を同協会に提出し確認を受けている（資料2-9【ウェブ】、2-10【ウェブ】）。

2020年度に設置した子ども教育学科の設置届出時においては、文部科学省からの「附帯事項」に「完成年度前に、定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が比較的高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編成の将来構想について検討すること。」という課題が課された。これを受け、自己点検・評価委員会委員長である学長が当該学科に対応を指示した。検討に基づく対応として、完成年度までに定年または任期満了となる専任教員については、「藤女子大学特別任用教員規程」を適用して、完成年度である2023年度までの特別任用教員として再任用し、完成年度以降については、20歳台から40歳台の若手教員を積極的に採用することにより、順次バランスの取れた年齢構成とし、教育研究水準の維持向上と活性化に取り組むべく、2024年度採用に向けての人事計画を立てている（資料2-11【ウェブ】、2-12【ウェブ】）。

<5>点検・評価における客観性、妥当性の確保

本学においては、2017年度以降、中長期計画としてアクションプランを策定し、これを自己点検・評価、内部質保証活動の基準として定めている。このアクションプランに従って各部局は年次計画を立て、その達成度により活動の評価が客観的に行える体制となった（資料2-13）。各部局による活動計画及び中間・最終の自己点検・評価は、自己点検・評価委員会に提出され、各部局の代表が相互にその内容を点検し、全学的な観点から達成度の共有と評価を行っており、こうした活動によって客観性、妥当性を確保するよう努めているが、学外者等による点検・評価については未実施である。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点(1)：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
評価の視点(2)：公表する情報の正確性、信頼性
評価の視点(3)：公表する情報の適切な更新

本学の教育研究に関しては、学校教育法施行規則及び私立学校法等の法令で定めるものについての情報を大学ホームページの「情報公開・財務情報」ページ「教育情報の公開」（資料2-14【ウェブ】）の項目に公開している。「各教員が有する学位及び業績に関すること」については「研究業績プロ」のシステムを利用し、毎年末を更新期限として、研究力推進専門部会が示す「研究業績プロへの入力上の注意」に従い各教員が入力したデータを研究力

推進専門部会がチェックすることにより、正確性を期している。「授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること」については、同ページから大学ポータルサイトにリンクさせる形でシラバスを表示できるようにしている。また、「入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること」については、文部科学省の学校基本調査を基準とした数値を同ページに公表している。

また、教育研究に関する情報としては、上記の他に、「情報公開・財務情報」ページの「その他の情報公開」の中に「倫理意識の向上および不正防止に対する取り組み」として、「藤女子大学研究倫理規準」をはじめ、研究倫理に関する取り組みの情報を公開している。

自己点検・評価結果については、大学ホームページの「自己点検・評価」（資料 2-15【ウェブ】）のページに「公益財団法人大学基準協会による大学評価（認証評価）を受けて」として、2016 年度に受審した認証評価の際の「藤女子大学点検・評価報告書」、及び大学基準協会による「藤女子大学に対する大学評価（認証評価）結果」、「藤女子大学改善報告書検討結果」を掲載するほか、過去 3 年度の「藤女子大学自己点検・評価報告書」を掲載して公開している。

財務状況については、「情報公開・財務情報」ページの中の「財務情報の公開」に、2019 年度以降の各年度の「予算」「事業報告書」「決算」を公開している（資料 2-16【ウェブ】）。この際、「事業報告書」には「監査報告書」を掲載し公正性を期している。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点(1)：全学的な P D C A サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価 評価の視点(2)：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用 評価の視点(3)：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学における内部質保証システムは、上述のように、2017 年度以降、全学の中長期計画である「未来共創ビジョンを具体化するアクションプラン」を基準として運用されている。このアクションプランの策定により、達成度による活動の評価が客観的に行える体制となったが、アクションプランは 3 年度を 1 期としており、自己点検・評価委員会において 3 年おきに新たなアクションプランを策定するために行われる各期の活動及び達成状況の点検・評価が、その期における P D C A サイクル等の適切性、有効性を検証する機会となっている。この検証の際の根拠となるのは、各部局が毎年度作成する自己点検・評価報告書（最終報告）、及び各部局が必要に応じて自己点検・評価報告書に掲げる根拠データであるが、自己点検・評価委員会での検証に当っては、根拠データの提出を各部局に義務付けはしていない。ただし、自己点検・評価活動として明確には位置付けられていないものの、各部局が年度末に予算案とともに作成する次年度の「事業計画」については、自己点検・評価委員会委員である学長・副学長・事務局長に加えて財務管理課長等がヒアリングを行い、各部局から事業の意義、必要性等についてデータに基づく説明を受け、意見交換、調整の上で予算を決定している。

検証結果をもとに改善・向上に結び付けた具体的な事例として、アクションプラン第Ⅰ期（2017～2019年度）の最終年度末に自己点検・評価委員会において各課題の達成状況についての最終評価を行い、これに基づき第Ⅱ期（2020～2022年度）を策定したが、第Ⅰ期においては、各部局ではアクションプランを意識してはいたものの、毎年度の取り組みに明確には反映していない面が見られたことを踏まえ、第Ⅱ期開始に合わせて、アクションプランに基づいて毎年度の自己点検・評価を行う体制を明確化し、各部局が担当するアクションプランの取り組み項目に従って年次計画を立て、その達成状況を5段階で自己評価し、評価結果を自己点検・評価委員会に提出して全学的点検・評価、及び推進に関する指示を受ける体制に転換した。

2-2. 長所・特色

本学の内部質保証の体制としては、諸課題についての点検・評価及び改善策立案方針の決定等の活動を統括する組織として自己点検・評価委員会が位置づけられていた。これに加えて、2016年度に学長室会議が設置され（資料、改善策を実施に移すための意思決定過程を統括するとともに、組織として位置づけられることとなり、点検・評価、改善活動推進組織と意思決定推進組織の両輪が整った。学長室会議は、学長の意思決定を補佐する機能と大学運営に関する戦略的な重要事項について統括的に企画し推進する機能を合わせ持つ機関として発足し、「藤女子大学未来共創ビジョン」の策定も学長室会議の企画に基づいている。

「藤女子大学未来共創ビジョン」及び「未来共創ビジョンを具体化するアクションプラン」は、学長室会議の企画に基づき、自己点検・評価委員会により策定された。この策定により、本学の自己点検・評価活動における、目標達成度による活動評価が客観的に行える体制となっている。

2-3. 問題点

本学における内部質保証の基本的考え方としては、藤女子大学学則及び大学院学則に、教育研究水準の向上を図るため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことを定めており、また「藤女子大学自己点検・評価規程」に、教育研究活動等の水準の維持向上を恒常的・継続的に説明・証明するため内部質保証システムを構築することを掲げているが、点検・評価をどのような範囲、周期、方法等によって実施するのか、内部質保証をどのような根拠に基づいて行うのか等については定められていない。そのため、大学としての教育を総体として点検・評価し質向上につなげてゆくためのアセスメント・ポリシー、アセスメント・プラン等の策定を検討する必要がある。

本学における三つのポリシー策定の基となる考え方については、2016年に学長から出された指示文書に述べられているものの、規程等の形では明文化されていない。これについても規程等の整備を行い、方針として明確化し周知を図る必要がある。

本学の現在の自己点検・評価、内部質保証活動においては、学部・学科等は自己点検・評価委員会に対して計画書・報告書等を提出するという形のPDCAサイクルの中には明確には位置づけられていない。これは、現在本学において、一部の学科の改組等を含むカリキ

ュラム改革が進められているため、学科独自の新規の活動計画が立て難い状況にあることにもよる。改革が実施に移された段階では、学部・学科等についても何らかの形でP D C A サイクルの中に位置付けて行く必要がある。

自己点検・評価委員会における各部局の点検・評価結果の検証に当たっては、現在は記述の基になった根拠データの提出は求めている。ただし、各部局が年度末に予算案とともに作成する次年度の「事業計画」について実施しているヒアリングでは、データに基づいた説明・検証が行われており、その場に自己点検・評価委員会委員でもある学長・副学長・事務局局長等のメンバーが当たっていることから、この過程は大学としての実質的な自己点検・評価活動であると見なすことができる。そのためこの過程を自己点検・評価活動の中に明確に位置付ける必要があると考えられる。

自己点検・評価委員会における点検・評価の適切性、有効性に対する点検・評価の場面においては、IR 専門部会による各種データの分析結果が十分利用されていないこと、学外者や学生を加えた点検・評価などを実施していないことなども課題である。

2-4. 全体のまとめ

本学における内部質保証の基本的考え方として、「教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」という方針は掲げられているが、より詳細な活動の内容や方法については明確化されていない面がある。また、三つのポリシー策定の基となる考え方についても規程等による明文化がなされていない。このため、現在、改革推進プロジェクトチームの下に設置された教学マネジメントワーキンググループにおいて、教学マネジメント組織・体制の構築と合わせて、大学としてのアセスメント・ポリシー、アセスメント・プランの立案についても取り扱われており、これらの中に内部質保証の考え方や三ポリシー策定の考え方等も盛り込む方向で検討が進められている。

内部質保証を推進する組織としては、自己点検・評価の統括と改善策策定方針を定める自己点検・評価委員会と、改善策を実施に移す局面において統括の役割を果たす学長室会議が両輪として組織され、機能を発揮している。

また、アクションプランの策定により、各部局がそれに従って計画・実施・点検・評価が可能となる体制が整えられ、これによってP D C A サイクルも明確化されることとなった。自己点検・評価委員会における各部局の点検・評価結果の検証において、現在は根拠データに基づいた検証が十分にはできていないが、各部局が作成する次年度の「事業計画」について実施するヒアリングを自己点検・評価活動の中に明確に位置付けることにより、より実質的で有効性のある自己点検・評価、内部質保証活動が可能になると考えられる。

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等については、大学ホームページにおいて適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしている。

内部質保証システムの適切性についての定期的な点検・評価は、アクションプラン各期の最終年度の次期アクションプラン策定の時機に合わせて行なっているが、点検・評価の適切性、有効性に対する点検・評価の場面においては、現状では、IR 専門部会による各種データの分析結果や、学外者や学生からの評価などは十分には取り入れられていない。これについても、教学マネジメントワーキンググループにおいて、アセスメント・ポリシー、アセス

メント・プラン等の中で制度化して行くことが検討されている。

以上のように、本学の内部質保証については、問題点はあるものの、適切な対処がなされつつあることから、大学基準を概ね充足していると考えられる。

第3章 教育研究組織

3-1. 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点(1)：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性
評価の視点(2)：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性
評価の視点(3)：教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性
評価の視点(4)：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

<1>大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

本学は、1961年に女子の人格教育を礎石としたリベラルアーツ教育を実施する英文学科と国文学科の2学科からなる文学部のみ単科大学として出発したが、1992年には人間生活学部を開設し、女性の社会進出と職業における専門性の確保という社会的要請から専門教育を深化させることで小規模ながら女性の総合大学としての特徴を発展させてきた。現在の本学の教育研究組織は、2学部6学科1研究科、3つの課程及び2つの研究所により構成されている。すなわち文学部（英語文化学科、日本語・日本文学科、文化総合学科）、人間生活学部（人間生活学科、食物栄養学科、保育学科/子ども教育学科）、大学院人間生活学研究科、及び教職課程、図書館情報学課程、日本語教員養成課程を設置している。

文学部は、「女性の全人的高等教育を通して、広く人類社会に対する愛と奉仕に生きる高い知性と豊かな人間性を備えた女性の育成を使命とする」という建学の理念に基づき、開学時から設置される英文学科と国文学科の2学科を、2000年に短期大学の廃止とともに英語文化学科、日本語・日本文学科に改組した。同時に社会科学系の専門教育を取り入れた新たな学科として文化総合学科を新設し、3学科が相互に補完しあって、新たな時代の変化と広範な社会的要請に応えうる高度な女子教育を行うことを目指してきた。文学部は、北海道の女子高等教育において、細分化されがちな人文・社会科学の諸分野を有機的に連関させることで、専門性と総合性を合せ持つ有為なる女性の育成を目指している。また、2018年度のカリキュラム改正により、「国際意識を育て、世界の平和を願い、人類社会の一員としての責任を果たす人材を育成する」という大学の教育目的を実現するため、3学科に所属するすべての学生を対象とした特別英語プログラムとして、特別な英語教育環境と留学や課外活動等を連携しつつ、実践的な英語能力の体得を可能とする「藤 Academic & Career English プログラム」（以後、ACEプログラムと称する）が設置されたほか、文学部全学科の学生が履修し、卒業研究まで選択することも可能な「キリスト教学専修」が設置され、本学の建学理念である「キリスト教的世界観及び人間観」に関わる学習を4年間を通して行うことが可能となっている。

人間生活学部は、建学の理念である「広く人類社会に対する愛と奉仕に生きる高い知性と

豊かな人間性を備えた女性」を育成するため、社会の要請を受けて1992年に藤女子短期大学家政科を改組し、人間生活学部人間生活学科、食物栄養学科の2学科として設置された（短大家政科は1994年度に生活学科に改称され2000年度まで存続）。2000年には多様化し厳しさを増す子どもの環境変化に対応できる保育者を養成するため、藤女子短期大学保育科を改組し、現在の人間生活学科、食物栄養学科、保育学科(2020年度より子ども教育学科)の3学科体制となった。現在まで、人間生活学部の教育目的を達成するために、3学科体制における実践的で深い専門教育を22年間行っている。最近では、「国際関係を超えた地球的視野から生活の諸問題を実践的に対処することのできる女性」を育成するため、全3学科で「Academic Communication I・II」2単位を必修とするほか、環境問題や子どもの貧困問題など、グローバルな視野からのアプローチを必要とする諸問題を扱う授業にも力を注いでいる。クオリティ・オブ・ライフ(QOL:生活の質・生き方の質)向上に必要な学問を教育する3学科が同じ学部集うことにより、人間生活に関する広い教養を身につけるための格好の学び舎となっていると自負している。

大学院人間生活学研究科は、人間生活学部を基礎として2002年に人間生活学専攻と食物栄養学専攻の2専攻からなる修士課程として設置された。複雑多様化する現代の生活環境をめぐる諸問題を理論的・実践的に研究するとともに、それら諸問題の解決に向けて対処しうるより高度な専門性を身につけた人材の養成を目指している。本研究科は、人間生活学専攻、食物栄養学専攻ともに男女共学として社会人をも受け入れている。社会人学生は、教職、社会福祉関係職務、管理栄養士等の各職種に関するより新しく高度な知識・技術修得を目指して、また職場におけるステップアップのための資格取得を目指してなど、目的は様々であるが、研究科の理念・目的をさらに広く社会において実現する役割を担う存在となっている。なお、修士課程に子どもを研究対象とする教育研究分野を加えることがこれまでの検討課題であったが、2021年度にWGを発足し、2025年度からの新設を目指して検討を進めている。

<2>大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

附置する教育研究所としてキリスト教文化研究所、QOL研究所が設けられている。このほか、外国語教育と国際交流を担うグローバル教育センター、学生のキャリア形成を支援するキャリア支援センター、主に教育に活用されている機器やシステムの管理・運営を担う教育メディア運営センターが設けられている。

キリスト教文化研究所は、本学の建学の理念に基づいてキリスト教の精神並びに文化の研究を行うことを目的として1998年6月に設立され、今日に至っている（資料3-1【ウェブ】、3-2）。この目的に沿って、本研究所では、所員の研究成果を主として紀要によって公表してきた。『藤女子大学キリスト教文化研究所紀要』は、講演会記録・論文・翻訳・書評をその主な内容として、創刊号(1999年度)から第21号(2021年度)まで、継続的に発行されている。招聘した講師による公開講演会も2000年度以降継続して実施されてきた。2020年度、2021年度はコロナ禍のため中止を余儀なくされたが、2022年度からは再開されている。所員による研究例会は1999年度から行われており、2020年度はコロナ禍のため中止を余儀なくされたが、2021年度にはオンライン開催形式で再開された。

QOL研究所は、福祉に関する研究、研究助成、指導及び普及事業を行うことを目的として

2003年4月に人間生活学部に設立された「福祉研究所」に遡る（資料3-3【ウェブ】、3-4）。2006年度には、狭義の「福祉」に関する研究所から、「人類の幸福の追求の中で生じる人間関係、地球環境等に関する矛盾を解決するために、寛容の精神を持って、自由な立場から真実を主体的に追求できる人格の形成に努める」という本学の教育目的に合致する、広義のwell-beingを追求する研究所とするため、人間生活学部各学科共通の目的であるクオリティ・オブ・ライフ（QOL）の概念を採り入れ、「QOL研究所」と改称した。本研究所は、所長、研究員及び客員研究員から構成され、所長は人間生活学部長である。本研究所の運営は、所長、研究員及び客員研究員によって構成される運営委員会によって行われている。2021年度からは、「藤女子大学 QOL 研究所規程」を改正して各学科から運営委員を選出することとし、学部における研究所としての運営体制を見直した。本研究所は、本学の建学の理念・教育目的と密接に関係する QOL に研究の焦点を当てることにより、人間生活学部における学際的な教育研究施設として適切に機能している。また、自閉症援助技術研究会との共催により公開講座を継続的に開講している（2020年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大のため開催していない）。刊行している『藤女子大学 QOL 研究所紀要』は、査読付紀要として人間生活学部における QOL 研究の学術レベル向上に寄与している。過去5年間（2017年度～2021年度）の論文数は25報である。

2022年に設立されたグローバル教育センターは、それまでの外国語教育研究センターと国際交流センターが統合された組織であり、センター長、文学部及び人間生活学部の外国語科目担当専任教員、学部長が推薦する専任教員、日本語教員養成課程担当教員、国際交流室職員、教務課職員2名以内で構成される。本センターは、本学の建学の理念と教育目的「国際意識を育て、世界の平和を願い、人類社会の一員としての責任を果たす人材を育成する」に基づき、教育並びに研究支援のための国際交流を推進し、グローバル化対応能力（Global Competency）の涵養に資する外国語教育を通じて、国内外の様々な問題に取り組むことのできる人材を育成することを目的としている。外国語教育に関わる基本方針の立案に関する事項、外国語カリキュラムの企画・作成・調整に関する事項、外国語教育に関する調査・研究・開発に関する事項、学生の国際交流に関する事項、派遣・受入留学生の修学支援に関する事項等、本学の外国語教育の中心となる業務を担っている（資料3-5）。

教育メディア運営センターは、教育の機会をより広く提供することのできる環境を拡充するための教育DX改革や継続的なICTの教育的利用を目的として、従来から存在した情報メディアセンターを廃止し、新たに2022年度に発足した。センターの構成メンバーは、副学長、教員各学部1名、職員若干名、情報メディア課職員2名以内であり、他のセンターと同様、教職員合同で運営をするセンターである（資料3-6）。本センターは、本学の教育目的を達成するための基盤整備として、デジタル機器やメディアを利用した多様な教育手法やこれらの機器やメディアを結ぶネットワークを利用した教育（研究）援用システム（具体的には、LMS、オンライン会議システム、デジタル情報提示装置、そしてデジタルコミュニケーションインフラなど）に関わる業務を統括し、教育用機器及び教育（研究）援用システムの運用と改善に関わる事案を担当することとした。本センターの設立により本学のデジタル機器やメディアを教育援用しつつ、教育に主眼をおいた学内の情報メディアツールを管理・統括し、充実させるための学内体制が整った。当然のことながら、本センターは従来情報メディアセンターが管理していた情報ネットワーク環境の維持・改善にも及んで業務

を遂行している。

<3>教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性

本学には、学士課程の他に、資格等に関わる教職課程、図書館情報学課程、日本語教員養成課程を設置している。

教職課程は、建学の理念及び教育目的に掲げる人格教育の社会的成果を教育者として実現することを目的とし、その運営には、教職課程科目を担当する教員と、教務部長、両学部各学科から選出された委員からなる教職課程委員会が当たっている（資料 3-7）。

図書館情報学課程は、図書館情報学を学び図書館及び情報に関連する専門的業務に従事する人材を養成することを目的とし、その運営には、図書館情報学課程科目を担当する教員と、図書館長、教務部長、両学部各学科から選出された委員からなる図書館情報学課程運営委員会が当たっている（資料 3-8）。

文学部に設置される日本語教員養成課程は、日本語を母語としない人たちに日本語を教える人材を育成することを目的とし、その運営には、日本語教員養成課程科目を担当する教員と、文学部の教務部委員の代表 1 名、文学部各学科から選出された委員からなる日本語教員養成課程運営委員会が当たっている（資料 3-9）。

各課程における運営上の諸事項は、委員会において学科等の意見を踏まえて審議される。カリキュラムの見直し等の案件については、さらに教務部に審議を求め、教務部長から学長・学長室会議に提案された後、部長会議を経て教授会にて審議され、その意見を踏まえて学長または理事会によって決定される。このように、課程については、学内各部署の目を通して、広く意見を反映することが可能となるように運営組織が組成され、適切に運営されている。

<4>教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学では、創立者ヴェンセスラウス・キノルド司教の「北海道の未来は女子教育にある」との信念に基づき、「広範な社会環境において多角的な視野のもとで多様な課題に主体的に取り組み、社会に貢献できる女性を育てる」ことを目的とする文学部、「国際関係を超えた地球的視野から生活の諸問題を実践的に対処することのできる女性を育てる」ことを目的とする人間生活学部を設置して、一貫して女子教育を行ってきた。本学の教育研究組織の編制原理は、人格教育に基づいて学術の進展と社会の要請に適った教養教育及び専門教育を実現するための組織を構築することにある。この中で、現在までに上述のような学科・課程の新設、研究施設・センターの拡充、プログラムの開設などに取り組んできている。

また、現在では、中央教育審議会『2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）』等示される今後求められる大学教育への転換を図るため、「藤女子大学将来構想会議」、「藤女子大学改革推進プロジェクトチーム」（資料 1-21）等により教育研究組織の見直しも視野に入れた検討が行われている。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点(1)：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・

評価

評価の視点(2)：点検・評価結果に基づく改善・向上

〈1〉教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

教育研究組織の適切性についての定期的な検証は、本学では自己点検・評価委員会において実施している（資料 2-1【ウェブ】）。具体的には、自己点検・評価委員会が「藤女子大学未来共創ビジョン」に基づく点検・評価をもとに策定する「未来共創ビジョンを具体化するアクションプラン」に「教育改革に応じた教育組織・教職員組織の再構築を図る」ことが明記されており、現在はこれに基づき、この項目を分担する学長室会議の下に改革推進プロジェクトチーム等が設置され、改善策の検討が行われている。

キャリア支援センター、グローバル教育センター、教育メディア運営センターの組織としての適切性を検証する責任主体は、自己点検・評価委員会である。QOL 研究所とキリスト教文化研究所は、活動と管理運営の検証を自ら行い、学長に報告することとしている。

大学院人間生活学研究科の教育研究組織は、人間生活学部の教育研究組織を基盤にしているため、学部の組織と連動させながらより充実した教育研究組織を組み立てている。また、大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会により毎年実施されている「大学院生活満足度調査」の結果と併せて教育研究組織の適切性について研究科委員会で検討し、自己点検・評価委員会において検証・評価を進める体制になっている。

〈2〉点検・評価結果に基づく改善・向上

点検・評価に基づく改善の例として、現在の内部質保証体制がスタートする以前の事例ではあるが、本学の共通科目に関する検討の事例が挙げられる。2015 年度以前は、共通科目、外国語科目は学部ごとに設けられており、文学部においては、独自に開設された共通科目は、宗教科目と外国語科目のみであり、その他の分野については他学科で開講されている専門科目を「教養科目」に相当するものとして履修する制度を採っていた。これに対して、2011 年度の「藤女子大学自己点検・評価報告書」の文学部の項目には「より幅の広い教養科目の履修が可能なカリキュラムの検討が望まれる」と述べられ、教務部の項目には「文学部では、オープン・カリキュラム制度により、教養科目が文学系に偏る傾向があるので、自然科学など文学系にはないより幅の広い教養科目の履修が可能になるよう、検討が望まれる」と述べられているように、自己点検・評価委員会においても課題として認識されていた。こうした検証を受け、まず学長の指示のもと「外国語教育研究センタープロジェクト」が組成され、その提言に従って外国語科目担当組織としての外国語教育研究センター（2022 年度より、国際交流センターと統合しグローバル教育センター）の設置を始めとする諸改革が行われ、次いで「教養科目・共通科目再構築プロジェクト」が組成され、その検討を受けて、学長提案の形で教養科目関連の改革が行われ、これに伴って教養科目運営委員会が新設された（資料 3-10）。こうして、それまで両学部が独自に設けていた共通科目・外国語科目を見直し「大学共通科目」として整備を進め、2015 年度より全学共通の外国語科目、2018 年度より全学共通の教養科目を設置した（人間生活学部では 2019 年度より運用開始）。

3-2. 長所・特色

2022年に教育メディア運営センターが発足したことで、教育を主眼においた、学内の情報メディアツールを管理・統括し充実させるための学内体制が整った。これにより、社会の要請に応えるための教育DX改革やICTの教育的利用のさらなる推進を目指し、教育メディア運営センターを基盤として、教務部・FD委員会等の関連部署との実質的な連携のあり方を検討することが可能になった。

また、外国語教育研究センターが発足し、全学共通のカリキュラムに従って、グローバル化対応能力(Global Competency)の涵養に資する外国語教育を実施する体制が整った。さらに、2022年度からは外国語教育研究センターと国際交流センターがグローバル教育センターとして統合され、これにより、それぞれのセンターがより有効に機能し合い、外国語教育と国際交流関連事業を総合的に企画・運営・統括することが可能となった。

本学の建学の理念である「キリスト教的世界観や人間観」に関わる学問領域を対象とする「キリスト教文化研究所」を設け、1998年6月の設立以来、『藤女子大学キリスト教文化研究所紀要』の発行、講演会の開催などの積極的な活動を継続している。

本学人間生活学部各学科共通の目的であるクオリティ・オブ・ライフ(QOL)の概念に基づいて「QOL研究所」を設置し、2006年の設立以来、『藤女子大学QOL研究所紀要』の発行、公開講演会、研究会等の開催などの積極的な活動を継続している。

3-3. 問題点

2019年度より、学部ごとの共通科目を改め教養科目を新設し、外国語科目と合わせて大学共通科目として運用を開始したが、大学共通科目全体として本学の理念・教育目的に適合しているか、その成果を検証する必要があるとともに、教養科目の運営に当たる教養科目運営委員会の機能が十分に働いていないことから、「改革推進プロジェクトチーム」及び「教学マネジメント・ワーキンググループ」において、本学の基盤教育とその運営組織についての点検・評価、及びそれに基づく改革案の策定に取り組んでいる。

3-4. 全体のまとめ

建学の理念・教育目的との適合性を図りながら教育研究組織を編制してきており、学術の進歩や社会の要請との適合性についても検証していることから、大学基準を概ね充足している。

第4章 教育課程・学習成果

4-1. 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点(1)：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

<1>大学

大学全体の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、建学の理念・目的に基づき、以下のように定められている。

本学の建学の理念および教育目的を達成するため、ディプロマ・ポリシーを次の通り定める。

1. キリスト教的世界観および人間観をよく理解し、愛の精神をもって、柔軟かつ誠実に行動することができる。（キリスト教的世界観および人間観）
2. 文化の多様性に配慮し、現代社会の一員として主体的にその役割を果たすため、他者との円滑なコミュニケーションを行うことができる。（主体性・多様な人々と協働して学ぶ態度）
3. 現代社会における諸問題を理解するために、文学部、人間生活学部の各学科等の求めるそれぞれの専門分野の知識・技能を身につけ活用することができる。（知識・技能）
4. 授業で得た知識を自分の問題として捉えなおし、現代の諸問題に関連づけ、幅広く複眼的な視野をもって論理的かつ批判的に思考し、社会に発信することができる。（思考力・判断力・表現力）

このディプロマ・ポリシーは『教務ガイド』に掲載して学生に周知しているほか、大学ホームページ等にも掲載し、広く社会に公表している（資料4-1【ウェブ】）。

2018年度からの全学的なカリキュラム改正の際に学長から出された方針に従って、各学科のポリシーは内容と体裁の統一が図られ、ディプロマ・ポリシーについては、大学全体のディプロマ・ポリシーと相互に補完し合うように設定するとともに、各学科の教育目的と整合をとりつつ、各学科の専門性に関わる知識・技能の他に、学科が教育目的を達成する上で重視する幾つかの能力を項目として立てる形式に統一している。

例えば、文学部英語文化学科では、教育目的を「国際言語としての英語の運用能力を高めつつ、英語圏の言語文化の社会的・歴史的諸相についての知見を養い、母語を含め、広く言語文化への関心と理解を深めていくことを目指す。その成果をもって、国際社会および地域社会の一員として他と協働し、健全な批判力と構想力をもって、自らを的確に表現することができる女性を育てることを目的とする。」と定めており、この目的を達成するため、以下のようにディプロマ・ポリシーを定めている。

本学科の教育目的を達成するため、ディプロマ・ポリシーを次の通り定める。

1. 英語圏の言語文化の社会的・歴史的な諸相について知見を深め、それを母語への関心へと繋げるとともに、広く言語文化の基層にある問題を多角的、分析的に捉え、考えることができる。(知識・理解 分析的思考)
2. 国際的なコミュニケーション手段としての英語運用能力を身につけ、多元化する世界や自国の諸問題に他と協働して対処していくことができる。(コミュニケーション力 社会性)
3. 人文科学の文脈における普遍的問題についての理解に基づき、各専修において獲得した専門的知識を応用して、現実社会において自らが取り組むべき課題を発見、分析し、その見解を批判的、論理的な手続きに沿って展開し、日英両言語において発信することができる。(問題の発見 批判的思考 表現力)
4. 文学・文化専修においては、英語圏の文学と文化についての関心に基づく独自の研究を推進し成果をまとめることができる。(専門性)
5. 言語・コミュニケーション専修においては、英語圏を中心に言語とコミュニケーションについての関心に基づく独自の研究を推進し成果をまとめることができる。(専門性)

以上のように、英語文化学科のディプロマ・ポリシーは、主として大学全体のディプロマ・ポリシー第3項を敷衍する形で記述され、教育目的に示される学科で身につけるべき専門性について、専修の学修内容に合わせて項目4・5として示すほか、1～3の項目では、学科で身につけた専門性を社会において発揮するために必要となる「知識・理解 分析的思考」「コミュニケーション力 社会性」「問題の発見 批判的思考 表現力」の各能力・資質を掲げている。

また、人間生活学部人間生活学科では、教育目的を「広く共生社会の実現に貢献するため、多様な価値観をもつ他者との共同的な取り組みを通して、日常生活の課題にしなやかに向き合い、行動し続ける女性の育成を目的とする。そのために、生活・福祉に関わる知識や技能、それをつなげるプロジェクトを運営する実践力を養うことを目指す。」と定めており、この目的を達成するため、以下のようにディプロマ・ポリシーを定めている。

本学科の教育目標を達成するため、ディプロマ・ポリシーを次の通り定める。

1. 多様な生活を取り巻く社会的事象の現状と課題について、人間と環境の相互作用を、科学的にかつエコロジカルな観点から説明できる。(知識・理解)
2. 日常生活で直面する課題を的確に把握し、多様な価値観をもつ他者とともに行動できる能力を身につけて、暮らしやすい社会への変革に貢献し、生活の質の向上に向けて実践できる。(汎用的な能力)
3. 現代家政専修においては、人間の生涯発達における生活課題を考え、解決するための能力を身に付け、生活の質の向上に貢献することができる。(専門的な能力)
4. 社会福祉専修においては、個人をとりまく社会環境との不適合に対し、社会福祉の各分野の制度・サービスに関する知識・相談援助技法を活用することができる。(専門的な能力)
5. プロジェクトマネジメント専修においては、立場の異なる他者との協働の中で考え方

を整理し、プロジェクトを企画・運営・評価することができる。(専門的な能力)
6. 高い学習意欲と共生的な視座を備え、困難な状況にもしなやかに対応し、課題に向き合う姿勢をもって多様な価値観を受け入れることができる。(態度・志向性)

以上のように、人間生活学科のディプロマ・ポリシーは、主として大学全体のディプロマ・ポリシー第3項を敷衍する形で記述され、教育目的に示される学科で身につけるべき専門的な能力について、専修の学修内容に合わせて項目3・4・5として示すほか、1・2・6の項目では、学科で身につけた専門的な能力を社会において発揮するために必要となる「知識・理解」「汎用的な能力」「態度・志向性」の各能力・資質を掲げている。

このように、各学科のディプロマ・ポリシーは大学のディプロマ・ポリシー、学科の教育目的と整合性をもって適切に設定されている。大学両学部各学科のディプロマ・ポリシーは、『教務ガイド』に掲載して学生に周知しているほか、1年次の全学科共通の必修科目「女性とキャリアI」のシラバスに「学科のディプロマ・ポリシー、カリキュラムについて理解しておく」の1項を事前事後学修の内容に掲げて学生への浸透を図っている(資料4-2【ウェブ】)。また、大学ホームページ等にも掲載し、広く社会に公表している(資料4-3【ウェブ】)。

〈2〉大学院人間生活学研究科

大学院人間生活学研究科では、本学の建学の理念及び大学院の目的に基づき、研究科の教育目的を「生命と人間の尊厳という価値に由来する理念『共生社会』の実現に貢献できる人材の育成を目指し、複雑化・多様化する現代の生活環境において生じる諸問題を理論的・実践的に研究するとともに、そうした諸問題に取り組むことができる実務家及び実践的研究者を養成することを目的とする。」と定めており、この目的を達成するため、各専攻のディプロマ・ポリシーを以下のように定めている。

本研究科は、各専攻のディプロマ・ポリシーに掲げた独自の資質や能力を備えていると認められる者で、所定の単位数を満たし修士論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、学位を授与する。

■人間生活学専攻のディプロマ・ポリシー

「人間生活」、「生活環境」、「生活福祉」の3分野を基軸として、複雑・多様化する現代社会の諸問題に対する分野横断的な思考方法とより高度な分析・問題解決能力を身につけ、個人や社会のQOLの向上に貢献できる。

■食物栄養学専攻のディプロマ・ポリシー

「食品品質」、「生体機能」、「栄養管理」の3分野において、一つの分野に偏らない幅広い知識と技術及び専門分野における研究能力を身につけ、食と健康を取り巻くさまざまな問題に対応し、個人や社会のQOLの向上に貢献できる。

以上のように、人間生活学研究科のディプロマ・ポリシーは、その教育目的に合わせて、各専攻において身につけるべき諸知識・技能及び単位・論文審査等の要件を示す形で定められている。

このディプロマ・ポリシーは『大学院学生便覧』に掲載して学生に周知しているほか、大

学ホームページ等にも掲載し、広く社会に公表している（資料 1-14【ウェブ】、4-4【ウェブ】）。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点(1)：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点(2)：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

〈1〉大学

本学では、教育課程を運営する学科ごとに教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定めている（資料 4-5【ウェブ】）。大学各学科のカリキュラム・ポリシーは、学科ごとにディプロマ・ポリシーと整合をとりつつ、「カリキュラムの体系性および順次性」「教養・外国語教育」「専門教育」「キャリア教育」「学修の方法と評価」という統一された項目に従って記述する形式に統一されている。

カリキュラム・ポリシーには、教育課程の体系性および順次性が明示され、1年次から4年次にかけてどのような科目を、どのような目的に基づいて履修すべきかわかるようになっている。学科に設けられた専修と、専修における専門教育の内容や授業の形態、専門科目とキャリア教育の関係についても示されている。また、文学部においては、各学科が学修の集大成と位置づける卒業論文について文学部統一の評価基準（資料 4-6【ウェブ】）に基づく厳正な評価が行われることも明記されている。

例えば、文学部文化総合学科のカリキュラム・ポリシーでは、学生は1年次には主に全学共通の教養科目と外国語科目、学科の基礎演習と入門科目を履修し、2年次には「現代社会」と「歴史・思想」の2専修を意識しながら、自らの学問的関心に沿う特講や演習を履修するよう促す科目の配置方針が示されている。また、3年次には、各自の関心にあわせた学問分野と研究テーマを絞る卒業研究（論文）執筆の準備科目、4年次には資料・史料の分析を繰り返して卒論を完成させる科目の配置が明示されている。また、講義・演習の別にかかわらず、双方向的な学習が行われることや、卒業論文は複数教員（主査と副査）がかかわって厳正に評価されることが明示されている。また、キャリア形成を見据えて、1年次の「基礎ゼミ」（必修）から、フィールドワーク・アンケート調査の手法、プレゼンテーションの仕方等、キャリアにつながる教育が実践を通して行われることも明記されている。

また、人間生活学部子ども教育学科のカリキュラム・ポリシーでは、ディプロマ・ポリシーの具体的な目標が段階を踏んで発展的に達成されることが示されており、例えばカリキュラム・ポリシー第3項「専門教育」では、1・2年次には教養科目・外国語科目ならびに学科の基礎科目や保育・教育の内容に関する科目等を配置し、2年次は保育・教育・福祉の内容や技術に関する科目を配し、3年次以降はこれまで修得した知識や技術をさまざまな実習によって体得することが記述され、具体的な年次における教育内容が記述されている。人間生活学部の3学科においては国家資格の取得が目指されていることから、カリキュラム・

ポリシーでは卒業後に必要なスキル・態度等の養成にも力点が置かれており、子ども教育学科では、カリキュラム・ポリシー第4項「キャリア教育」において、幼稚園教諭、小学校教諭、特別支援学校教諭、保育士資格、児童厚生一級指導員資格にかかわるカリキュラムを通して、子どもおよびその家族の生活の質の向上に寄与するための力や考え方を身につけることが記載され、資格取得を目指す学科カリキュラム全体が卒業後のキャリアと深く結びつくこと、また、特にそれがディプロマ・ポリシーの「汎用的技能」、「態度・志向性」の実現に資することが示されている。

このように、大学両学部各学科のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーと関連付けられて明確に定められ、全学共通科目・学科専門科目を総合した、履修すべき科目群の全体像を図示した学科ごとのカリキュラム・マップとともに『教務ガイド』に明示して学生に周知されるとともに、大学ホームページ等にも掲載して広く社会に公表されている（資料4-7【ウェブ】）。

また、本学では建学の理念・大学の教育目的に基づく大学のディプロマ・ポリシーの実現に向け、教養科目・外国語科目を設けているが、これらの科目群についても独自にカリキュラム・ポリシーを定めている。このカリキュラム・ポリシーにより、教養科目・外国語科目と各学科の専門科目とが共に本学の学生としての学修の質を保障するものであること、教養科目・外国語科目がそれぞれどのような目的をもって編成されているのか等の、教養・外国語教育に対する大学の基本的な考え方が明示されている。

教養科目・外国語科目のカリキュラム・ポリシーもまた『教務ガイド』に明示して学生に周知されるとともに、大学ホームページ等にも掲載して広く社会に公表されている（資料4-5【ウェブ】、4-8【ウェブ】）。

〈2〉大学院

大学院人間生活学研究科では、その理念・目的に基づくディプロマ・ポリシーの実現のため、研究科、各専攻のカリキュラム・ポリシーを定めている。人間生活学研究科のカリキュラム・ポリシーでは、ディプロマ・ポリシーに掲げられる分野ごとの知識・技能を身につけることを可能とする諸科目をそれぞれの分野に配置することが明記され、分野を横断的に学ぶ履修を必須とすることや、基礎と専門性に配慮した科目構成をとること等が示されている。

このカリキュラム・ポリシーは『大学院学生便覧』に掲載して学生に周知しているほか、大学ホームページ等にも掲載し、広く社会に公表している（資料1-14【ウェブ】、4-9【ウェブ】）。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点(1)：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法

<ul style="list-style-type: none"> ・授業科目の位置づけ（必修、選択等） ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定 ・初年次教育、高大接続への配慮 ・教養教育と専門教育の適切な配置 ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等 ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり <p>評価の視点(2)：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施</p>
--

〈1〉各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

(1) 学科等における教育課程編成の適切性

大学においては、各学科等が大学、学科のディプロマ・ポリシーを実現するためのカリキュラム・ポリシーをそれぞれ定め、それに基づいて教育課程が編成されている。カリキュラム・ポリシーに示された教育課程の編成の順次性及び体系性については、カリキュラム・マップに図示して学生が理解しやすいように配慮するとともに、2022年度にはコースナンバリングによる科目の客観的な基準化を行い、旧来の科目ナンバーに開講学科・課程等、授業形態、開講学年が追加付番されることで、学修の段階や順序等を踏まえた学生の計画的学修を可能としている。

以下には、各学科等の教育課程の編成が方針に従ってどのように行われ、適切な教育内容の科目を配置しているかについて、個別に記述する。

【大学共通科目】

本学では建学の理念及び教育目的に基づき、大学共通科目（教養科目・外国語科目）を設けている。これらの科目群についてもカリキュラム・ポリシーが策定されており、教養科目は、カリキュラム・ポリシーに従い「人間と宗教」「ジェンダー・キャリア教育」「人間形成」「リテラシー」の区分に分けられている。いずれの学科に所属する学生であっても1・2年次に偏りなく教養科目が履修できるような編成となっているほか、卒業要件として、教養科目から指定された2科目3単位が全学共通で必修とされ、区分ごとの選択必修が学科により8～16単位の範囲で定められている。

必修科目の一つは「キリスト教概論（2単位）」であり、もう一つが「女性とキャリアⅠ」（1単位）である。これらは「キリスト教的世界観や人間観を土台として、女性の全人的教育」を行うとした本学の建学理念に則して編成されたものである。同時に、女性の自立・活躍等の視点から社会のニーズに応えるため、2018年度には「女性とキャリアⅡ」（1単位・選択）を2年次前期に設置することで、キャリア教育のさらなる充実を図った。

外国語科目については、「多彩な外国語科目を設け、個々の関心に応じた履修を可能にする」としたカリキュラム・ポリシーに従い、英語のほか、フランス語、ドイツ語、中国語、韓国語の諸科目を提供している。これらの科目は、両学部ともに同一の体系に基づいて編成され、文学部8単位以上、人間生活学部6単位以上を選択必修としている。具体的に、文学部英語文化学科では、「ドイツ語、フランス語、中国と、韓国語のうち1外国語8単位以上選択必修」、日本語・日本文学科は「英語、ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語のうち1外国語8単位以上、または2外国語各4単位以上選択必修」、文化総合学科は「英語、ド

ドイツ語、フランス語、中国語、韓国語のうち1外国語8単位以上選択必修」である。人間生活学部3学科では「Academic Communication」のIとII（それぞれ1単位）を必修とし、これらのほかに4単位以上の外国語を選択必修としている。

すべての外国語は基礎から上級まで、段階を踏んだ学修ができるように編成されているほか、英語履修者は自らの習熟度レベルに応じた科目を履修できるよう、外部テスト（TOEIC）を利用したプレースメントテストが行われている。文学部では学科によって「義務」か「推奨」かに分かれるものの、いずれの学科も95%を超える学生が上記プレースメントテストを受験している。また、人間生活学部では入学者全員が受験を義務づけられている。能力別のクラス配置は、学生の効果的な英語学習につながっている。

また、文学部においては、英語の科目を「基礎・アカデミック関連科目群」「応用・留学関連科目群」「実践・キャリア関連科目群」の3区分に編成し、プレースメントテストで測られる学生の語学力の程度や、留学・卒業後の海外勤務などの希望、興味関心に応じて、多種多様な科目を履修することが可能となっている。

英語以外の外国語（中国語、韓国語、ドイツ語、フランス語）については、「初修外国語」と位置づけられ、初級科目を履修した上でなければ中級科目へと進むことができない。一方、近年は高校で中国語や韓国語等を学習した経験のある学生も入学しており、今後は英語同様に学生の語学レベルに応じた履修を可能とする制度の検討が必要である。

【文学部】

文学部では、各学科が掲げる共通の5項目から成るカリキュラム・ポリシーに従い、それぞれの特色を生かした科目が体系的・段階的に編成されている。文学部では、学則第18条及び学則別表第6-1～3（資料1-3【ウェブ】）により卒業要件を定めている。その内訳はカリキュラム・ポリシーに基づいて定められ、卒業必要単位に対し、各学科とも共通して教養科目から必修として「キリスト教概論」「女性とキャリアI」を課するほか、学科により教養科目の選択必修単位数を定め、外国語科目の選択必修を課している。各学科では、大学共通科目のほかに、学科専門科目から必修、選択必修、自由選択（学科専門科目以外の科目を含めて自由に選択できる単位）の単位数をバランスをもって卒業要件として定め、これにより、文学部が授与する学士（文学）の学位にふさわしい学習成果の実現を目指している。

文学部3学科には共通して2年次以降に複数の専修が設けられている。大学共通科目の履修による1年次の基礎的学修を経て、各学科ともに2年次以降、学生は各学科に設けられた2つの専修を意識しながら学修を進め、その集大成となる4年次の卒業研究（論文）に向けて、自らの学問的関心の中心を明確にしていくことになる。

各学科が設置する専門科目の多くは、講義、演習の別にかかわらず卒業研究（論文）へと向かうよう位置づけられている。卒業研究（論文）における自律的な学修を実現するため、各学科はそれぞれ能動的な学修要素を取り入れた授業を提供している。卒業論文では卒業論文評価基準（資料4-6【ウェブ】）に則って厳正な評価が行われており、カリキュラム・ポリシー第5項（学修の方法と評価）とともに、全体として第1項（カリキュラムの体系的および順次制）及び第3項（専門教育）の実現が図られている。

〈英語文化学科〉

英語文化学科においては、カリキュラム・ポリシー第1項「カリキュラムの体系的および順次性」に基づき、言語（英語）学修の基盤となる「Grammar I～IV」「Writing I～II」「The

Art of Writing I～II」「Oral English I～IV」「Reading I～IV」などの学科基礎科目が1・2年次に開設され、同時に「文学・文化専修」及び「言語・コミュニケーション専修」の2つの専修を意識させるべく、英語圏文学概論、英語学概論、コミュニケーション概論の講義科目も1年次開講となっている。2年次からは、2つの専修それぞれに専門講読科目と講義科目が配置されているほか、「時事英語講読」や「翻訳ワークショップ」などの実践的な科目は、専修の別に関わらず履修できるような編成としている。また、演習については、1年次の基礎演習で上記2つの専修から、それぞれ1科目(2単位)合計4単位を履修させたうえで、2年次以降の専門的な演習と卒業研究(論文)へつなげている。こうした科目編成によって、カリキュラム・ポリシー第3項「専門教育」にあげられた方針が具現化されている。

また、カリキュラム・ポリシー第4項にあげられた「キャリア教育」については、教養科目の「女性とキャリア」のほかに、実践力を高めるための「翻訳ワークショップA～B」「通訳ワークショップA～B」「English Discussion & Presentation a～1」などが、卒業後のキャリア形成に役立っている。また、中学校・高等学校の外国語(英語)の教員免許状を取得するための科目として学科専門科目を提供しているほか、2013年度には「児童英語プログラム」が設置され、小学校での早期英語教育を補完する人材の育成を担ってきた。「小学校英語指導者認定協議会(J-SHINE)」の付与する資格取得を前提とするプログラムそのものは2022年度入学生をもって終了したが、地域における早期英語教育の充実に資するため、幼児・児童の英語教育にかかわる科目の多くは継続して開講されている。

〈日本語・日本文学科〉

日本語・日本文学科においては、カリキュラム・ポリシー第1項「カリキュラムの体系的および順次性」に基づき、1・2年次に「基礎講義科目Ⅰ」科目群を置き、日本語学、古典文学、近現代文学、日本文化(漢文学を含む)の4分野から各2単位以上、計8単位以上を選択必修として高等学校の学修と大学の学修との接合を図るとともに学科の各分野の基礎を身に付けるようにしているほか、「基礎講義科目Ⅱ」では国語科の教免を目指す学生を想定しつつ、キャリアにつながる科目として「日本語表現法A、B」や「日本語学概論」・「日本文学概論」なども置いている。

2年次からは日本語・日本文学専修と日本文化専修それぞれに講義科目と演習科目が配置され、学生はそれぞれ選択した専修から16単位以上を履修しなくてはならない。2年次以降配置される演習は学年進行にしたがって段階的に配置されている。具体的に2年次では「日本語学演習ⅠA・B」、「古典文学演習ⅠA～C」、「近現代文学演習ⅠA・B」、「日本文化論演習ⅠA～C」を選択必修として配置し、3年次以降は「日本語学演習ⅡA・B」、「古典文学演習ⅡA～C」、「近現代文学演習ⅡA・B」、「日本文化論演習ⅡA～C」を選択必修としている。3年次には「卒業研究ゼミⅠ」を選択科目として配置し、4年次の「卒業研究ゼミⅡ」と「卒業研究」につなげている。

こうした学修のプロセスは、「2年次以降の各学年に配置する演習形式の科目を学科の学びの根幹として、DP各項目を基礎段階から発展段階へと高める」「2年次以降の講義形式の科目は、自己の関心・知識の深まりに応じた履修を促し、根幹の学修に対する補完とする」とした学科のカリキュラム・ポリシー第3項(専門教育)を具現化したものである。

また、カリキュラム・ポリシー第4項にあげられた「キャリア教育」については、教養科目の「女性とキャリア」のほかに、学科のディプロマ・ポリシー各項目の汎用性を高めるた

めに、教員養成、資格支援等に関する科目群を「学科共通プログラム科目」として3年次から開設している。

〈文化総合学科〉

文化総合学科においては、カリキュラム・ポリシー第1項「カリキュラムの体系的および順次性」に基づき、1年次に基礎演習と入門科目を配置し、2年次以降には専門科目を段階性をもって体系的に配置している。

また、カリキュラム・ポリシー第3項「専門教育」に基づき、現代社会専修と歴史・思想専修がおかれ、これら2つの専修における学修が1年次から意識づけされる。具体的に1年次には「現代社会基礎演習」及び「歴史・思想基礎演習」が配置されている。基礎演習では教員による専門を生かした初年次教育が行われ、発表とディスカッションを通じて、分野の学問の基本と大学の学びに必要なスキルが同時に学習できるような授業運営が行われている（資料4-10【ウェブ】、4-11【ウェブ】）。

また、学生は興味のある学科の学問分野に関連する教養科目を1年次前期に履修し、後期には学科専門科目のその分野の入門科目を履修するよう促されている。たとえば、異文化コミュニケーションに関心をもって入学してきた学生は、前期に「異文化コミュニケーション」（教養科目）、後期に「異文化コミュニケーション入門」を履修する。学生は前期または後期に異文化コミュニケーションを専門とする教員の基礎演習を選択することもできるため、希望者にとっては1年次から自分の専門を意識しながら学修を進めることが可能である。

基礎演習は前期と後期に異なる専門の教員が担当する演習を履修することが義務づけられ、入門科目についても幅広く履修することが促され、それによって早い時期に卒業研究をにらんだ専門科目の積み上げが可能となっている。学生は、学問的関心を広げるために「講義科目」の4つの分野からそれぞれ2単位以上を修得後、自らの学問的興味関心に基づいて2年次からより専門性の高い特講科目を履修し、卒業研究へと歩みを進めることになる（資料4-12【ウェブ】、4-13【ウェブ】）。

1年次から4年次まで継続的に開講される演習は、学科が掲げるディプロマ・ポリシーの汎用性を高めるとともに、学生の主体性、積極性、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力等の社会人基礎力を高めて、学生のキャリア形成にも役立っている。

〈キリスト教学専修〉

2018年度から文学部に「キリスト教学専修」が設置された。これにより、学生は所属学科にかかわらず、希望があればキリスト教学で卒業研究を行うことが可能となった（資料4-14【ウェブ】）。この専修を選択した学生は、3年次終了までに指定の科目群から指定の方法で24単位以上を修得することが義務付けられ、その上でキリスト教学を専門とする教員による卒業研究演習（4単位）と卒業研究（4単位）を履修することになる。こうして本学の建学理念である「キリスト教的世界観及び人間観」に関わる学習が4年間を通して可能となった。

【人間生活学部】

人間生活学部では、各学科が掲げる共通の5項目から成るカリキュラム・ポリシーに従い、それぞれの特色を生かした科目が体系的かつ段階的に編成されている。

人間生活学部では、学則第18条及び学則別表第6-4～6（資料1-3【ウェブ】）により卒業要件を定めている。その内訳はカリキュラム・ポリシーに基づいて定められ、卒業必要単

位に対し、各学科とも共通して教養科目から必修として「キリスト教概論」「女性とキャリアⅠ」を課するほか、学科により選択必修単位数を定め、外国語科目から必修として「Academic Communication Ⅰ」2単位を課している。各学科では、大学共通科目のほかに、学科専門科目から必修、選択必修及び自由選択（学科専門科目以外の科目を含めて自由に選択できる単位）の単位数をバランスをもって卒業要件として定め、これにより、学士の学位にふさわしい学習成果の実現を目指しているが、学科専門科目の内訳は学科ごとに大きく異なるため個別に説明する。

人間生活学部3学科の教育課程は、1年次における大学共通科目を通じた基礎的学修を経て、2年次以降は社会福祉士・ソーシャルワーカー、管理栄養士、幼稚園・小学校教諭等の資格取得に向け、関係法令等に基づく、より専門性の高い講義や実習、演習等を通して段階的に編成されている。また、科目の体系を表示するため、教育課程表には科目内容に基づく区分が設けられ、分野や段階性が具体的に明示されている。こうした学修のプロセスは、資格を生かした卒業後のキャリアにつながるスキルや態度の習得に直接つながっている。また、3学科ともに卒業演習や卒業研究を必修または選択科目として置き、4年間の学修成果を確認する機会を設けている。

〈人間生活学科〉

人間生活学科では、カリキュラム・ポリシー第1項「カリキュラムの体系性及び順次性」に従い、〈出会う〉〈深める〉〈彩る〉〈究める〉をキーワードに段階的な教育課程が編成されている。1年次には〈出会う〉を目的に学科共通科目として置かれている「共生社会への招待」「衣食住生活のルーツ」「社会福祉論」「プロジェクトマネジメント入門」各2単位4科目を必修としている。また、2年次以降に選択する「現代家政」「社会福祉」「プロジェクトマネジメント」の3専修の専門科目も1年次から配置され、2年次以降の専修における〈深める〉専門科目群へとつなげている。学生は1年次前・後期に行われるガイダンスにおいて学科教員の助言を受け、そのうえで2年次以降の専修を選択している。3年次からは〈究める〉科目として教員ごとに開講される「人間生活学演習」（必修4単位）を選択し、4年次の「卒業研究演習」（必修4単位）及び「卒業研究」（必修4単位）へと発展的に学修を積み重ねてゆくことになる。専修の特性を生かし、体験を重視した〈彩る〉科目を修得しながら、卒業研究として論文または卒業制作のいずれかを選択し学修を集大成できるようにしている。

人間生活学科では、中学（家庭）・高校（家庭・福祉）の教員免許のほか、社会福祉士国家試験受験資格、スクールソーシャルワーカー、社会福祉主事任用資格、社会調査士、及びPMCe（プロジェクトマネジメントコーディネーターエントリー資格）が取得可能である。学生は実習や演習を通じて、取得する資格が卒業後に十分生かせるようなトレーニングを受けている。たとえば、プロジェクトマネジメント専修に置かれた科目（具体的には「写真の表現技法」（2単位）、「インタビュー調査の技法」（2単位）、「ファシリテーション演習」（2単位）、「広報・メディアと女性」（2単位）等々）は、そのすべてが学生の汎用的能力を高めることに直結しており、学生のキャリア形成につながっている。

〈食物栄養学科〉

食物栄養学科では、カリキュラム・ポリシー第1項「カリキュラムの体系性及び順次性」に従い、段階的な教育課程が編成されている。食物栄養学科には「管理栄養士専修」が置か

れており、そのカリキュラムは、管理栄養士学校指定規則に基づいて構成され、「専門基礎分野」と「専門分野」からなる。前者は「社会・環境と健康」「人体の構造と機能及び疾病の成り立ち」「食べ物と健康」の3区分から、また、後者は「基礎栄養学」「応用栄養学」「栄養教育論」「臨床栄養学」「公衆栄養学」「給食経営管理論」の6区分と「総合演習」「臨地実習」から成り、管理栄養士学校指定規則に則りクラス分けをして学習環境が整えられている。これら基礎分野と専門分野は互いに関連づけられながら、段階的に知識とスキルを修得できるよう配置されている。

リメディアル教育の内容を含む科目として1年次前期には「化学入門」（1単位）が設置され、入学前に化学未履修の学生も学科専門科目を履修しながら同時に必要最低限の知識を学ぶことができる。初年次教育として「食生活論」（2単位）や「栄養士のための化学A・B」（各2単位）では、管理栄養士として必要な基礎知識を学び、また、3年次後期に「卒業演習Ⅰ」（必修0.5単位）、4年次に「卒業演習Ⅱ」（必修1.5単位）を置き、学生は学科の専任教員からの指導を受けることになる。学生は「卒業研究」（選択6単位）も履修するよう促され、4年間の学修を実験または調査によって能動的に整理・発表する機会が与えられている（資料4-15【ウェブ】）。

〈子ども教育学科〉

子ども教育学科では、カリキュラム・ポリシー第1項「カリキュラムの体系的性及び順次性」に従い、段階的な教育課程が編成されている。子ども教育学科のカリキュラムは、「子ども教育専修」と「子ども生活支援専修」の2専修で構成されている。前者は「保育・教育の理論」「子どもの理解」「保育・教育の内容」「保育内容・教科の指導法」の4区分、後者は「保育・教育の理論」「子どもの理解」「保育・教育の内容」「子どもと家族の支援」の4区分からなる。また、両専修に共通した学びを提供する「共通」の科目群は、「実習」と「専門研究法」の2つに区分されている。

子ども教育学科では、子どもの教育における実践能力を高めるよう、理論と実践科目を配置することで質の高い保育者・教育者の養成を目指しており、そのため、学内における基礎理論の修得と同時に学外における実習にも大きな比重を置いている。1年次は教養及び外国語科目を中心に履修させ、2年次以降は専修を意識した専門科目の履修が始まる。実習は3年次以降、数多く開設され、徐々に専門的知識とスキルを修得するように促されていく構造になっている。

子ども教育学科では、幼稚園教諭、小学校教諭、特別支援学校教諭、保育士、児童厚生1級指導員資格等の資格取得が可能である。種々の実習及び実習前後の指導は、学生の高度な専門性と実践力育成を可能とし、障がいのある子どもを含むすべての子ども及びその家族の生活の質の向上に寄与するための力や考え方を身につけることで卒業後のキャリアに生かされている。4年次には学修の集大成として卒業研究演習（選択2単位）と「卒業研究」（選択2単位）が開設され、学生は論文あるいは作品制作のいずれかを選択することになる。

【大学院】

大学院人間生活学研究科では、各専攻が掲げるカリキュラム・ポリシーに従い、それぞれの特徴を生かした科目が体系的かつ段階的に編成されている。科目の配置は基礎から高度な研究に至る科目の順次性を踏まえて教育課程表にわかりやすく明示するとともに、修了

要件の設定により、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育にも配慮がなされている。

人間生活学研究科では、大学院学則第16条及び学則別表第2により修了要件を定め、各専攻とも共通して計30単位以上を修了必要単位としている。

〈人間生活学専攻〉

人間生活学専攻では、修了必要単位30単位以上のうち、所属する分野の特別研究6単位を必修とし、指導教員が担当する講義及び演習6単位以上を選択必修とするほか、所属する分野以外から1科目4単位以上を選択必修とし、さらに分野を問わない選択14単位以上を修得することを卒業要件として定め、これにより、修士（人間生活学）の学位にふさわしい学習成果の実現を目指している。

専攻の科目は、カリキュラム・ポリシーに基づき、「人間生活分野」「生活環境分野」「生活福祉分野」の3分野に区分して編成され、3分野のそれぞれに特講科目Ⅰ～Ⅵの6科目、演習科目Ⅰ～Ⅲの3科目が配置されている。さらに、上記の区分外に6単位の「特別研究」を必修として置き、修士論文の作成に向けた研究のための指導を行う科目としている。

〈食物栄養学専攻〉

食物栄養学専攻では、修了必要単位30単位以上のうち、指導教員が担当する食物栄養学研究法4単位と特別研究6単位、所属する分野以外から4単位を必修とするほか、所属する分野から指導教員が担当する講義及び演習1科目を含む6単位以上、所属する分野以外から6単位以上を選択必修とし、さらに分野を問わない選択4単位以上を修得することを卒業要件として定め、これにより、修士（食物栄養学）の学位にふさわしい学習成果の実現を目指している。

専攻の科目は、カリキュラム・ポリシーに基づき、「基礎科目」「共通」区分を置いて概論科目や総合講義を置いているほか、主たる専門科目は「食品品質分野」「生体機能分野」「栄養管理分野」の3分野に区分して編成され、3分野のそれぞれに特論科目Ⅰ～ⅢまたはⅠ～Ⅳ、演習科目Ⅰ～ⅡまたはⅠ～Ⅲを配置している。さらに、上記の区分外に4単位の「食物栄養学研究法」、6単位の「特別研究」を必修として置き、修士論文の作成に向けた研究のための指導を行う科目としている。

(2) 単位制度の趣旨に沿った単位の設定

大学における各科目の単位については、大学学則第17条に「1単位の授業科目を45時間の学修が必要とする内容をもって構成することを標準とする」と定め、授業の形態によって次の基準で計算することとしている。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とし、科目によってその基準は異なる。

(2) 実験、実習、実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とし、科目によってその基準は異なる。

「大学院学則」には記載が省略されているが、大学院においても単位あたりの学修時間の基準は大学と同様である。

(3) 教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

教育課程の編成、その内容、単位数等の適切性については、原則として課程を運営する各学科、課程等が不断に検討を行い、その中で改正を要する点が生じた場合には、各学科等から教務部委員会に改正案が提案される。委員会での検討の後、改正案は教務部より学長・学長室会議に提案され、部長会議での意見交換、調整等を経て、学部教授会に審議が付託され、学長が教授会の意見具申を踏まえて決裁する。さらに、学則に関わる案件の場合は、最終的には理事会に諮って審議、決定される。決定にいたるプロセス上、必要があると判断された場合は、教務部委員会と提案学科・課程等の間で複数回にわたる調整が行われる。

これらの点検・評価、及び改善の活動については、アクションプランに基づく活動の場合はまず年度当初に内部質保証組織である自己点検・評価委員会に計画を提出し、全学的な見地からの点検の上で上記の手順で実施に移される。年度途中での改正の場合は手続きに従い実施に移した上で、いずれも最終的に年度末に実施状況を点検・評価して自己点検・評価委員会に報告する。自己点検・評価委員会はこの報告を全学的な見地から点検・評価し、次年度以降の活動につなげるべく教務部に指示、助言等を行う。

<2>学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

(1) 教養科目「ジェンダー・キャリア教育」科目群

教育課程内のキャリア教育として、全学共通科目の教養科目に「ジェンダー・キャリア教育」区分を設け、「女性とキャリアⅠ」「女性とキャリアⅡ」「女性と労働」「女性と法律」等のキャリア教育科目を置いている。中でも「女性とキャリアⅠ」は全学科1年次後期に必修科目として置かれ、卒業後を見据え、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度等を確実に身に付けていくための意識形成を目指す科目となっている。また、「女性とキャリアⅡ」は文学部での開講科目であり、「女性とキャリアⅠ」の内容を振り返り、将来の進路選択に向けての基盤をつくること、早期に就職活動の準備ができるように就職活動の流れや採用企業の視点を理解することを目指している。人間生活学部では「女性とキャリアⅡ」を開講していないが、各学科の専門的教育課程そのものが資格取得を目標としたものであり、キャリア教育と密接に関連している。「女性とキャリア」のシラバス作成、学外講師の人選、授業構成の調整等についてはキャリア支援センター運営委員会が担い、「女性と労働」、「女性と法律」については教養科目運営委員会が担当している。

(2) 本学独自の英語教育プログラム（「藤 Academic & Career English (ACE) プログラム」）及びその他の海外研修プログラム

文学部では、2018年度より、3学科に所属するすべての学生を対象に「ACEプログラム」が設置された（資料4-16【ウェブ】）。ACEプログラムは文学部生の高度な英語力を養成するためのものであり、その登録には、英検、GTEC、TOEICなどでの所定のスコアが必要となる。ACEプログラムの開設以来、毎年50名を超える学生が登録している。

ACEプログラムには、就職や大学院進学にも有利とされるTOEICの点数を4年次までに900点を目指す「英語スペシャリストコース」と、800点を目指す「英語プロフェッショナルコース」があり、それぞれのコースには留学を目指す「留学トラック」と「国内トラック」が設置されている。「スペシャリストコース」の学生のうち外部試験スコア基準を満たした希望者には最長1年間の長期留学の機会が与えられ、「プロフェッショナルコース」につい

ては4か月間の語学留学が可能となっている。

英語文化学科のACEプログラム登録者は所属学科の科目を中心に34単位（プロフェッショナルコース、国内トラック）～50単位（スペシャリストコース、留学トラック）以上の英語関連科目の修得が必要で、日本語・日本文学科及び文化総合学科の学生は26単位（プロフェッショナルコース、国内トラック）～42単位（スペシャリストコース、留学トラック）以上の英語科目を、外国語科目に置かれた「応用・留学関連科目群」「実践・キャリア関連科目群」から履修することになる。一方、ACEプログラムは所属学科の専門教育と並行して開講されるプログラムであり、学生サポートとして専任の外国語科目担当教員3人が、適宜、履修方法や時期、成績、留学不安などの相談などに応じ、4年にわたる長期の学修意欲や学修の質の維持に努めている。

ACEプログラム4年目となった2021年度卒業生のうち、ACEプログラムが設定した到達目標に達した学生は、スペシャリストコースで1人、プロフェッショナルコースで10人であった（資料4-17）。コロナ禍による非対面授業への切り替え等で十分な語学訓練ができず、また、留学機会が奪われたという状況が影響した結果ともいえる。しかし、最終的なTOEICスコアでは700点台が10人、800点台が5人、900点台が1人であった。また、3年次以降に受験したスコアのみで見ると履修者の平均は714点である。TOEIC運営会社（IIBC）によると、2019年の日本大学生の平均点は574点であったことを考えると（受験者総数は275,876人）、ACEプログラムの一定の成果はあったと考えられる。ポストコロナにおけるACEプログラムの展開の仕方によっては、より多くの学生の英語力向上が見込まれるとともに、留学や国際交流等を通じた言語学習や活発な国際交流を通じた鋭利な国際感覚の醸成にも期待もてる。

また、本学ではACEプログラムによる英語圏留学のほか、台湾、中国、韓国などにある本学海外協定校への半・長期留学、夏季休暇、春季休暇中の短期派遣も積極的に行われていることから（資料4-18、4-19【ウェブ】）、両学部の外国語教育課程には「海外語学研修A～F」の科目が設置され、学修時間に応じて1～2単位が認定されている。

コロナ禍による海外派遣中止が続いたことを受け、2022年度には「オンライン語学研修A～F」が新たに設置され、グローバル教育センターが選定した海外の大学におけるオンラインプログラムへの参加募集を行った（資料4-20）。これは、教養科目・外国語カリキュラム・ポリシー第3項にある「国際交流の機会を提供することを通して、異文化を理解し、国際的な視野をもって行動できる力を養成する」ことのコロナ禍における具現化といえるものである。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点(1)：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授

<p>業内容とシラバスとの整合性の確保等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知 ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等） ・学習の進捗と学生の理解度の確認 ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導 ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示 ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数 ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施 ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）
--

<1>各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

(1) 単位の実質化を図るための措置

各授業科目の内容は、大学設置基準第 21 条に基づき 1 単位につき 45 時間の学修を前提とし、単位あたりの必要学修時間の基準を学則に定めている。学修成果を上げるためには、授業時間に加えて事前・事後学修の時間が確保されている必要があるため、本学ではシラバスに事前・事後学修について時間数を含めた記載を必須としている。

本学ではすべての学科において年間の履修登録単位の上限を設定する CAP 制を採用しており、履修要項に明記して学生への周知を図っている。具体的な上限単位数は学科により 44 単位～49 単位の範囲となっている。なお、文学部英語文化学科の 1 年生のみ 44 単位となっているのは、前後期あわせて計 10 コマ（月曜日～金曜日まで毎日 1 コマずつ）各 1 単位の学科基礎科目（英語の語学訓練）が必修となっているためである。

人間生活学部は資格取得を目指す専修が多く必修科目が多く設定されていることから、1～4 年次までの上限を 49 単位としているほか、各学科の特性に応じて年間履修単位数の上限に含めない単位などが細かく定められている。たとえば食物栄養学科では、学科の学修のための基礎知識を補う「化学入門」や「栄養士のための化学 A」は上限単位数に含めていない。

1 単位あたりの必要学習時間数が 45 時間であることについては、『教務ガイド』の「カリキュラムと履修の基礎知識」のセクションに説明を掲載して学生の理解を促すとともに、年度はじめに行われる履修ガイダンスの時間等を利用して周知し、シラバスに授業前後の学修内容や必要な時間を明記するなど、単位の実質化を図る取り組みを行っている。

なお、人間生活学部の食物栄養学科及び子ども教育学科では、履修登録時における通算 GPA が 2.5 以上、かつ学科の同学年の学生のなかで上位 30%以内の学生については上限単位を超えて 4 単位を履修できる制度を整え、成績上位者が複数資格を取得しやすいようにしている（GPA については後述）（資料 4-21【ウェブ】）。ただし、カリキュラムの過密さから食物栄養学科の学生によるこの制度の利用率は低く、カリキュラムの見直しを進めて

いる。また、成績上位者の学習意欲向上に資するこの制度の適用について、人間生活学部の人間生活学科及び文学部の3学科も検討を開始した。

また、本学では進級要件を設けており、3年次に進級するために必要な単位数を両学部の履修要項に記載して周知している。さらに食物栄養学科では4年次進級の要件も設定し、学生の資格取得に向けた学修動機を高めている。

(2) シラバスの適切性

学生の学習活性化・効果的な教育のための重要な基盤の一つはシラバスとそれに基づく教育である。本学では、シラバスは大学ポータルサイト「F-Station」を通じて在学生には前年度3月中から配信されているが、履修登録前でも授業実施の概要がイメージしやすいように配慮して、①内容をわかりやすく表示するための「サブタイトル」（資格関連科目・外国語科目等を除く）、②400字程度の「授業のねらい」、③ディプロマ・ポリシーとの関連を意識し、また、成績評価の基準として達成度が測定可能となるような「到達目標」、④目標達成のための授業方法や、アクティブ・ラーニングの場合はその種別（PBL、反転授業、フィールドワーク等）を入れた「授業方法」、⑤内容を明確化したうえ、時間数も明記した「事前・事後学修」、⑥15回（あるいは30回）の授業内容の順序や時間配分がわかるような「授業計画」、⑦本学の成績評価基準に従い、到達目標の達成度に応じた「成績評価の方法」、⑧レポートや試験等の課題に対する「フィードバックの方法」を必須入力事項にしている（資料4-22）。

シラバスの適切性については、第三者による点検を実施し、それぞれの科目が学位課程にふさわしい教育内容であることをシラバスの記載内容により確認している。具体的には各学科の教務部委員等が中心となって学科等が開講するすべての科目が点検され、必要に応じて非常勤講師を含む科目担当者と調整しながら、加筆修正を行っている。

毎年、教務部が作成する、記載内容についての注意喚起や具体的な記載例を含む『シラバス作成要領』が各科目担当者に配布され、授業内容を適切に記載するよう依頼がなされている。2022年度のシラバス作成にあたっては、特に「授業外学修の強化」「事前事後学修の項目化」「試験・レポートのフィードバック」「アクティブ・ラーニング、ICT活用の記載」、科目の到達目標を意識した「成績評価の厳格化」、「実務経験活用の記載」の6項目について注意喚起が行われた。

各科目に対するディプロマ・ポリシーの配当は、教務部及び各学科・課程等において科目ごとにその適切性について点検をしたものであり、新科目の設置などの際には必要に応じて担当者との調整をはかっている。

シラバスは、履修登録前に確定したものを提示することを原則としているが、2020年度以降のコロナ禍においては、本学の危機管理指針レベルの変更に伴って、対面から非対面へ、あるいはその逆の授業形態の移行が複数回発生したため、授業形態の移行に応じたシラバスの変更を求めたほか、2021年度以降のシラバスについては、記載上の注意すべき点として、対面の場合・非対面の場合における授業方法等の両方をあらかじめ示すよう、非常勤講師を含むすべての教員に対して協力を依頼している。

なお、シラバスと授業内容の整合性については、半期ごとにFD委員会が実施する「授業改善のためのアンケート」（学生による授業アンケート）（資料4-23）に「授業内容はシラ

バス通りでしたか」「事前・事後学修をシラバスに記載されている通りに行いましたか」等の質問項目を設けて確認しており、その結果は良好である。たとえばコロナ初年度となった2020年度の後期授業アンケートでは、シラバス通りに授業が進められたかとする質問に対する回答が、学部学科を問わず5段階で平均4.2ポイントを超えている。

大学院においては、シラバスは「F-Station」を通じて配信されるほか、『大学院学生便覧』に「講義内容」として掲載する形でも学生に配布されている。シラバスの項目は、サブタイトルを除いては大学と共通であり、「授業のねらい」、「到達目標」、「授業方法」、「事前・事後学修」、「授業計画」、「成績評価の方法」、「フィードバックの方法」を主要な内容とする。

(3) 学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

本学では、学修者の内面を認知的に活性化させながら、学修の質を高めるためのアクティブ・ラーニングを目指して、2016年度に学長の諮問機関として「アクティブ・ラーニング推進会議」が設置され、2017年度には北16条校舎にアクティブな学びのための空間として「i. Learning Spase」（通称「アイランズ」、以下「アイランズ」という。）が設置された（資料4-24【ウェブ】、4-25【ウェブ】）。「アクティブ・ラーニング推進会議」の具体的な成果として、「アイランズ」の管理運営及び学修支援を担当する学生スタッフとしての「Fuji Student Assistants（以下、FSAという）」の設置があげられる。各学科が候補者を選出し、説明会を経て希望者が就任するFSAは、文学部で2017年度より先行して導入され、アルバイトとして座席等の予約やPC等の貸出しなどの「アイランズ」の管理運営業務以外に、本学での学修にかかる学生の日常の質問に答えるなどのピア・サポート業務やセミナー活動等の企画運営のほか、4月のガイダンス期間に行われる新入生向けPC・ポータルガイダンス指導の補助などを行っている。こうした活動は、FSAを含む学生全体の主体的学びや学生間の交流を促している。人間生活学部においても2020年度よりSAを試行的に導入し、学部の特色に合ったSA活動を模索している。なお、「アクティブ・ラーニング推進会議」は、2019年にその任を終え、現在は各学部長の指揮のもと、それぞれのキャンパスで数名ずつの教職員がFSAの活動をチームとしてサポートしている。

授業においても、教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、学習の理解度や進捗状況を把握する等の目的で、多くの教員がアクティブ・ラーニングの要素を取り入れている。文学部では卒業研究（論文）に向けてカリキュラムが体系づけられているが、各学科ともに卒業研究までのプロセスにある演習科目が重要視され、アクティブ・ラーニングの要素（ディスカッション及びグループワーク）が取り入れられている。また、講義科目にもディスカッションやグループワークを取り入れている科目は相当数ある。たとえば「言語学概論 a」では毎回プリントを配布し、日本語・英語を含む世界の言語のデータを分析し、その際に、受講者同士で解答と解答法をディスカッションをさせた上で学生発表へとつなげている。また、教養科目の「異文化コミュニケーション」は毎年100人を超える学生が履修しているが、およそ毎時、テーマに関連する課題について簡単な学生同士のディスカッションを行っている。

人間生活学部では、資格取得にかかわる実習・実験科目が多いため、授業ではグループワーク、プレゼンテーションなどアクティブ・ラーニングの要素が多い。たとえば食物栄養学

科の「対人関係トレーニング」では、グループワークや媒体作成などの実践を重視した授業を展開している。また、人間生活学科のプロジェクトマネジメント専修科目は、およそすべてにグループワーク、プレゼンテーション、フィールドワーク等が盛り込まれ、教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会が確保されるとともに、学生の主体的学習が促されている。具体的な例として、シラバスに「アクティブ・ラーニング科目」であると明記された「人間関係と心理」（講義科目）をあげる。この科目では、講師の実務経験（国家資格キャリアコンサルタント、及び学習場面の開発・設計・ファシリテータ）を生かして、キャリア形成に必要な人間関係を学生に体験させながら実用的な心理学を教授している。

上記以外にも、アクティブ・ラーニング推進会議の検討成果として2020年度に導入されたLMS(Glexa)等を活用して「対話型」の授業が実現されている。授業における学生の学習の進捗状況や理解度の把握のために、各教員は小テストや課題提出、レスポンスカードによる授業の振り返り等の取り組みを行っているが、この際に、本学のLMS(Glexa)を通じた課題提出とフィードバックが有効な手段となっており、この導入により学習の進捗と学生の理解度の確認が容易となった。たとえば、シラバスにおいて「Glexa」の利用について明記する授業は、2022年度では708件に登り、教員間での高い利用率を見て取ることができる。

(4) 授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導

学生が本学の教育方針やカリキュラムを理解し、混乱なく履修登録ができるよう、すべての年次の学生に向けて履修ガイダンスが行われている（資料4-26）。特に新入生については、4月の入学式直後からおよそ1週間にわたって行われる新入生オリエンテーションの中で必要な履修指導が行われている。また、その後は各学科が独自の工夫をしながら、履修にかかる学生の質問等に応える時間を持ち、学生の指導に当たっている。他学科科目を履修する機会が多い文学部では、コロナ前の2019年度までは3学科が共同で履修相談会を実施し、各学科の専任教員が一堂に会して履修指導を行っていたが、2020年度、2021年度はZoom等を利用した学科ごとの指導に切りかえるなどして対応した。2022年度については対面と非対面両方の形態を用いて履修指導を行った。

学科がそれぞれに実施する対応の一例として、文化総合学科では2022年度のオリエンテーション期間終了翌日～履修登録締切日の10:00～12:00に専任教員が交代で教室に常駐し、すべての年次の学生を対象に対面と非対面での履修指導を行った（資料4-27）。

また、『教務ガイド』には、「履修の手引き」として6学科それぞれの詳しい履修方法が明示されている。どのような科目を何年次で履修すべきか、その方法等が図表を用いて視覚的に示されており、学修の活性化を促すための基盤となっている。たとえば、人間生活学科では、「1年生履修モデル」を表で示した後に、2～4年生については専修毎に〈現代家政専修モデル〉〈社会福祉専修モデル〉〈プロジェクトマネジメント専修モデル〉が表で示される。また、各免許・資格を取得するための必要単位の獲得の筋道として、別途〈教員免許取得モデル〉〈社会福祉士受験資格取得モデル〉〈社会福祉士受験資格+認定スクール（学校）ソーシャルワーク資格（SSW）取得モデル〉〈社会調査士資格取得モデル〉〈プロジェクトマネジメント・コーディネーターエントリー(PMCE)資格取得モデル〉が示され、学生が希望に応じて必要な科目をどのように履修すべきかが明示されている。

また、本学では毎年9月と3月に本学ポータルサイト「F-Station」を通じて、学生に成

績を通知している。保証人には毎年10月と5月に成績通知書を郵送し、必要な時には大学と保証人が連携して学生の学修を支援できるように配慮している。保証人宛の成績通知文書には、卒業に必要な単位数と修得単位数が示されるとともに、GPA基準未充足者の履修指導についても明記されている。具体的には学期ごとにGPAが1.0未満の学生は担任や演習担当者など、2学期連続の場合は学科主任、3学期連続の場合は保証人も同席の上、学部長の履修指導を受けること、そして3回目の履修指導で学生の学習意欲等の改善がみられない場合には、休学・退学勧告がなされることが記載されている（資料4-28【ウェブ】）。履修指導が必要な学生については、教務課から各学科主任にあてて報告され、学科において指導担当者を割り当て該当学生との間で日時や内容が調整される。また、教員には指導内容の報告が義務づけられ、そのデータは教務課が保管し、必要に応じて関係教員に開示している。

(5) 授業形態に配慮した1授業あたりの学生数

本学では、特に学科専門科目を中心に、1クラスあたりの学生数に配慮している。たとえば、文学部英語文化学科が1・2年次向けに設置する学科基礎科目については、プレイスメントテストによる習熟度別クラス編成を実施し、英語文化学科・文化総合学科の初年次教育科目である基礎演習については、事前受講希望アンケート等を実施して、1授業の履修人数を概ね10～15人程度となるよう調整している。また、人間生活学部では、資格に関わる法令上の規定、及び実験・実習室の効果的な活用のため、クラスを分けて授業が行われている科目が少なくない。たとえば、食物栄養学科では講義科目、実習科目、実験科目の別を問わず、法令に従い必要に応じてクラス全体を半分に分けて授業を行っている（資料4-29【ウェブ】）。また、人間生活学部でも3年次の演習登録についてはアンケートによる学生の希望に基づき、一ゼミ10名弱を基本としてゼミでの学修効果を高めている。

外国語科目の英語科目では、聞く・話す・読む・書くの4技能がカバーされる「Academic Communication」（1単位）においては、学修効果を高めるため、語学力に応じた適性な人数配分での授業を行っており、新入生で英語履修を希望する学生のほぼ全てがTOEIC Bridgeを利用したプレイスメントテストを受験し、そのスコアに基づいたクラス分けが行われている。たとえば、文学部ではグローバル教育センターが、1クラスの受講人数をおよそ20人程度となるよう配慮しながらレベル別のクラス編成を行っている。

「Academic Communication」以外の外国語科目については、人間生活学部では、原則として「事前登録」に基づく抽選によってクラス編成を行うが、文学部では、履修希望の多い中国語や韓国語について、「事前登録」を行わせ、必要な場合にクラス分けをしている。たとえば、2022年度は、韓国語の事前登録者が多かったため、学生を2つのグループに分けて1クラス30人程度に調整した。

このように本学では、教養科目以外の多くの科目で少人数教育が行われており、学修効果を高めている。

(6) 研究指導計画の明示とそれに基づく研究指導の実施

大学院人間生活学研究科では、研究課題や研究指導の方法及び内容並びに修了までの研究指導計画を明示するため、学生の入学年度当初において「研究指導計画書」を作成することとしている。「研究指導計画書」については、作成の手順、形式等を定めて『大学院学生

便覧』に掲載し周知している。具体的な手順としては、まず、指導教員は、学生と十分な打ち合わせを行い、入学年度の履修登録確定時までには指導する学生ごとに「計画書」を作成する。その上で、指導教員は、研究指導が修了するまで研究指導の記録として「計画書」を保管し、一方、学生は「計画書」の写しを4月末までに教務課に提出する。研究の進捗状況等により計画の見直しを行った場合は、新たな「計画書」を再提出することとしている。この計画書作成を行った上で、研究科では、学生の研究の進捗状況を把握するために修士論文作成中間報告会（2年次5月下旬～6月上旬の予定）を行い、研究内容、研究方法等の妥当性や関連文献とのかかわりなどについて討議し、学生がその後の研究への取り組みについて助言や指導を受ける機会を設けている。その後、学生は「藤女子大学大学院人間生活学研究科修士論文規程」に基づき、学位論文を完成・提出し、修士論文発表会を経て学位論文の審査及び最終試験を受けることとなっている（資料1-14【ウェブ】、4-30【ウェブ】、4-31）。

また、『大学院学生便覧』には「修士論文作成スケジュール・モデル」として、論文テーマ検討、構想から、論文題目提出、論文提出、発表会に至るまでの日程例が示されており、学生はこれを参考にして指導教員の指導の下に自らの計画を作成することとしている。

(7)各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

教育の質を担保するための、単位の実質化を図る措置、シラバスの適切性、学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法、履修に関する指導、教育効果を上げるための1授業あたりの学生数等の課題については、教務部が教育課程を担当する学科等と協力して随時点検・評価し、変更の必要がある場合は教務部委員会において提案され検討される。必要に応じて各学科・課程との複数回にわたる調整をした上で学長・学長室会議に提案され、部長会議での協議、調整を経て、教授会に審議を付託して意見具申を求め、意見を踏まえた上で学長が決裁する。アクションプランに基づき教務部が分担する、複数年度にわたるような課題の場合は、毎年度、自己点検・評価委員会に対して計画案の報告がなされ、その進捗状況と結果について年2回の報告をし、自己点検・評価委員会による点検・評価結果、及び総括としての次年度以降の目標事項が大学ホームページで公表されている（資料2-7【ウェブ】）。

<2>コロナ禍における本学の対応

本学の新型コロナウイルス感染症対応全般については第10章（1）大学運営で記述することとし、ここでは教学関係の対応に絞って概略を述べる。

コロナ禍における本学の教育活動は、原則、本学が独自に策定した危機管理指針（レベル0～5）に沿ったものであり、2020年度以降、北海道の緊急事態宣言（危機管理指針レベル4）あるいはまん延防止等重点措置（危機管理指針レベル3）の発令及び解除にともなって非対面授業への切替え、あるいは対面授業への切替が複数回実施された（資料4-32）。

2020年3月には、迅速に新型コロナウイルス感染症感染拡大に対処するため、学長の指示の下に本学の諸規程等に定める手続きを省略して諸部署に指示を行う権限が付与された危機対策本部が設置され、2021年5月にはこの権限を引き継ぐ「新型コロナウイルス感染症対策会議」が設置された。これらの指揮のもと、教務部ではFD委員会と協力し、地域の感染状況・ワクチン接種率等を思量した柔軟かつスピーディな対応に当たってきた。具体的な

取り組みは以下の通りである。

(1)教育にかかわる取り組み

- ①2020 年度以来、科目の性質を考慮し非対面授業下においても対面で授業を行うことができる「例外科目」（たとえば実験、実習等）を設定した。その授業運営にあたっては新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに準じた対策を講じた（資料 4-33）。
- ②2020 年度から全学的に導入された LMS の使い方等について、FD 委員会及び学内で情報機器に詳しい教職員による、非常勤講師を含めた教職員向けの講習会が複数回行われたほか、LMS 利用のためのマニュアルや Q&A などが用意され、教員の ICT 技術の向上が図られた（資料 4-34）。
- ③2020 年度後期から LMS 及び zoom 等によるオンライン授業をサポートするため、ヘルプデスクを置いた。対面での相談のほか、電話、メール等での相談に対応し、2022 年度現在も継続中である（資料 4-35）。
- ④自宅の通信環境が悪いなどの学生が、オンライン授業等のために必要に応じて自由に利用できる学内のスペースや教室を確保した（資料 4-36）。
- ⑤必要な学生にノートパソコン、ヘッドセット等を貸し出した（資料 4-37）。
- ⑥対面授業が中心の期間であっても、学生が感染不安を訴えた場合は、課題やハイフレックス型の授業で対応するよう授業担当者に配慮を求めた（資料 4-38）。
- ⑦対面授業／非対面授業の切替にあたっては、各教員がそれぞれの形態に則したシラバスへと修正し、学生に周知した（資料 4-39）。
- ⑧非対面から対面への切替えにあたっては、遠方の実家から大学近隣の住居に移動する時間を考慮して、授業開始日を通知日から 3 日後とした（資料 4-40【ウェブ】）。
- ⑨教員が新型コロナウイルス感染症等に感染したり、濃厚接触者になった場合などの対応として、対面授業中心期間でも原則 3 回までの授業期間内外の非面接補講を可能とした（資料 4-41、4-42）。

(2)感染予防および感染者への対応

- ①学生が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合や濃厚接触者となった場合、または風邪症状とりわけ発熱などがある場合は、特例欠席の認定対象とする等の対応にかかるルールを定めた（資料 4-43【ウェブ】、4-33）。具体的には学生が保健センターに電話をし、センターが必要な聞き取りと病院受診等の指導を行った上で、該当すると判断した場合には特例欠席対象者として教務課に連絡することとし、その後、教務課から各担当教員に課題対応依頼を行っている。
- ②感染予防のため、学科学年単位で行っていた新入生オリエンテーション、在学年ガイダンス等は、グループに分けた上で、収容人数の 2/3 以下におさまるような大型の教室を利用して実施した。また、2020 年度・2021 年度は昼食を挟まずに登校・帰宅できるような時間割を組むなどして、学生の感染防止に努めた（資料 4-44、4-45）。
- ③感染防止のため、2020 年度以降は教科書をインターネットを通じて販売しているほか、2020 年度・2021 年度は教員が用意した授業で利用する資料等を学生の自宅に郵送した（資料 4-46）。

- ④緊急事態宣言下にあった2020年度は、自然災害等の不測の事態にも備え、卒業論文の提出方法を所定の受付窓口への提出から書留郵便及びインターネット提出の併用に変更した。2021年度は感染防止に努めながら、従来どおりの提出方法に戻したが、3密を避けるため、混雑した場合の並び方や提出前の事前準備等にかかる指示を出した（資料4-47、4-48）。
- ⑤文学部3学科ともに卒論題目の提出方法を用紙による提出からGoogle Formsを利用する方式に整えた（資料4-49）。
- ⑥対面授業下では、学生に座席管理表、体調管理表を配布して記入させるほか、授業開始時に授業担当者が体調不良者やマスク着用、換気状況を確認する指示書を読み上げて注意喚起を行った。また、人間生活学部では座席を指定して着席させ、文学部では教室、食堂等のすべての座席にQRコードを貼り、学生にコードを読み取り送信させるなどして、学内における時間ごとの滞在場所の把握に努めた（資料4-50）。
- ⑦2020年度以降、危機管理指針レベル1及び2下での対面授業中心期間であっても、基礎疾患を持つなどの教員には、診断書等を添えた申請によって非対面授業を認めている（資料4-51）。2021年度は2人、2022年度は1人の非常勤講師が対象となった。

2022年度には面接授業を重視するとして文部科学省通知を受け、仮に緊急事態宣言あるいはまん延防止等重点措置が発令された場合（本学の危機管理指針レベル4または3）であっても、できるだけ対面で行われる授業を確保する方針を定めた（資料4-32）。特に1年生については面接授業をできるだけ増やすという目的のもと、人間生活学部においては、危機管理指針レベル3ではこれまで非対面授業となっていた外国語科目も対面授業の対象とした。また、文学部においては、レベル3以上でも例外として対面授業を行ってきたいくつかの科目と専任教員担当のゼミを対面授業とするほか、1年生の対面授業科目を増やすために、履修登録者数が教室の収容人数の1/2以下に収まる科目で、かつ専任教員が担当する科目を中心に対面にする方針をたてた。

さらに、2022年5月末に出された文部科学省及び厚生労働省の考え方を踏まえ、授業における学生のマスク着用にかかる対応を協議して、マスク着用義務の緩和及び授業中の会話時間の緩和にかかる方向性を定め、2022年6月には学生と教員に周知し、教室における詳しい指示を各教室の教卓に置いて授業担当者に読み上げを依頼している。

2021年度入学者からは合格通知送付の際にノートパソコンの購入を薦める文書を封入し（資料4-52）、その結果、現在ではおよそすべての学生がノートパソコンを所有し、LMS等オンラインを活用した教育の充実が図られている。

非対面あるいはハイフレックス授業の充実には欠かせないPC教室やスピーカーフォン・電子黒板など機材不足の課題は残るものの、2020年度以降の教育内容、方法、成績評価等、一連の教育活動における新型コロナウイルスへの対応は適切であったといえる。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

<p>評価の視点(1)：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置・単位制度の趣旨に基づく単位認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既修得単位等の適切な認定 ・実践的な能力を修得している者に対する単位の適切な認定（【学専】）
--

- ・成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置
- ・卒業・修了要件の明示
- ・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点(2)：学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示・適切な学位授与
- ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

<1>成績評価及び単位認定を適切に行うための措置・単位制度の趣旨に基づく単位の認定

(1)成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置

成績評価は、全学共通の評価基準に従い、授業外で実施する期末テスト、レポート、授業内で実施する小テスト、授業への参加状況等の、各教員が選定する評価要素に基づいて、総合的に行っている。教員各自が設定する授業の到達目標に応じて、利用する評価要素の種類や各評価要素の割合等を含めた評価方法を定め、予めシラバスに明示するようにしている。成績評価にあたっては、成績評価方法や評価基準に基づき、各科目担当者がその責任の下、厳正に行っている。具体的には成績評価をA+、A、B、C、Fの5段階とし、履修要項に定めている（表：評価基準）。

(表)

評価基準

	点数	評 価		基 準
		成績評価	グレード・ポイント (GP)	
合 格	100～91	A+	4.0	授業の到達目標を完全に満たしているかまたは超えている
	90～80	A	3.0	授業の到達目標を十分に満たしている
	79～70	B	2.0	授業の到達目標を満たしている
	69～60	C	1.0	授業の到達目標を最低限度満たしている
	-	認定	対象外	点数による評価を行わず単位認定のみとするもの（注1）
不 合 格	59～0	F	0	授業の到達目標を満たしていない
	-	不認定	対象外	単位認定の基準を満たしていない（点数による評価を行わない科目）
放 棄	-	放棄	0	試験を欠席（レポートを未提出）し、追試験の願い出がない。欠席が1/3を超えている

成績評価の公正を期するため、成績発表の際には、受講学生からの成績に関する質問、異議申し立ての期間を設けており、異議申し立てや質問があった場合には教務課が窓口となつて授業担当者からの説明や確認を行っている。

また、本学では、学生の学修状況の全体像や達成度の概略を把握するための指標として、GPAを導入している。成績評価の各段階それぞれにグレードポイント（GP）を付し（表：評価基準）、以下に示す方法により GPA が算出される。

GPA の算出方法

$\{ (4.0 \times A + \text{の修得単位数}) + (3.0 \times A \text{ の修得単位数}) + (2.0 \times B \text{ の修得単位数} + (1.0 \times C \text{ の修得単位数}) \} \div \text{履修登録総単位数 (不合格・放棄の単位を含む)}$

科目登録をした科目の履修を途中でやめた場合の扱いは「放棄」とし、GPA の観点から不利になること等を含む GPA の算出方法について履修要項に記載し、学生に周知している。

GPA はポータルサイト「F-Station」を通じて学生に通知されるほか、成績通知書や成績証明書にも記載して保証人にも通知されている。また、点検・評価項目④で述べたように、GPA は学生に対する履修指導のほか、奨学金・高等教育の修学支援新制度による授業料減免、協定校派遣留学、あるいは就職活動時の学校推薦等の選考基準としても利用されている。

(2) 卒業・修了要件の明示

大学両学部各学科はそれぞれのディプロマ・ポリシーに基づいて卒業要件を学則別表及び履修要項に定め、履修要項は『教務ガイド』に掲載して、入学後のガイダンス等を通じて周知されている。また、各学科ごとに「卒業研究規程」が定められ、それらもあわせて『教務ガイド』に記載されている（資料 1-3【ウェブ】、4-53【ウェブ】）。

大学院においては、ディプロマ・ポリシーに基づいて修了要件を学則別表に定め、『大学院学生便覧』に「修了要件」として掲載するほか、ガイダンスや研究計画指導においても周知している（資料 1-4【ウェブ】）。

(3) 既修得単位の適切な認定

本学では、学則第 19 条の 2、第 19 条の 3、第 19 条の 4 において、他の大学、短期大学、または高等専門学校等において修得した単位について、教育上有益と認めた場合は 60 単位を超えない範囲において、本学で修得した単位とみなすことができると規定している（資料 1-3【ウェブ】）。

編入学により入学した学生の既修得単位認定については、文学部の 3 学科ではいずれも 72 単位を、また人間生活学部では学科の特性に応じて人間生活学科で 62 単位、食物栄養学科では 80 単位を上限として認めている（資料 4-54）。

これらの既修得単位認定にあたっては、教務部委員会が該当する学生の単位数及び授業内容等をシラバス等により確認したうえでやっている。

(4) 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールは、上述の通り学則及び履修要項に定められるが、これらのルールの新設・改廃に当たっては、教務部委員会が原案を作成して各学科にはかった上で、学長・学長室会議に提案され、部長会議を経て、教授会の意見を求めた上で、学長または理事会によって決定される。このような教務部の活動については定期的に内部質保証推進組織である自己点検・評価委員会に報告され、全学的な観点から点検・評価がなされている。

〈2〉学位授与を適切に行うための措置

(1) 学位論文審査基準の明示・公表

文学部各学科及び人間生活学部人間生活学科では、卒業要件として卒業研究が必修とされている。学修の集大成としての卒業論文または卒業制作物は、所定の審査に合格する必要がある。文学部では、2021年度以降適用されることになった「卒業研究の評価基準」が利用されている（資料4-6【ウェブ】）。また、人間生活学部における卒業研究の評価は、卒業研究を担当する教員がそれぞれのシラバスにおいて、成績評価方法や評価基準を明示している。

大学院においては、「修士論文の評価基準」が定められ、『大学院学生便覧』に掲載され、大学ホームページにも公表されている（資料4-55【ウェブ】）。

(2) 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置、学位授与に係る責任体制及び手続の明示・適切な学位授与

本学において授与する学位については、学則に基づき「藤女子大学学位規程」に定め、卒業・修了の要件については各学則において明確に定めている。

大学においては、学位授与の認定ならびに卒業判定については、各学生の在籍年数、卒業要件必要単位数を、教務課でのシステムを用いた計算と目視による確認の上、教務部より卒業判定資料として教授会に提出し、厳格な審査・判定を行った後、「藤女子大学学位規程」に基づき、各学部長が判定結果を学長に報告し決裁を受けている。卒業研究を必修とする学科等における卒業研究の評価・審査の具体的方法は学科等により異なるが、いずれの学科等においても原則として複数の専任教員が審査に関わり、関与する教員の合議、確認の上で厳正に最終評価が行われている。

大学院人間生活学研究科では、学則に基づき、修得単位数及び修士論文の審査と最終試験の可否により学位授与の判断を行った後、「藤女子大学学位規程」に基づき、研究科長が判定結果を学長に報告して決裁を受けている。修士論文の審査は「藤女子大学学位規程」及び「藤女子大学大学院人間生活学研究科修士論文規程」に基づき、修士論文ごとに設置される主査1名、副査2名以上で組織される審査委員会にて厳正に行われている。

(3) 学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

学位規程に定める学位授与に関わる全学的なルールについては、変更の必要が生じた場合は教務部委員会が原案を作成して各学科にはかった上で、学長・学長室会議に提案し、部長会議を経て、教授会の意見を求めた上で、学長または理事会によって決定される。このような教務部の活動については定期的に自己点検・評価委員会に報告され、全学的な観点から点検・評価がなされている。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点(1)：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）

評価の視点(2)：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト
- ・ルーブリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

評価の視点(3)：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

〈1〉各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

本学におけるディプロマ・ポリシーに示された能力の修得状況を把握するための指標には、個々の学生に対するものとしては、各科目における評価、単位修得状況、GPA、卒業論文・卒業制作の評価、「学修達成度調査」等があり、全学または学位課程に対するものとしては、「授業改善のためのアンケート」、休学・退学者数、学位取得者数、免許・資格取得者数等がある。シラバスには各科目におけるディプロマ・ポリシーの該当する項目が示されており、科目の評価がディプロマ・ポリシー達成度の評価につながるようになっている。

GPAについては、個々の学生の学修状況の概要を把握することのほか、GPA データを利用した成績優秀者の FSA 起用や CAP 上限の緩和、成績下位者に対する指導にも活用されている。

学修達成度調査は、大学及び文学部・人間生活学部のディプロマ・ポリシーの文言の中で、本学での学修において身に付けるべきとされている、「専門分野の知識」「専門分野の技能」「キリスト教的世界観・人間観」「広い視野」「異なる意見の受容」「外国語コミュニケーション力」等々の能力や態度・資質等に当るキー概念を抜き出し、それぞれを項目として立ててその達成度を問い、学生が5段階により自己評価する形式で行われる。

文学部では、卒業研究（論文）が必修となっており、ディプロマ・ポリシー各項目を総合した学修の集大成として位置づけ、学修成果測定のための指標としている。文学部で使用されている「卒業研究の評価基準」には、各学科のディプロマ・ポリシーに共通する「思考力」「情報リテラシー」「専門性（知識・技能）」「表現力」「コミュニケーション力」等の要素が、卒業研究における「研究目的と問題設定」「先行研究」「口頭試問」等々の項目において5段階により評価されることが明示されている。

人間生活学部においては、人間生活学科では卒業研究（論文）が必修となっており、ディプロマ・ポリシー各項目を総合した学修の集大成として位置づけ、学修成果測定のための指標としており、担当教員によって若干の比率等の違いはあるが、研究内容のほかに取り組む態度や口頭発表等を総合し、ディプロマ・ポリシー各項目を念頭に置いた評価が行われている。食物栄養学科では、原則として管理栄養士の資格取得が目指されているため、その取得状況が学位課程における学修成果測定の一つとなっている。子ども教育学科では、幼稚園教諭免許、小学校教諭免許、保育士資格の取得が目指されているため、その取得状況が学位課程における学修成果測定の一つとなっている。

その他に、本学では学期毎に、授業の内容や方法等の適切性について学生の意見を求める

「授業改善のためのアンケート」を行っており、このアンケートにはそれぞれの授業の満足度を測る項目があり、学位課程ごとのアンケートの集計結果は、当該課程の学修成果をある程度反映するものと考えている。

集計結果は「講義科目」「大学共通科目」「演習科目」等、授業の特性によって複数のカテゴリーに分けて提示され、大学HP等で公開されている（資料4-56【ウェブ】）。各教員には調査結果を踏まえた学生へのフィードバックを行うことを求め、双方向型のアンケートになっている。

アンケート結果から判断する本学の授業満足度は全体的に高いが、回収率にはいくらか課題も残る。たとえば「コロナ初年度」となった2020年度前期においても、授業満足度（質問項目「学びを深めるという観点から授業は満足できるものでしたか」）の回答は5点満点で平均値3.3であったが、アンケートの回収率は56.4%に留まった（資料4-57【ウェブ】）。このアンケートは大学が教育課程、内容・方法等の適切性について判断するための材料でもあることを勘案すれば、学修成果の可視化に向けてより幅広く学生の声が聞き取れるよう、回収率をあげ、自由記述の件数も増やす仕組みの検討が必要である。

この他、英語の外部試験で高スコアを取得した学生には長・半期の海外派遣の機会が提供され、卒論優秀者に対する表彰や学会誌への投稿機会の提供など、学生の学習成果は適切に測定され、活用されている。

大学院人間生活学研究科においては、一分野に偏らない幅広い知識・技能と専門分野の研究能力を併せて身に付けるというディプロマ・ポリシーを踏まえ、主に専門分野の研究能力に関わる学修成果を測定するために修士論文（特別研究）を必修とし、その評価基準として「1）当該研究領域において、修士としての十分な知識と能力が認められる。」「2）研究テーマの設定が妥当であり、また論文作成に当って問題意識が十分明確である。」以下の6か条を定めており、これに従った評価が修士課程における学修成果を把握するための指標とされている（資料4-55【ウェブ】）。

<2>学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

卒業研究の評価に当たっては、従来は通常の科目と同様の評価基準に従っていたが、2018年度のカリキュラム改正を機にこれを見直し、文学部ではディプロマ・ポリシーに関連する評価項目を用いたルーブリック形式による、学部共通の「卒業研究の評価基準」を定め、2021年度からこの基準に従って厳正に評価を実施している。その他に、現在、「教学マネジメント・ワーキンググループ」において、eポートフォリオ、アセスメント・テスト、ディプロマ・サプリメント等の全学的導入も視野に入れて検討がなされている。

<3>学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

学習成果の把握及び評価の仕組みについて、変更の必要が生じた場合は、自己点検・評価のプロセスに従い、教務部委員会が原案を作成して各学科にはかった上で、学長・学長室会議に提案し、部長会議の調整等を経て、教授会の意見を求め、最終的には学長または理事会によって決定される。このような教務部の活動については定期的に自己点検・評価委員会に報告され、全学的な観点から点検・評価がなされている。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか

評価の視点(1)：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点(2)：点検・評価結果に基づく改善・向上

<1>適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価・学習成果の測定結果の適切な活用

本学においては、教育課程を運営する各学部・学科が不断に教育課程及びその内容、方法の適切性について点検・評価を実施しており、その結果に基づき、必要に応じて教務部委員会に改正案が提案され、教務部での検討の上で学長・学長室会議に提案され、部長会議を経て、教授会へと審議が進められる。この点検・評価の際には、学科等が把握する情報が根拠となっている。具体的には、教務部委員会は毎月定期的に行われ、「藤女子大学教務部委員会規程」（資料 4-58）に基づき、各学科の専門科目、全学共通科目、各課程における科目の検討やカリキュラムの策定・改廃等の審議・調整を行っている。また、その実施状況等については、毎年度、自己点検・評価委員会に報告し、点検・評価結果に基づいて改善点を明確化して翌年度の活動計画案に反映させている。

学修成果の測定結果としては、教育課程を運営する学科等に対して教務部から提供される GPA、学修達成度アンケート調査結果等、IR 専門部会から提供される IR コンソーシアム学生調査結果等のほか、卒業研究の成績や英語外部試験のスコア、国家試験の合格率など学科等が独自に把握するものがあり、それぞれ学科等において教育課程の適切性の検証に活用されており、例えばグローバル教育センターで実施する英語のプレースメントテスト、ポストテストのスコアは、その伸び率などを基に同センターにおいてカリキュラムや科目の適切性の検証に活用されている。

中長期的な検討・実施を要する改革については、自己点検・評価委員会が「藤女子大学未来共創ビジョン」及び「未来共創ビジョンを具体化するためのアクションプラン」に基づいて、年次計画の策定を教務部に求めている。教務部は教務部委員会を通じて、学科、課程を運営する委員会等と連携して点検・評価を行い、改善のための取り組みを不断に進め、自己点検・評価委員会に計画の進行状況を定期的に報告し、点検・評価、及び推進に関わる調整・指示等を受けている。このアクションプランの取り組み項目の策定に際しては、学修達成度調査アンケート結果、IR コンソーシアムによる学修経験についてのアンケート結果、教学マネジメント体制検討のために設定した達成目標項目に関する点検・評価結果等が参考にされている。

<2>点検・評価結果に基づく改善・向上

点検・評価に基づく改善の例として、例えば GPA の導入が挙げられる。2014 年度の『自己点検・評価報告書』において、教務部より GPA 導入の検討開始が報告され、GPA 導入に向けて、各学科に対して、学部・学科・科目区分ごとの成績分布の平均値をグラフ化した資料を提示し、これを成績分布の標準化のための材料として活用できるかどうかの検討を依頼

したことが記述されている。こうした検証を踏まえ、まず 2015 年度より成績評価基準を本格的に導入し、2016 年度からの GPA の導入につなげている。

また、LMS 導入に至る例を挙げれば、2014 年度 8 月より大学ポータルサイトのシラバス機能に付属する、教員と学生の間で課題・解答等のインタラクティブなやりとりを可能とする「予習・復習・レポート」機能の運用を開始したが、この時点ではいまだ教員にポータルサイトの使用法が十分に認知されていなかった。このため、ポータルサイト全般に関する説明を含めた講習会を、両学部 FD 委員会と教務部委員会の共催により実施したものの、同機能の十分な浸透には至らないまま、ポータルサイトの仕様変更により「予習・復習・レポート」機能の利用そのものが不能となった。このような状況に対する点検・評価を踏まえ、2016 年度に学長の指示のもと本学におけるアクティブ・ラーニングを推進することを目的とする「アクティブ・ラーニング推進会議」が設置されたのに合わせて、この会議に新たな LMS 導入の検討も付託されることとなった。この会議における検討が 2020 年度からの LMS 導入につながった。

以上のような例はあるものの、本学においては、教育課程及びその内容、方法の適切性について、データ等に基づいて客観的に点検・評価するシステムが十分に整備されているとは言えない。平時における教育課程に対する不断の点検・評価は、学科が把握する学生の動向や社会情勢を踏まえた学習者のニーズ予測等の「現場の感覚」に基づいており、IR 等の手法による教育成果の分析に基づくものではない。こうした中で、平常の自己点検・評価活動とは別に進められている、学長主導の「改革推進プロジェクトチーム」での検討を通じて、今後の大学に求められる教育の転換等の理念を踏まえつつ、中長期的な改革と平常の点検・評価とをより密接に関連づけて進めて行く必要があるとの指針が示され、これに基づいて「教学マネジメント・ワーキンググループ」が組成され、喫緊の問題点の洗い出し、及び、教育課程を総合的に管轄する「教学マネジメント」組織の設置の検討が始められている。

4-2. 長所・特色

<1>キリスト教的世界観と人間観の育成

大学の設立理念に基づくディプロマ・ポリシーのうち、(1) にあげられた「キリスト教的世界観および人間観」の育成は、教養科目の区分の一つである「人間と宗教」に置かれた「キリスト教概論」を全学生の必修科目とし、さらに「聖書概論」「キリスト教と藤女子大学」「キリスト教人間学」「宗教と文化」の中から選択必修で 2 単位以上を履修させることによって具現化されている。そのうち「キリスト教と藤女子大学」では、受講生は本学が北海道で設立された歴史的・社会的背景を辿りながら、愛と奉仕に生きること、実践することの意義を学ぶ。これは学生の本学への帰属意識を高めるとともに、所属学科における多様な専門科目の学習における基本的受講姿勢の形成にもつながる。さらに、文学部では各学科の専修の他に学科共通の「キリスト教専修」を設け、希望者は所属学科にかかわらずキリスト教を専門分野として卒業研究が行える体制が整えられている。2022 年度にはキリスト教専修の開設以来はじめてこの専修を選択して 2 名の学生が卒業研究を行った。

＜2＞ACEプログラム（本学独自の英語プログラム）

文学部においては、学生は所属学科や専修に関わらず、ACEプログラムによって高度な英語運用能力を身につけることが可能となっている。英語能力向上を願う学生は多く、毎年、多数のプログラム登録者を迎えていることを考えれば、ACEはグローバル化時代の社会的ニーズに即したプログラムである。2021年度は、プログラム開始後はじめての卒業生を社会に送り出したが、プロフェッショナルコースでは4年間をとおしてプログラムを継続した35人中7人（20%）がプログラム修了条件として定めたTOEIC730点以上の成績を残し、日常生活で困らない程度の英語力とされる650点以上は20人（57%）に達した。また、スペシャリストコースでは継続登録者8人中修了条件の860点を超えた者は一人のみに留まったものの、相対的に高いレベルとされる800点を超えた者は全体で4名（50%）となった。また、所属学科で得た専門的知識を幅広く社会に発信・活用するために必要な英語力向上の機会を、すべての学部生に向けて提供することは、ディプロマ・ポリシー（2）であげられた内容（キーワードは「主体性・多様な人々と協働して学ぶ態度」）の具現化に寄与している（資料4-17）。

＜3＞卒業論文・制作

文学部はもとより、様々な国家資格取得を目指す人間生活学部においても、本学における4年間の学修の集大成として卒業論文・制作が重要視されており、少人数制によるきめ細やかな指導が行われている。特に文学部では論文提出後の口頭試問、学科による評価の後、優秀論文の選出、雑誌への掲載、要旨集の発行等が行われている。2021年度にはループリック形式による卒論の評価基準も整えられ、評価に客観性が加味されるとともに、ディプロマ・ポリシーに定められた各項目が卒業研究と論文執筆のプロセスを経ることによって具現化されることが学生にも明瞭になった。人間生活学部においても卒論あるいは制作物の発表会が、多くの教員による共同もしくは学科単位で行われ、卒業を目の前にした学生たちが本学で過ごした4年間と学修成果を確認できるよう工夫されている。

＜4＞地域の特性を生かした産学官連携

地域の特性を生かした産学官連携プロジェクトは人間生活学部の教員を中心に数多く行われている（資料4-59）。新カリキュラム体制が整った2018年度以降はあわせて18件のプロジェクトが遂行された。2015年度以降は徐々に産学官連携プロジェクトを担う研究者が増えつつある。同時に大学HPの一覧には掲載されていない研究費や委託費等を伴わない産学官の連携も行っている。以下にその例を一つあげたい。

本学が掲げる『藤女子大学未来共創ビジョン』（資料1-16【ウェブ】）の一つである「地域とつながる藤」を具現化すべく、2018年に食物栄養学科の二人の研究者が三井物産株式会社北海道支社、サッポロウエシマコーヒーとともにN'sキッチン（Nは、North、Nutriton、Naturalの頭文字をとったもの）と称するプロジェクトを立ち上げた。プロジェクトの目標は北海道で生産される原材料にいつもの付加価値をつけることで、北海道経済の活性化を目指し、学生の社会参加を促すことである。これまで「北海道の玉ねぎまるごとスープカレー」（2018年）、「北海道の玉ねぎまるごと白いカレー」（2019年）、「かける玉ねぎだれ（醤油だれ、塩だれ）」（2019年）、「北海道下川町のフルーツトマトとしいたけの子

を煮込んだ森のシチュー」(2020年)などの製品開発を行った(資料4-60【ウェブ】、4-61【ウェブ】、4-62【ウェブ】)。また、プロジェクトに参加した学生はその成果を卒業研究にまとめており、プロジェクトをとおして大学での学修を深化・発展させている。

4-3. 問題点

より適切な教育プログラムの構築やカリキュラムの改善にむけて、現行では不定期となっているディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの見直しのための検討を定期化する必要がある。また、すべての学生の学習成果可視化にむけた取り組みとして、現在の授業改善のためのアンケートや資格取得者データの整理などの大学側の視点による調査、学生の自己評価による学修達成度調査以外にも、より客観的な調査の実施や、学習成果に関する情報を学生にフィードバックする仕組み作りを模索するなど、教学マネジメント体制の整備、及び教学に関するアセスメントの方針や体制整備を進める必要がある。

4-4. 全体のまとめ

本学では大学のディプロマ・ポリシーに基づき、文学部・人間生活学部におけるそれぞれの学科が、その教育目的を実現するためにディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを策定し、『教務ガイド』等で公表している。また、各学科は順次性に配慮しつつ、それぞれの学位課程にふさわしい体系的な教育課程を編成し、厳格な成績評価に基づいて適切に学位授与を行っている。一方、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの点検・評価は、カリキュラム改正等に合わせて不定期に対症療法的に行われるのが実情であるため、「教学マネジメント・ワーキンググループ」が組成され、学長のリーダーシップのもとに恒常的に3ポリシーの有効性や教育成果等について検証し、教育課程を総合的に管轄する「教学マネジメント」組織の設置の検討が進められている。

教育の実践においては、両学部ともに4年間の学修の集大成として卒業論文・制作に向けて体系的教育が少人数体制で行われているほか、人間生活学部ではそれに加えてそれぞれの学科で取得可能な国家資格のための課外授業が行われている。また、2020年度からは全学的にLMSが導入され、デジタルツールの活用によってさらなる教育の充実が図られている。また、本学独自の語学プログラムである藤ACEプログラムによって、日本社会が求めるグローバル人材の育成に寄与している。学生が成長を実感することができるような学習成果の可視化の面では不十分な点があるものの、毎学期行われる「授業改善のためのアンケート」、毎年行われる「IRコンソーシアム学生調査」「学習達成度評価アンケート」等によって、ある程度の学修成果把握はできており、また同時により効果的で質の高い教育への見直しが定期的に行われている。

以上のことから、本学の教育課程・学習成果は、大学の理念・目的を実現する取り組みとして適切であり、また、大学基準に照らして良好な状態にあるといえる。

第5章 学生の受け入れ

5-1. 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点(1)：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表
評価の視点(2)：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
・入学希望者に求める水準等の判定方法

<1>学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

本学の学生の受け入れ方針は、大学全体のものとして「藤女子大学のアドミッション・ポリシー〈入学者受入方針〉」に、「教育理念」「教育の目的」「求める学生像」の項目ごとに明示し、『藤女子大学入学試験要項 2023』（資料 5-1【ウェブ】）、『藤女子大学大学院入学案内 2023』（資料 1-6）並びに大学ホームページ（資料 5-2【ウェブ】）により公表している。

この大学全体のポリシーのもとに大学各学科、大学院人間生活学研究科各専攻のポリシーが、それぞれの専門分野の特性に合わせて具体的に定められている。

例として、文学部日本語・日本文学科では、「学科のめざしているもの」として「政治・経済・歴史などさまざまな領域において、日本語という言語がどのような文学や文化を形成してきたか、また将来においてなにを成し遂げようとしているのかを探っていきます」と学科の学問分野の概要を掲げ、「学科が求める人材」として「○現在と過去の時と場所における日本語の姿に出会ってみたい人、○日本語によって創造された古典文学と近現代文学を、政治・経済・歴史・思想などを総合したものとして探求していこうとする人、○日本文化が、東アジアや欧米の異文化とどのように向き合い、どのように自己形成し、今後どのように変容していくのかを知りたい／たどってみたい人」と具体的な学生像を掲げた上で、「高等学校で学んできてほしいこと」を掲げている。

また、人間生活学部人間生活学科では、「学科のめざしているもの」として「プロジェクトマネジメント・社会福祉・現代家政の3専修の専門科目群をつなぎ合わせ、学生本人の関心やテーマに応じて学びます」と学科の教育目的を掲げ、「人間の多様性を活かし他者と協働した学びの場の企画・運営をめざす『プロジェクトマネジメント』、さまざまな状況にある人びとを支え共生社会の構築をめざす『社会福祉』、人間の生涯発達における生活課題の発見と解決をめざす『現代家政』の3専修を通して実践的能力を培い、自分の生き方を高め、他者を支援し社会に貢献する人材の育成を目標としています」と、学科の学位授与方針・教育課程編成方針の概要を示した上で、「学科が求める人材」及び「高等学校で学んできてほしいこと」を示している。

大学院人間生活学研究科では、専攻ごとにアドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）が設けられている。例えば、人間生活学専攻では、「人間生活を生活主体である人間と自然・地域環境及び社会環境との相互作用として捉え、その様々な場面で生じる生活課題を

認識、分析、解決し、QOLの向上に資する研究を推進することを目標とする。」と専攻の教育目的を掲げ、この目標にふさわしい求める学生像として、「人間生活の諸側面に高い関心を持ち、生活を科学的に分析する能力を身につけたい人」「生活科学や社会福祉学に関する職業上の専門性を高めたい人」「家庭科の専修免許を取得して教育力のスキルアップを目指す人」「地域のQOLの向上に貢献しうる実践力を身につけたい人」を具体的に掲げている。

各専攻のアドミッション・ポリシーは大学ホームページに公表され(資料5-3【ウェブ】、5-4【ウェブ】)、さらに『藤女子大学大学院入学案内2023』にも明示し、関連する教育機関に配布するとともに、オープンキャンパス及び学内の学部生を対象とした進学説明会の折に配布している。

障がいのある入学志願者の受け入れに関しては、「藤女子大学 障がい学生支援に関する基本方針」(資料5-5【ウェブ】)に基づき、大学入学共通テストにおける受験上の配慮に準じた措置を講じていることを、入学試験要項の受験者注意事項や大学ホームページに明示している。志願者から相談があった場合には、各入学試験の出願期間の前に、志願する学科など関連部署と調整し、別室受験など受験に際しての配慮や就学上の支援について説明している。

本学におけるアドミッション・ポリシーの策定・改訂に当たっては、入試部が原案を作成し、学長・学長室会議に提案し、部長会議を経て、教授会、評議会に意見を求めた上で、学長が決定する。この過程を通じて、学位授与の方針、教育課程の編成・実施方針との整合性に配慮がなされている。

<2>入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、及び入学希望者に求める水準等の判定方法

(1) 大学

大学では、学科ごとに「アドミッション・ポリシーに基づく入試方法」が設定され、入試種別ごとに学力の3要素を求めるための入学試験科目等を示している。これらは、入学試験要項・大学ホームページで広く公表している。各学科の特色にあわせた、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像を踏まえた入学試験制度となっている。

たとえば、英語文化学科の一般選抜入学試験(A日程)全学共通入学試験(3科目)では、言語・文化・社会的事象への広い関心を持つ学生を求めるため、英語、国語、地歴・公民を入試科目とし、英語において一定の学力水準に達していることを確認するため、3科目の中で英語の配点を高く設定している(英語200点、国語、地歴・公民各100点)。英語の筆記試験では、主に「読む力」と「書く力」を中心とした英語力をはかり、また、調査書によって「主体性を持って多様な人びとと協働して学ぶ態度」を確認している。学科特化入学試験(2科目)では、「本学科の学びに必要な実践的かつ学術的な英語力を持った学生を求め」るため、英語の「読む力」と「書く力」を評価する筆記試験に加え、「聞く力」をはかるリスニングテストを課している。必修科目の英語以外に国語、地歴・公民から1科目選択し、英語の配点は他の1科目より高く設定している(英語250点、他の科目100点)。

総合型選抜入学試験では、学問的な問題解決能力をはかることを主眼としたプレゼンテーション試験を課し、ネイティブスピーカーとの英語による質疑応答を含む面接を行い、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」を総合的に評価している。また、大学入学希望

理由書と面接によって本人の意欲と関心分野を確認し、「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人びとと協働して学ぶ態度」を総合的に評価している。ほかに、英語力を評価するため、英語外部試験のスコアの提出を求めている。

このように、英語文化学科の学生の受け入れ方針では、配点・試験科目などにより英語を重視していることが明示されており、受験者の入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像が明確に踏まえられている。

以上のように、大学の入試要項等における「アドミッション・ポリシーに基づく入学試験方法」には、入試の種類（一般選抜入学試験・大学入学共通テスト利用入学試験・学校推薦型選抜入学試験・総合型選抜入学試験）ごとに評価方法が具体的に明示されている（資料 5-6【ウェブ】）。

(2) 大学院

大学院人間生活学研究科では、専攻ごとにアドミッション・ポリシーとして人材育成目標とそれにふさわしい求める学生像を定め、それに従って必要な能力を測る入学試験を実施している。一般入学試験（第1期・第2期共通）においては、外国語・専門科目・面接を試験科目として試験を行っている。また、社会人入試（第1期・第2期共通）においては、小論文・専門科目・面接を試験科目として試験を行っている。専門科目によって分野の研究の基本となる知識を確認し、面接により求める学生像に合致する人材か否かを確認している。また、学部からの進学者については、研究を進める上で必要な外国語能力を確認するための外国語の試験を課している。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点(1)：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
評価の視点(2)：授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供
評価の視点(3)：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
評価の視点(4)：公正な入学者選抜の実施 <ul style="list-style-type: none">・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施
評価の視点(5)：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施 <ul style="list-style-type: none">・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の顧慮等）

<1>大学の入学者選抜制度

本学では、アドミッション・ポリシーに明示しているように、自ら成長し、学問の探究に励み、現代社会の諸問題に関心を持ち、視野を広げ、他者への思いやりを持ち社会や環境に貢献しようと努力する女性を、多様な選考制度により広く求めている。

学生募集は、2022年度入学試験から文学部各学科はそれぞれ定員を90名、人間生活学部人間生活学科は50名、食物栄養学科・子ども教育学科はそれぞれ80名とし（2021年度以

前は全学科 80 名定員)、学生の受け入れ方針に基づいて一般選抜入学試験 A 日程・B 日程、大学入学共通テスト利用入学試験 A 日程・B 日程、学校推薦型選抜入学試験、総合型選抜入学試験、社会人入学試験、海外帰国生特別入学試験、並びに姉妹校推薦入学試験、カトリック校・女子校推薦入学試験、外国人留学生入学試験を実施しており、「入学試験要項」にそれぞれ出願資格、出願手続、選考方法、学力試験科目・科目別配点、試験日・時間割、試験場、合格発表、並びに入学手続を具体的に明示している。また、大学案内、大学ホームページにも概要を明確に記載しており、周知に努めている。なお、大学案内には QR コードを付し、本学ホームページの関連箇所へスマートフォンなどから容易に接続できるようにしている。

〈2〉学生募集方法

本学では上記の多様な入学者選考制度を実施しているため、入学志願者に対し公正な受験機会の保証とそれらの適切な情報提供が不可欠である。その際、主となる紙媒体は「大学案内」「入学試験要項」「入学者選抜情報ダイジェスト版」(資料 5-7)である。上記紙媒体の提供は、年 3 回開催するオープンキャンパス、年 1 回開催の進学説明会、大学祭での相談会など本学を会場とした入学試験説明機会のほか、外部の受験業者主催の各種進学相談会や高校訪問、出張講義の際に配布し、また北海道内全域の高等学校、日本カトリック小中高連盟加盟高等学校及び予備校に送付している。さらに、大学ホームページや各種進学サイトからの資料請求者にも対応している。そして、これら紙媒体を送付する場合には、「過去問題集」を同封し(資料 5-8)、受験者・保護者・高校教員など関係者への詳細な受験内容の情報提供に努めている。

また、大学ホームページ上に入学試験関連特設ページ「受験生ナビ」を設置し、入学試験についての情報を公開し、適宜変更点等を更新している。併せて YouTube チャンネルを開設し、本学の特色や入学試験制度、各学科の強みなどの動画を載せ、さらにはインスタグラムではオープンキャンパスの情報や入学試験情報などを掲載し、SNS も積極的に利用して情報を提供している(資料 5-9【ウェブ】)。SNS については、入試課が募集する学生広報スタッフボランティア「F-lens」にも協力を得ながら情報発信を行っている(資料 5-10)。

オープンキャンパスなどの入学試験関連イベントには、全ての教員が積極的にかかわり、F-lens を含めた学生スタッフをアルバイトとして活用しながら、受験生だけでなく保護者にも学修内容やキャリア支援体制・奨学金に関する事項など様々な大学情報を発信している。

なお、直接の学生募集活動ではないが、高大接続の一環として高校生のための模擬講義である「高校生のための出張講義」を実施しており、各高校の要請に基づき教員を派遣している。講義内容は、教員それぞれが大学で実施している講義や研究分野に基づいて設定され、SDGs 関連の講義にはその旨を記載しており、2022 年度では専任教員による 155 題の講義を用意している(資料 5-11【ウェブ】)。

〈3〉授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供

授業料及び入学申込金・教育充実費については、「入学試験要項」に明記し、その他同窓会入会金などの諸経費についても記載している。また、総合型選抜入学試験合格者、学校推

薦型選抜入学試験合格者には、手続き時に入学前教育プログラムの一部負担金があることも併せて明記している。

経済的支援については、「大学案内」に学費と合わせ本学で受けられる複数の奨学金制度を全て明記し、情報を周知し、大学ホームページからも確認できるようにしている。あわせて、「入学試験要項」に本学が「高等教育への修学支援新制度（授業料減免・給付型奨学金）」の対象校に認定されていることを明記し、詳細については本学ホームページ等で告知している。

〈4〉学生の受け入れ方針に基づく入学者選抜の適切性

本学の入学者選抜方法としては、入学試験の種類ごとに、各学科のアドミッション・ポリシーに基づき、試験教科・科目（基礎学力試験を含む）、面接、小論文、プレゼンテーション、ディスカッション、課題レポート、推薦書、大学入学希望理由書、活動報告書、調査書、そのほか必要とする出願書類により選抜している。

2013年度入学試験以降、一般入学試験A日程について、3科目型と2科目型の二種類を設定した入学試験制度を導入している。3科目型は「全学共通入学試験（3科目）」とし、大学のアドミッション・ポリシーを実現する共通水準の入学試験として両学部複数学科出願可能な入学試験とした。2科目型は「学科特化入学試験（2科目）」とし、各学科のアドミッション・ポリシーに基づく学科単願入学試験とするため、学科の特徴に合わせて試験科目や配点を設定している。このようにして一般入学試験A日程の複線化を実施し、多様な入学志願者への受験機会の提供を目指している。

学科の特性を踏まえた学生の受け入れ方針に基づく入学者選抜方法としては、たとえば、文学部日本語・日本文学科では、アドミッション・ポリシーに「学科のめざしているもの」として「政治・経済・歴史などさまざまな領域において、日本語という言語がどのような文学や文化を形成してきたか、また将来においてなにを成し遂げようとしているのかを探っていきます」と学科の教育目標を掲げ、その基礎となる学習経験を測るため、A・B日程入試においては「古典」の問題を必須としている。

また、国家資格等の取得を特徴とする学科では、その特性を考慮した試験科目としており、たとえば、人間生活学部食物栄養学科の総合型選抜入学試験では、プレゼンテーションの他に、ディスカッション及び2回の面接を設定することにより、管理栄養士に必須であるコミュニケーション力をはかる特色のある選考制度を実施し、大学在学中のみならず卒業後を見据えた試験制度となっている。

〈5〉委員会の設置、入学試験事前準備体制

公正かつ適切に入学者選抜を行うために、本学「藤女子大学入学者選考規程」（資料 5-12）に基づき、全学機関として入試部委員会を設置し、入試部長1名（教員）、各学科2名の教員（6学科×2名＝12名）、入試課職員2名の合計15名で構成し、各学部から1名ずつ副委員長を選出している。原則的に1ヶ月に1回開催され、オブザーバーとして入試部委員以外の入試課職員も参加している。委員会では、入学試験実施前年度より各入学者選抜方法及び日程等を協議検討し、原案を学長室会議に提示して、実施年度の5月までに両学部教授会、評議会を経て審議し、評議会の意見をもとに学長が決定している。制度に関する改

正等の原案作成、入試の実施の指揮には入試部長が当たるが、他に入試担当副学長を定め、学長の権限を代行する形で全学的な入試当日の業務等を統括している。

一般選抜入学試験の問題作成については、学長の指名により科目ごとに出题責任者を決め、責任者のもと出題者が選定され行っている。例年5月に入試部長が議長となり出题責任者連絡会議を開催し、当該年度の方針・実施スケジュール等を周知徹底している。校正は2回実施するほか、印刷所最終校正、試験問題納入後の出题責任者による最終確認を行い、ミスのないよう心がけている。科目によっては出題者以外の教職員数名を点検者として選定し、入試問題原稿提出前に出題範囲・出題構成・問題の適切性等の確認・検証を行っている。

<6>公正な入学者選抜の実施

一般選抜入学試験については全学体制で実施しており、学長を準備も含めた全ての総括責任者とし、入学試験当日については、入試担当副学長を統括責任者、入試部長を本部実施担当者とし、その他両学部長・入試部委員・事務局長を本部員として運営している。学外入試会場である旭川会場・帯広会場・函館会場に関しては、実施マニュアルを整備し、各学科より専任教員1名と専任職員数名及び派遣看護師を配置している。そして各会場に実施担当者（責任者）を置いた上で、インターネット端末等を設置して本部との連携を密に、かつ確実に実施することにより、全会場における入学試験の公正性並びに適切性を確保している。

本学ではオンラインを利用した入学者選抜は行っていない。ただし、実施には至らなかったものの、一昨年来のコロナ禍に対応するため、2020年度・2021年度の総合型選抜入学試験・学校推薦型選抜入学試験ではオンラインを利用する代替方式「プラン B」を設定した。その際、問題送付・解答提出は郵送とし、プレゼンテーション・面接をビデオシステムを利用したオンライン方式としたが、受験者の通信状況を考慮し、サブメディアとして電話を活用する方針としていた（資料5-13、5-14）。

また、各試験では新型コロナウイルス感染症に罹患し試験当日まで治癒していない者、濃厚接触者に該当する者、試験前から継続して発熱や咳等のある者、学校保健安全法施行規則第18条第一種～第三種による学校感染症に罹患し試験日までに医師が治癒したと診断していない者、疾病等により受験予定の試験を受験できなかったことを証明する医師の診断書を提出した者、及び試験当日37.5度以上の発熱があり受験不可となった者に対しては、別に追試験や振替受験を準備し、公平性を担保した。なお、こうした措置をとっていることは、本学ホームページ上に掲載し、広く周知していた。

<7>採点、合否判定等の公正性

採点業務は、入試部委員会が科目毎に出題者を中心に採点者を指名し、ダブルチェックなど点検を十分に行い、採点ミスが発生させない体制をとっている。選択科目では、科目選択により受験者が不利にならないように、各科目の平均点をもって得点調整の必要性の有無を判断している。

合否判定は、「藤女子大学入学者選考規程」に従い、入試部が作成した資料に基づき各学科が両学部教授会に合格候補者を提案し審議のうえ、学長に起案されて決裁を受けている。入試結果の開示は、受験者本人の希望により、本人の受験科目別得点、総得点、受験学科の

合格点を記載した「試験結果通知書」を本人に送付して行っており、このことは入学試験要項に明記されている。

また、入学試験要項には、入試結果として、過去3年間の学校推薦型選抜入学試験、一般選抜入学試験、大学入学共通テスト利用入学試験に関する募集人員、志願者数、受験者数、合格者数、並びに倍率を学科毎に記載し、これに加えて一般選抜入学試験、大学共通テスト利用入学試験に関しては、総合点（満点）、最高点（%）、合格者最低点（%）について学科毎に過去3年度分の数値を公表している。さらに大学ホームページにおいても学校推薦型選抜入学試験、一般選抜入学試験、大学入学共通テスト利用入学試験、社会人入学試験、編入学試験について過去3年間の結果を公表している。

これら学生募集及び入学者選抜に関する全ての事項について年度末に入試部委員会において点検・検証を行い、次年度に向けて改善している。以上のような方策によって、本学においては公正かつ適切な学生募集及び入学者選抜を行っている。

<8>大学院人間生活学研究科における入学者選抜

大学院では、各専攻のアドミッション・ポリシーに基づき、学部入試とは別の日に入学試験を実施し、多様な背景を有する入学者を受け入れるために性別を問わず公正な機会を保証している。

試験科目は各専攻のアドミッション・ポリシーに基づいて設定されている。たとえば、人間生活学専攻は、アドミッション・ポリシーに「人間生活学専攻は、人間生活を生活主体である人間と自然・地域環境及び社会環境との相互作用として捉え、その様々な場面で生じる生活課題を認識、分析、解決し、QOLの向上に資する研究を推進することを目標とする」と教育目標を掲げ、その基礎となる学力を測るため、試験科目を「英語、及び人間生活学・生活環境学・生活福祉学から出願時に1科目選択」としている。

大学院の学生募集は、毎年入試説明会を学部のオープンキャンパスと同時に開催している。また本学の在学生を対象とした入試説明会を別途毎年7月中旬に実施している。「大学院入学案内」及び学生募集ポスターは、毎年主要な大学関係機関に配布している。試験日程は、例年第1期を9月下旬、第2期を3月上旬に設定しており、ともに一般入学試験と社会人入学試験を実施している。なお、出願資格については、大卒者以外でも、大学卒業と同等以上の学力があると認められる者には認めており、その場合、一般入試にあっては22歳、社会人入試にあっては25歳に達した者に対して「藤女子大学大学院人間生活学研究科の出願資格に係る個別の入学資格審査要領」（資料5-15）に基づき入学資格の認定審査を行っている。

授業料及び入学申込金・教育充実費については、「藤女子大学大学院入学案内」、大学ホームページに明記し、その他同窓会入会金などの諸経費についても記載している。また、社会人学生等が進学しやすいように、標準修業年限（2年）を超えて計画的に教育課程を履修し修了する制度（長期履修制度）を設けており、これについても「藤女子大学大学院入学案内」、大学ホームページに明記している（資料5-16【ウェブ】）。

入学試験の実施体制としては、「藤女子大学大学院入試委員会規程」（資料5-17）により、統括責任者を研究科長とし、大学院入試委員（各専攻1名）を中心に、「藤女子大学大学院入学者選考規程」（資料5-18）に基づき実施している。入学者選抜は、当該年度の「入

学者選考実施要領」に基づき行われ、「藤女子大学大学院入学者選考規程」のもと、各専攻での試験結果による合格候補者について研究科委員会で審議し、学長が決定している。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点(1)：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・ 入学定員に対する入学者数比率
- ・ 編入学定員に対する編入学生数比率
- ・ 収容定員に対する在籍学生数比率
- ・ 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

〈1〉入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

(1) 大学全体

各学部学科の入学定員、収容定員は学則に定められており、大学全体の合計では入学定員は480名、収容定員は1,920名である。

合格候補者の決定においては、過去数年間の手続率、辞退率を参考にしながら慎重に決定し、入学者数・在籍学生数の管理を行っている。

大学全体で入学定員480名に対し、2018年度の入学者数は502名（入学定員に対する比率1.05）、2019年度は500名（同1.04）、2020年度は537名（同1.12）、2021年度は453名（同0.94）、2022年度は414名（同0.86）である（大学基礎データ表2、表3）。入学定員に対する入学者数比率の5年間平均は1.00であり、適切な定員管理ができています。また、大学全体の収容定員1,920名に対し、2022年度の在籍学生数は1,916名（収容定員に対する比率1.00）であり、適切な定員管理ができています。

編入学生について、本学では学則第27条によって編入学を認めているが、定員は設定しておらず、受け入れ学科学年の在籍者数を勘案し、定員状況に合わせて学科の実施する選考を経て受け入れている。2023年度は、英語文化学科、日本語・日本文学科、文化総合学科、人間生活学科が若干名を募集している。

〈2〉文学部

文学部では、2021年度までは入学定員240名であり、2018年度の入学者数は283名（入学定員に対する比率1.18）、2019年度は293名（同1.22）、2020年度は306名（同1.28）、2021年度は262名（同1.09）である。2022年度以降は入学定員270名となり、2022年度の入学者数は263名（同0.97）である。入学定員に対する入学者数比率の5年間平均は1.15であり、適切な定員管理ができています。

文学部全体の収容定員990名に対し、2022年度の在籍学生数は1,144名であり、収容定員に対する比率は1.16である。各学科の収容定員はそれぞれ330名であり、英語文化学科の在籍学生数は372名（収容定員に対する比率は1.13）、日本語・日本文学科の在籍学生数は403名（同1.22）、文化総合学科の在籍学生数は369名（同1.12）である。

編入学生について、2018年度は日本語・日本文学科で1名、2019年度は英語文化学科で1名、2021年度は文化総合学科で1名、2022年度は英語文化学科で1名を受け入れている。

(なお、定員を若干名と設定しているため、比率は出せない。)

以上のように学科による若干の差異はあるが、学部の収容定員に対する在籍学生数比率の5年間平均は1.21であり、やや多いが、定員管理の観点から2022年度から各学科定員10名増加しており、今後改善が見込まれる。

<3>人間生活学部

人間生活学部では、2021年度までは入学定員240名であり、2018年度の入学者数は219名(入学定員に対する比率0.91)、2019年度は207名(同0.86)、2020年度は231名(同0.96)、2021年度は191名(同0.80)である。2022年度以降は入学定員210名であり、2022年度は入学者数151名(同0.72)である。入学定員に対する入学者数比率の5年間平均は0.85であり、改善が必要な数値となっている。

人間生活学部全体の収容定員930名に対し、2022年度の在籍学生数は772名であり、収容定員に対する在籍学生数比率は0.83である。人間生活学科の収容定員は290名であり、人間生活学科の在籍学生数は198名(収容定員に対する比率は0.68)、食物栄養学科の収容定員は320名であり、在籍学生数は265名(同0.83)、子ども教育学科の収容定員は320名(うち保育学科80名含む)であり、在籍学生数は309名(同0.97)である。

編入学生について、2021年度は食物栄養学科で2名を受け入れている。(なお、定員を若干名と設定しているため、比率は算出できない。)

以上のように学科による若干の差異はあるが、学部の収容定員に対する在籍学生数比率5年間平均は0.91であり、1.00に届いていない。しかし、定員割れが続いている人間生活学科の定員を2022年度から80名から50名に減らしたことにより、今後改善が見込まれる。

<4>大学院人間生活学研究科

大学院人間生活学研究科の入学定員は、人間生活学専攻、食物栄養学専攻とも各8名である。

人間生活学専攻では、2018年度の入学者数は3名(入学定員に対する比率0.38)、2019年度は2名(同0.25)、2020年度は1名(同0.13)、2021年度は2名(同0.25)、2022年度は3名(同0.38)であり、入学定員に対する入学者数比率の5年間平均は0.28である。

食物栄養学専攻では、2018年度の入学者は7名(同0.88)、2019年度は3名(同0.38)、2020年度は1名(同0.13)、2021年度は1名(同0.13)、2022年度は4名(同0.5)であり、入学定員に対する入学者数比率の5年間平均は0.40である。

入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率が低迷しているが、こうした状況の改善策として、本学ホームページを更新して、トップページから大学院の入試情報にもアクセス可能にした。また、2021年度には大学院改革ワーキンググループ会議を組成して検討を重ね、持続的発展が可能な大学院カリキュラム改革の課題を整理した。さらに、2014年度入学生からは本学卒業生の入学申込金(10万円)を免除し、2015年度入学試験からは本学卒業生の受験に対して入試検定料(3万円)を免除するなど、経済的支援策を取り入れている。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点(1)：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 評価の視点(2)：点検・評価結果に基づく改善・向上

<1>定期的な点検・評価

(1)大学

毎年の学生の受け入れに関する取り組みは、「藤女子大学入学者選考規程」に基づき、入試部長が委員長となる入試部委員会を設置して、企画・立案・実施・点検を行っている（資料 5-19、5-20）。この入試部委員会が中心となって適切性の検証を行っている。毎年度一般選抜入学試験 A 日程実施後に、入試部委員会から各学科に対し、学生募集及び入学者選抜が各学科のアドミッション・ポリシーに基づき、公正かつ適切に実施されたか否かについて検証することが求められ、学科ごとに検証している。学科における検証結果を入試部委員会に戻し、大学全体として再度検証している。その際、学科から検証結果に基づいて変更すべき点がある場合は、「変更検討依頼書」（資料 5-21）により原案を提出してもらい、入試部委員会で検討後、全学科に意見を求め、これを踏まえて入試部委員会で作成した案が学長・学長室会議に提出され、両学部教授会・評議会での審議を経て学長により決定される。

また、入試部委員会での検討を基礎として、自己点検・評価委員会に学生募集及び入学者選抜に関する全ての事項についての適切性等の検証結果を報告している。このような平常の点検・評価活動の他に、緊急性を要する場合は、さらなる上部組織である学長室会議が作業部会を組成して点検・評価が行われ、その結果を踏まえ、適宜入試部委員会に指示がなされ、改善へ向けて取り組みが行われる。

(2)大学院人間生活学研究科

大学院の入学者選抜は、「藤女子大学大学院入学者選考規程」に基づいて実施している。入学者選抜に関しては、「藤女子大学大学院入試委員会規程」により、研究科長を統括責任者として各専攻のアドミッション・ポリシーに基づいて実施している。前述の「藤女子大学大学院入試委員会規程」第 7 条には、大学院入試委員会の担当事項について、「毎年度その実施状況等について点検し、結果を藤女子大学自己点検・評価委員会に報告する」と規定しており、学生募集及び入学者選抜の公正・適切性を定期的に検証する体制を構築している。こうした自己点検・評価活動による検証結果に基づく改正案は、研究科長を通じて学長・学長室会議に提出され、部長会議を経て学長が決定する。また、これらの活動は自己点検・評価委員会に報告され、全学的な点検・評価結果に基づいて再検証されている。

<2>点検・評価結果に基づく改善・向上

(1)大学

学長の諮問会議である将来構想会議における点検・評価の結果に基づき 2020 年度に提出された提言を踏まえ、学長室会議における検討を経て、学長の指示により、2022 年度から人間生活学科の定員を 80 名から 50 名に減員し、文学部各学科の定員を 10 名ずつ増員して、定員管理の適切性を高める取り組みを行った。

また、2年連続の大学全体での入学定員割れを受け、人間生活学科・食物栄養学科ですでに導入されていた総合型選抜入学試験を、2023年度から文学部各学科の総合型選抜入学試験の導入、2024年度から子ども教育学科でもの総合型選抜入学試験の導入することを入試部委員会から提案し、教授会・評議会での審議を経て、決定している。

さらには、2025年度の新指導要領初年度受験者に対応するための新制度の検討を機に、現状の入学者選抜制度の点検・評価に基づき、入学試験制度全体を入試部委員会を中心に直し・検討中であり、同様の手続きを経て、遅くとも2022年度中に公表する予定である。

(2) 大学院人間生活学研究科

2015年度には、前回認証評価の際の自己点検・報告書にも記載した、「収容定員に対する在籍学生比率も0.38と低い状況」があったが、点検・評価の結果を踏まえた、本学卒業生の同窓の集いや郵送物等で大学院情報の発信を強化すること、在学生・社会人双方を対象に学部の夏のオープンキャンパスに連動した説明会を実施すること、本学出身者の入学検定料及び入学申込金免除などの経済的方策についての周知等々の対策により、2019年度には収容定員に対する在籍学生比率が0.59と上昇して、大学基準協会に「改善報告書」を提出するに至った。

5-2. 長所・特色

本学では年内の入学試験として、総合型選抜入学試験、学校推薦型選抜入学試験、姉妹校推薦入学試験、カトリック校・女子校推薦入学試験を設定し、年明けの入学試験として、一般選抜入学試験A日程・B日程、大学入学共通テスト利用入学試験A日程・B日程を設定し、さらに一般選抜入学試験A日程は全学共通型(3科目)・学科特化型(2科目)の二種がある。このように、本学入学試験の特色には、複数の入学試験を設定して、受験者に多く受験機会を提供していることにあるが、特に姉妹校推薦入学試験、カトリック校・女子校推薦入学試験を設け、カトリックの精神に基づく建学の理念や、女子教育という目的を共有する学校からの受験者を積極的に受け入れている点に大きな特色がある。

また、一般選抜入学試験、大学入学共通テスト利用入学試験では、学科ごとに配点を変えることにより、学科の特色を出している。

さらに、総合型選抜入学試験や学校推薦型選抜入学試験などの年内に実施する入学試験の不合格者で同一学科を再受験する、本学の教育理念への共感度の高い受験者に対しては、一般選抜入学試験の検定料を免除し、全学共通型で他学科を併願する場合や、全学共通型と学科特化型の両方を受験する場合は、検定料を半額にするなどの対応をしている点も特色である。

5-3. 問題点

大学では、2021年度、2022年度と大学全体で入学者定員割れを起こしている。特に、人間生活学部は深刻な状況となっている。そのため、2022年度からは人間生活学科の入学者定員を80名から50名に減員し、文学部各学科の入学者定員を10名ずつ増員して90名とした。また、2021年度入試から人間生活学科・食物栄養学科が総合型選抜入学試験を実施

し、2023 年度入試からは文学部各学科も開始し、2024 年度入試には子ども教育学科においても導入予定であり、より多様な受験機会を設けて、入学者確保を目指している。他に、2023 年度入試からは道内女子校を対象とした推薦入学制度を開始し、2024 年度入試からは指定校推薦制度を導入する検討を開始している。さらには、2025 年度の新指導要領初年度受験者に対応するための新制度の検討を機に、入学試験制度全体を入試部委員会を中心に見直し・検討中であり、遅くとも 2022 年度中に公表する予定である。

大学院については、ホームページの大学院入試情報のアクセスをしやすくするほか、本学卒業生の入学申込金免除、入試検定料免除などの経済的支援策を取り入れているが、現状において、入学定員に対する入学者数比率の 5 年間平均は、人間生活学専攻では 0.28、食物栄養学専攻では 0.40 であり、2022 年度の収容定員充足率は、人間生活学専攻では定員 16 名に対し在籍数 6 名で 0.38、食物栄養学専攻でも 0.38 である。こうした状況を改善するため、さらなる対策が必要である。

5-4. 全体のまとめ

以上のように、大学全体として、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）の制定・公表、その際の求める学生像や入学希望者に求める水準等の判定方法は適切に設定されており、また、学生の受け入れ方針に基づく学生募集、及び入学者選抜の制度や運営体制も適切に整備されている。実際の入学者選抜時（入学試験前の準備、当日の運営、採点、合格判定など）においても、学長の総括のもと、入試担当副学長を統括責任者、入試部長を本部実施担当者とし、入試部委員会を中心として公正な実施がなされている。

定員管理に関しては、2022 年度の収容定員に対する在学者数の比率は大学全体では 1.00 であり、かつ入学定員に対する入学者数比率の 5 年間平均は 1.00 であることから、適切な定員管理ができていると言える。ただし、人間生活学部は定員割れを起こしており、今後この収容定員に対する在学者数の比率が 1 を割り込む可能性も考えられるため、入試部委員会において、総合型選抜入試の全学科導入（2024 年度入試から予定）や指定校推薦制度の検討・導入（2024 年度入試から予定）といった新入試制度の設定による定員確保への取り組みを行うほか、現状の入学者選抜制度の検証に基づく、一般選抜入学試験の改革（2025 年度入学試験から予定）に取り組んでおり、この問題解消を目指している。

大学院については、2020 年度以降、定員充足率が 5 割を割る状況が続いているが、2022 年度には「多様なツールを活用した学生参加型の広報を企画する」というアクションプランの課題のもと、学内進学者向けには学内から進学した大学院学生、学外進学者向けには学外から進学した大学院学生（現職・社会人）の協力を得て広報を行うなど、改善策の検討及び試行がなされている。

第6章 教員・教員組織

6-1. 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点(1)：大学として求める教員像の設定

- ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点(2)：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学において、大学として求める教員像は、「藤女子大学就業規則」（資料6-1）前文に「教職員は、本学の建学の精神を重んじ、秩序を守り、職責を全うし、教育・研究目的の達成に努めるものとする。」と定めているほか、「藤女子大学の基本方針」の「求める教員像」に、「1. 藤女子大学として求める教員は、カトリック精神に基づく女性の全人的高等教育を推進していくため、本学の建学の理念、教育目的を理解し、学生との人格的な触れ合いの中で、本学の教育を担当するにふさわしい教育上の能力と、優れた研究能力を有する人材。」「2. 学部及び研究科の教育研究の理念のもと、『学位授与の方針』、『教育課程編成の方針』、『入学者受入の方針』を理解し、熱意をもって教育研究活動に積極的に取り組む人材。」「3. 教職員一人ひとりの相互信頼と尊重の上に、教育の質を高め、その成果を広く社会に提供することにより社会の発展に寄与する能力を有する人材。」の3箇条を定めている（資料1-18【ウェブ】）。

また、両学部ともに教員の公募においては、各媒体に掲載する求人公募情報の備考の欄に「カトリック大学である本学の理念及び建学の精神に理解があること。」と記載し、応募に先立ち本学のカトリック精神に基づく理念・建学の精神を理解することを促している。このほか、本学の教育の理念・目的を明確にするものとして定めた「藤女子大学未来共創ビジョン」の「個性の花咲く藤」の項目には「教職員の教育力を高め、人格的な触れ合いの中で学生一人ひとりに合わせたサポートを実現します」という一文を加えて教職員に共有し、教育力を高める努力を促している。教職員の採用の際には新採用教職員研修会を実施し、建学の理念、学園の沿革等について理事長の講話を受けることとしている（資料6-2）。

文学部が教員に求める能力、資質については、職位ごとに求められる資格を定めた「藤女子大学教員人事規程」（資料6-3）に加えて「藤女子大学文学部教員選考基準内規」（資料6-4）を定め、「カトリック精神に基づき、教育基本法と学校教育法の定めるところに従い、特に『研究上の能力及び業績並びに教育上の能力及び業績を重視する』」こととして、細目を明示している。

人間生活学部が教員に求める能力、資質については、職位ごとに求められる資格を定めた「藤女子大学教員人事規程」に加えて「藤女子大学人間生活学部教員人事運用内規」（資料6-5）を定め、「研究業績評価及び教育研究の経歴評価」を中心としてその基準について明示し教員レベルの維持に努めている。

本学における教員組織の編成に関しては、大学設置基準に準じ、藤女子大学大学学則第 47 条に教授、准教授、講師、助教、助手で構成すると定めている（資料 1-3【ウェブ】）。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点(1)：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数
評価の視点(2)：適切な教員組織編制のための措置
・ 教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性・各学位課程の目的に即した教員配置
・ 国際性、男女比
・ 特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
・ 教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
・ 研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置・教員の授業担当負担への適切な配慮
評価の視点(3)：教養教育の運営体制

＜1＞大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

本学の専任教員数は、大学設置基準上必要な専任教員数 63 名（内教授数 32 名）に対し、専任教員数 80 名（内教授数 47 名）を配置している。なお、本学では、2016 年度の大学基準協会による大学評価において、改善勧告として、文学部英語文化学科及び人間生活学部保育学科における、大学設置基準上原則として必要な教授数の不足が指摘されたが、これを受けて、学長の指示のもと各学科は速やかに採用並びに昇任の人事計画を立てて対応を行った（大学基礎データ表 1、表 4、表 5、資料 6-6【ウェブ】）。

＜2＞適切な教員組織編制のための措置

(1) 教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性・各学位課程の目的に即した教員配置

本学における教員組織の編制に関する方針は、「藤女子大学の基本方針」の「教員組織の編成方針」に、「1. 学部及び研究科の教育目的、人材養成の目的を実現するため、『学位授与の方針』、『教育課程の編成方針』に基づいた教員組織を編成する。」「2. 大学設置基準及び大学院設置基準に基づき適切に教員を配置するとともに、学生収容定員に配慮した教員組織を編成する。」「3. 教員の年齢構成の均衡を図り、ジェンダーバランスに配慮した教員組織を編成する。」の 3 箇条を定めている（資料 1-18【ウェブ】）。

この方針に従い、大学設置基準等関係法令に則り学科ごとに専任教員を配することで、学科を中心として教育上の役割分担と責任の所在を明確にし、学科ごとに、教員組織を教授、准教授、講師、助教、助手により構成するという定めに従った教員配置が行われている。この際に、教育目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー等に照らして、必要な教員を計画的に採用し教員組織を編制している。例えば、文学部文化総合学科は、教授 6 名、准教授 7 名、講師 0 名、助教 0 名の構成であり、学科内に設けられた「現代社会」専修には、心理学、文化人類学、異文化コミュニケーション、国際関係論、法学を専門分野とする

5名の教員が、「歴史・思想」専修には、哲学、倫理学、西洋史、日本史を専門分野とする5名の教員がそれぞれ配置されているほか、教職担当2名、図書館情報学課程担当1名の教員が所属する（2022年9月1日現在）。また、人間生活学部食物栄養学科は、教授6名、准教授3名、講師3名、助教0名、助手5名の構成であり、管理栄養士学校規則の指定基準に則った必要分野の教員を配置するほか、学部の外国語担当教員1名を配置している（2022年9月1日現在）。

また、建学の理念と教育目的を実現するために、教養科目のキリスト教関連科目、外国語科目の担当教員を配置しているほか、資格等の取得を目的とする課程として、教職課程の担当教員を両学部へ配し、図書館情報学課程、日本語教員養成課程の担当教員を文学部に配している。

任用期限のない専任教員に加えて、任用期限のある専任教員として「藤女子大学任期を定めた教員の採用等に関する規程」（資料6-7）を定めているほか、研究科、学部等の教育のため必要なとき、大学設置基準上もしくは何らかの資格付与の教育課程等のために専任教員の配置が必要なときなどに採用する特別任用教員を置き、教員組織を補完している（資料6-8）。これらの教員についても採用手続き、選考については教員人事規程に基づいて行われており、業績等に応じて職位を定めて採用している。

(2) 国際性、男女比

2022年5月1日現在、外国籍の専任教員は80名中3名であり、その内訳は英語文化学科専任教員2名、外国語科目担当の任期付教員1名である。

本学においては上述の通りジェンダーバランスに配慮した「教員組織の編成方針」を定めており、2022年5月1日現在、男女比は専任教員80名中、男性44名（55%）、女性36名（45%）で、女性の割合は文部科学省による学校基本調査の平均（26.7%）を上回っている。教員全体では、文学部は38名中男性が25名（65.8%）女性が13名（34.2%）、人間生活学部は42名中男性19名（45.3%）女性が23名（54.8%）であり、教授の男女比は、文学部では22名中男性16名（72.7%）、女性6名（27.3%）、人間生活学部では25名中男性13名（52%）、女性12名（48%）である。

なお、両学部ともに教員の公募においては、各媒体に掲載する求人公募情報の応募資格欄に「日本語を母語としない者については、大学業務に支障のない十分な日本語運用能力及び日本語表現能力を備えていることを要する」の一文を、また備考欄には「本学は男女共同参画を積極的に推進しています」の一文を掲げるようにしている。

また、学園として「『女性活躍推進法』に基づく学校法人藤学園一般事業主行動計画」を策定し、2021年4月1日から2026年3月31日までの5年間を計画期間として、「管理職に占める女性の割合を50%まで引き上げる」「専任教員の継続勤務年数の男女差異を0%に近づける」の2項目を目標として掲げている（資料6-9【ウェブ】）。

(3) 特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮

本学の専任教員のうち授業を担当する教授・准教授・講師の年齢構成としては、文学部では60代が10名、50代が14名、40代が10名、30代が2名、20代が0名、人間生活学部では60代が16名、50代が13名、40代が7名、30代が1名、20代が0名となっている。「藤

女子大学の基本方針」に基づき、各学科等が教員の定年退職に合わせて年齢構成に配慮した採用計画を立てている。

(4)教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置

各学科に配置した専任教員は、ディプロマ・ポリシーに定めた能力、免許・資格を取得するために必要な科目を担当している。文学部3学科と人間生活学部人間生活学科は、ディプロマ・ポリシーに定めた能力を総合的に評価する卒業研究を必修としており、その指導教員は専任教員が担当している。食物栄養学科と子ども教育学科については、それぞれが管理栄養士・栄養士養成課程、保育士養成、幼稚園・小学校教諭養成課程となっており、その免許・資格取得のための基礎から応用に至る必修科目を専任教員が担当している。

(5)研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置・教員の授業担当負担への適切な配慮

大学院人間生活学研究科の専任教員は、人間生活学部専任教員の兼担で構成しており、人間生活学専攻は教授8名、准教授3名、食物栄養学専攻は教授5名、准教授1名が配置されている。研究科担当教員の資格については、「藤女子大学教員人事規程」に従い、「藤女子大学大学院担当教員の採用・昇任に係わる業績審査基準」（資料6-10）に基づいて審査がなされる（資料6-11、6-12）。

〈3〉教養教育の運営体制

本学における教養教育は、2015年度以前は両学部がそれぞれ共通科目を開設し運営していたが、このような体制を見直し「大学共通科目」として整備を進め、2018年度より全学共通の教養科目を設置した（人間生活学部では2019年度より運用開始）。教養科目の運営には教養科目運営委員会が当たっている。委員会の構成は、学長が指名する副学長、両学部長、教務部長、教養科目カリキュラム表区分に応じて学長が指名する専任教員複数名、教務担当職員2名から成り、カリキュラム表区分に応じて学長が指名する専任教員が各区分の科目のコーディネーターを担当する。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点(1)：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備
評価の視点(2)：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員の募集・採用・昇任は、「藤女子大学教員人事規程」（資料6-3）「藤女子大学キリスト教科目担当教員選考規程」（資料6-13）に基づき、組織ごとの内規等に則り行われている。教員の募集は、原則公募である。教員の採用は、キリスト教関連科目、課程科目等両学部に通ずる専任教員の採用を除いて学部ごとに行っている。教員の欠員が生じる際に、教育課程を運営する学科等の該当部局は、教育課程上の必要に基いて計画を立てて学長に対して採用申請を行い、申請内容は学長を議長とする定数委員会において確認される（資料6-14）。定数委員会での検討を経た後、選考委員会が組成されて選考を行い、選考委員会は選考結果報告書を学長に提出し、学長は人事代議員会に候補者の適格性についての審査を

委託する。人事代議員会における資格審査を経て、学長が理事長に上申し理事会で決定している。資格審査は各学部が定める内規等に基づいて厳正に行われる。

教員の昇任は学部ごとに行い、学部ごとの内規に基づき当該学科の昇任審査委員会での審査を受けて人事代議員会で適否を判定し学長に上申、教授会に報告を行うこととしている（資料 6-15、6-5）。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点(1)：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点(2)：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

＜1＞ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

教員の資質向上を目的として、両学部・大学院にはそれぞれファカルティ・ディベロップメント委員会（以下FD委員会という）を置いて活動を行ってきたが、2020年4月に「藤女子大学自己点検・評価規程」（資料 2-1【ウェブ】）を改正し、文学部、人間生活学部の各FD委員会を廃止して両学部の委員会を統合した藤女子大学FD委員会とした（資料 6-16、6-17）。これにより自己点検・評価委員会がFDを含めて本学の諸課題を定期的に検証する学内体制を整えた。

両学部のFD委員会を統合するまでは、全学的観点からFDを実施する組織がなかったことから、「アクティブ・ラーニング」をキーワードとして全学的FDを推進するための諸課題を、現有各部局の職掌上の制約を超えて、できるだけ自由な発想により検討、解決してゆく場として、2016年度より学長の指示により「アクティブ・ラーニング推進会議」が設置された。この会議は、教務部長が座長となり、教務担当副学長、両学部長、図書館長、人間生活学部FD委員長、文学部FD委員、情報教育担当教員のほかに、教務課・システム管理課・図書課等の職員が必要に応じてメンバーとして加わり、図書館ラーニングコモンズの運用、北16条校舎アクティブ・ラーニングスペースの検討及び運用等の施設面についての協議のほか、学内におけるアクティブ・ラーニングの推進、学修支援体制の構築、eラーニングシステム（LMS）の導入等についての検討を行った（資料 6-18）。2016年度にはこの会議が両学部FD委員会に提案し共催する形でアクティブ・ラーニングに関する講演会を実施したほか、学長への提言により2017年度からは北16条校舎アクティブ・ラーニングスペース（アイランズ）における学修支援のための学生スタッフ（FSA）の配置が実現した。また、同会議の働きかけにより教員相互の勉強会としてアクティブ・ラーニング研究会を発足させ、2017年度には2回の情報交換会、研究会を実施、2018年度にはLMSの導入に向けたシステム選定のための勉強会を開催した。2019年度にも両学部FD委員会と合同での講演会が企画されていたが、コロナ禍のため中止となった（資料 6-19、6-20、6-21【ウェブ】）。アクティブ・ラーニング推進会議におけるLMSに関する検討の蓄積があったことにより、2020年度のコロナ禍に対応するためのLMSの前倒し導入、オンライン授業への移行が順調に進められたといえる。2020年度のLMSの本格導入、及び両学部FD委員会の統合をもって、アクティブ・ラーニング推進会議は任務を終えて解散となった。

こうした全学合同の活動のほか、それぞれの学部においてもFD委員会が研修会等を含

めて様々な取組みを実施しており、例えば人間生活学部FD委員会では、2019年度までは継続してピアレビュー方式による教員相互の授業公開を実施している。また、文学部FD委員会では、「授業改善のためのアンケート」結果の分析について「文学部FDレター」（資料 6-22【ウェブ】）を発行して掲載し、教職員全体で全体の傾向などについて情報を共有する取組みを行っている。

現在のFD委員会における恒常的なFD活動としては、教員自身の教育内容の点検と教育活動の自己省察として機能するよう、受講生による「授業改善のためのアンケート」を行っている。2020年度前期は個別の授業に関するアンケートは実施せず、コロナ禍におけるオンライン授業全般に関するアンケートをGoogleフォームを利用して実施したが、同年度後期からは、前年度までの紙ベースの授業アンケートをLMS（Glexa）を利用した実施方法に変更して実施している。また、2021年度からは、LMS上で授業アンケートをシステム化して授業と一体化させ、教員による学生へのフィードバックを含め、大学全体としての取組みを拡充している。アンケート自体は（受講生が極端に少ないなどのいくつかの例外を除いて）常勤・非常勤に関わらず全ての授業で行われており、アンケートの結果は、大学ホームページにおいて社会に対しても公開している。しかしながら、学生の回答率はオンライン方式に移行してから低下しており、教員の返答（フィードバック）率の向上と合わせて、大学全体として授業改善に関わる具体的な取組みを精力的に進める必要がある。

教員の資質向上を図るための講習会やワークショップなど、自己研鑽の機会を提供する活動としては、研修会等を実施して来たが、特に2020年度には、コロナ対応のためのオンライン授業に向けた講習会等をFD委員会が中心となって集中的に実施し、4月後半から5月7日の非対面授業開始までの期間に「Zoom体験会」を数回実施したほか、5月連休明けにLMSが稼働開始してから5月下旬までには「LMS体験会」や「LMS実践報告会」「Google講習会」等の研修会を数多く実施した（資料 4-34）。コロナ対応のためのオンライン授業講習会については、2021年度も継続して「事例報告会」などを含めて実施している。

大学院人間生活学研究科においては、大学院FD委員会が「大学院生活満足度調査」を実施しており、その結果は研究科委員会において全容が報告され、教員間で回答状況と改善点の共有を図っている。教育の向上に向けた研修会等については、2019年度までは人間生活学部FD委員会と合同の形で実施されていたが、2020年度以降は大学FD委員会と合同で実施している。また、社会人や遠隔地の学生への対応の充実策の一つとして、遠隔授業についての検討を進め、学則の一部改正や履修環境の整備等の上で2017年度から運用を開始した。

上記の学内における活動のほか、本学は北海道のFD関連の情報を共有する北海道地区FD・SD推進協議会に加盟していることから、同会が実施する各種研修会等の案内を全教職員に周知し、希望する教員の参加を促しており、不定期ではあるがFD委員の研修会報告等を行い成果の共有を図っている。

<2>教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

本学における教員の教育活動・研究活動及び社会活動については、2019年度までは自己点検・評価委員会が窓口となり、冊子体の『藤女子大学教員の教育・研究活動』に集約する形で把握、公表がなされていたが、2020年度以降は学長室会議のもとに置かれた研究力推

進ワーキンググループ（2021年度は研究力推進プロジェクトチーム、2022年度以降は研究力推進専門部会）が主導して研究業績管理システム「研究業績プロ」を導入し、オンラインで情報を集約したものを大学ホームページ上の「藤女子大学教員情報サイト」で公開する方式に変更している（資料6-23【ウェブ】）。

教員の教育活動については、「研究業績プロ」の「教育上の能力」の項目に教育方法の実践例や作成した教科書、教材等を記載するほか、個々の授業についてFD委員会が実施する「授業改善のためのアンケート」により授業実施状況の把握に努めている。また、教務部において学科全体と各専任教員の成績評価の分布グラフを作成し、教務部委員を通じて各学科に配布し、学科カリキュラムや授業の難易度の適切性の検証等のために活用している。

教員の研究活動については、「研究業績プロ」の「業績項目」に「著書・論文歴」「展覧会・演奏会・競技会等」「学会発表」「講師・講演」「研究課題・受託研究・科研費」等の情報を記載している。

教員の社会活動については、「研究業績プロ」の「社会活動項目」に「所属学会」「委員会・協会等」「社会における活動」等の情報を記載している。

このシステムの導入により、教員の教育活動・研究活動及び社会活動の状況について確実に把握することができるようになったが、本学においてはこれを直接的に教員の評価に結び付けることは行っていない。ただし、教員の研究活動については、2021年度に学長の指示のもと「研究力推進のための具体的方針」（資料6-24）を定め、教員は毎年、「研究業績プロ」の登録情報を更新することの他に、外部資金に申請中（または申請予定）及び外部資金による研究期間中の研究代表者である場合、研究成果が公開済または完成している場合を除き、翌年分の研究計画書（または研究経過報告書）を提出すること、本学所定の研究倫理に関する研修を受講すること、研究成果を公開することが義務付けられ、これらの義務の履行状況に応じて、個人研究費の配分額を決定することとしている。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点(1)：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点(2)：点検・評価結果に基づく改善・向上

教員組織を含む大学レベルの教育に関する自己点検・評価の主体は学長室会議であり、学長室会議のもとに置かれた研究力推進専門部会が実施する調査により教員の教育・研究成果の把握がなされ、主として研究成果により担当分野における教員配置の適切性を確認している。また、大学基準協会の大学評価における改善勧告に対応するための人事計画を立てる際に、定年、または任期満了までの期間の情報を含めた専任教員の名簿を作成し、これに基づきつつ、毎年度当初に学長から必要に応じて関係部局に人事計画を指示している。担当する分野ごと、授業種別ごとの教員の負担度等については教育課程運営の主体である学科が点検・評価を行い、それに基づいて優先順位をつけて人事計画を立てている。

ただし、2019年度以降は「将来構想会議」が発足し学科等の改組を視野に入れた将来構想の検討が行われることとなったため、全学的に採用人事は原則として凍結され、資格課程の運営上、大学設置基準上の必要教員数等について点検・評価した上で、部局の教員採用申

請に対応してきた。2023年度以降は2025年度からの新カリキュラムに対応する人事を適宜行ってゆく予定である。

点検・評価結果に基づく改善・向上の例として、人間生活学部食物栄養学科の採用人事の例を挙げる。2019年度より定年退職者が連続するため、順次採用計画を検討していた中で、2021年7月に厚生労働省による管理栄養士養成施設の指導調査において教育課程内容の見直しの指摘を受け、2022年度からのカリキュラム変更を行った。同時に、管理栄養士養成課程としてのディプロマ・ポリシー達成のため、国家試験の合格率を上げるという目標に合わせて教員組織の点検を行ったところ、変更する分野及び臨地実習の担当教員の負担が増加する状況が認められた。前述通り採用人事は凍結の状態であったが、食物栄養学科より学長へ教員採用申請を行い、定数委員会における申請内容についての確認の上、後期からの授業に対応できるよう2022年9月から専任教員を採用し、授業運営や学生への指導の質の維持・向上に努めた。

6-2. 長所・特色

2020年度のコロナ禍においては、FD委員会が中心となり、まずオンライン授業に向けた基礎データの収集として学生のPC所有状況や受講環境の調査を行い、当初、同年度後期から導入予定であったLMSの前倒しでの5月からの導入を進めるとともに、LMSやオンライン会議システムに関する講習会等を集中的に実施し、オンライン授業についての学生の質問を受け付け、それにもとづくQ&Aを作成するなど、精力的な活動を行った。

6-3. 問題点

教員の教育活動については、「研究業績プロ」を通じた自己申告、及び個々の授業についてFD委員会が実施する、学生による「授業改善のためのアンケート」により活動状況が把握されているが、現段階では状況把握に止まり、これらの情報を教員の評価に結びつけることはしていない。今後は各授業が学生のディプロマ・ポリシー達成度にもどのように貢献しているか等の客観的な指標の開発に努め、適切な評価体制を検討して行く必要がある。

6-4. 全体のまとめ

本学における教員採用、教員組織編制は、定められた方針・基準に従って行われている。その際には、特定の範囲の年齢に偏ることのないよう教員の年齢構成に配慮するとともに、教員の国際性、男女比等にも留意しながら、組織ごとに教育研究上必要かつ十分な教員を置き、教育上主要と認められる授業科目に適切に専任教員を配置するようにしている。

また、教員の資質向上を図るために、組織的にFD・SD活動に取り組んでいる。研究活動に関する評価制度は整いつつあり、これにより教員の研究活動の活性化が進むことが期待される。一方、教育活動、社会活動に関しては状況把握の段階にとどまっており、これらの活動の一層の活性化のためには、活動を評価するシステムの検討が必要である。

第7章 学生支援

7-1. 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点(1)：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学の学生支援は、学生部ならびに教務部を中心に、保健センター、学生相談室、キャリア支援センター、グローバル教育センター等の各部署が協働し、本学の建学の理念や教育目的に基づき、「藤女子大学未来共創ビジョン」第4項「個性の花咲く藤」の「魅力ある学修環境を整備するとともに、教職員の教育力を高め、人格的な触れ合いの中で学生一人ひとりに合わせたサポートを実現します」という大方針のもと、「藤女子大学の基本方針」の「学生支援方針」には、「1. 学生の人間的な成長と自立を促し、社会に貢献できる諸能力の育成を図るため、安定かつ充実したキャンパスライフを実現するための支援体制を整備する。」「2. 学生が自主的に学ぶ姿勢を促し、学生相互に学びを深めるための学習環境を整備する。」「3. 意欲ある学生に経済的に安定した学修機会を提供するため、奨学金制度を拡充する。」「4. 学生が心身ともに健康で安全な学生生活をおくるために必要な基盤を整備し、教職員と学生の人格的な触れ合いを通じて良好な関係性を保つ支援体制を整備する。」「5. 学生のキャリア形成のため、教育課程内外を通じて多様な支援を行うことで、生涯にわたって女性としてのキャリアを追求できる支援体制を整備する。」の5箇条を定めている。これらの方針のもと、それぞれの部署がより具体的な目的と方針を定めて学生支援を行っている（資料1-16【ウェブ】、1-18【ウェブ】）。

学生部は、「学生が学修に専念し、安定かつ充実したキャンパスライフを通して人間的な成長と自立を促し、かつ社会に貢献できる諸能力の育成を図る」ことを目的とし、これを達成するために教職員と学生の人間的な触れ合いの中で、生活支援、経済支援、課外活動支援を行うことを方針としている（資料7-1）。教務部は、「高度な学問研究に取り組む機会を学生に提供するとともに、そのための諸条件を整備する」ことを目的とし、教育環境の整備、教育課程に関する事項、単位認定等の学習成果に関する事項等について審議調整を行い、教育内容の充実、実質化をはかることを方針としている（資料4-58）。保健センター、キャリア支援センター、グローバル教育センターは、それぞれの規程において、学生の健康の保持増進（資料7-2）、学生の社会的及び職業自立を図ること（資料7-3）、国際交流を推進し、グローバル化対応能力の涵養に資する外国語教育を目指し、国内外の様々な問題に取り組むことのできる人材を育成すること（資料3-5）を目的として挙げ、それぞれの部署の任務に応じて目的・方針が具体化されている。

これらの部署の規程には、各部署が本学の建学の理念と教育目的に基づいて設置されたことや担当する事項、構成員には職員をメンバーに加え、教職員が協同して業務に携わることが明示されている。また各センターの運営委員会の構成メンバーには関連部署の教職員が加わり、部署間の連携がとりやすい体制を敷いている。

教職員と学生の人間的な触れ合いの中で行われる学生支援の方針は、教職員に対して年度初めに行われる学長訓示により共有され、SD研修会・ハラスメント防止研修会等においても、学生支援に関する方針に基づいて情報の共有を図るような内容を取り扱っている(資料7-4)。学生に対しては、新入生オリエンテーションで学生部長から学生支援に関する詳細な内容を伝えるとともに、全学生に配布している『学生生活ハンドブック』(資料7-5【ウェブ】)や大学ホームページに学生支援に関する詳細を掲載し、周知している。また、新入生オリエンテーション期間には、学生生活を安心してスタートできるように、クラス担任やその他の教職員によるきめ細かなガイダンスを実施している。また、入学式には保護者を対象に「学生生活の支援について」として学生部長がガイダンスを行い、期間限定で録画配信も行っている。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

<p>評価の視点(1)：学生支援体制の適切な整備</p> <p>評価の視点(2)：学生の修学に関する適切な支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育・正課外教育 ・自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援 ・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮(通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など) ・留学生等の多様な学生に対する修学支援 ・障がいのある学生に対する修学支援 ・成績不振の学生の状況把握と指導 ・留年者及び休学者の状況把握と対応 ・退学希望者の状況把握と対応 ・奨学金その他の経済的支援の整備 ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供 <p>評価の視点(3)：学生の生活に関する適切な支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の相談に応じる体制の整備 ・ハラスメント(アカデミック、セクシュアル、モラル等)防止のための体制の整備 ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮 ・人間関係構築につながる措置の実施(学生の交流機会の確保等) <p>評価の視点(4)：学生の進路に関する適切な支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育の実施 ・学生のキャリア支援を行うための体制(キャリアセンターの設置等)の整備 ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施 <p>評価の視点(5)：学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援の実施</p> <p>評価の視点(6)：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施</p>
--

＜1＞学生支援体制の適切な整備

上述のように、本学では学生支援に関する全学的方針のもとに目的に応じた各部署が設けられており、学生生活に関しては学生部、学修に関しては教務部、保健・衛生に関しては保健センター及び学生相談室、進路に関してはキャリア支援センター、海外留学等に関してはグローバル教育センターが担当する体制を採っている。

本学では、開学当初より全学年に対してクラス担任制を採用しているが、現在では「藤女子大学未来共創ビジョン」の方針のもとに運用されている。そのほか、学科ごとの対応として、副担任制やアカデミックアドバイザーを置くなど、複数の教員による見守りや必要に応じた個人面談を行っている。ただし、担任制についてはこれまで規程等の定めがなく、担任・副担任等の業務についても慣例的に割り当てられていたため、現在、少人数担任制の全学的導入を含めて制度の見直しを進めている。また、各学科ともに少人数制のゼミが多く設定されていることから、ゼミ担当教員が学生の学修や学生生活全般の相談窓口の役割を実質的に担う場合もある。

コロナ禍の影響もあり、最近の傾向として、以前よりも心身の不調や経済的な問題を抱える学生の増加が見られる。そのため、大学の組織的な支援体制として、学生部が中心となり、学修に関することは教務部やグローバル教育センターと、心身の健康については保健センターや学生相談室と、卒業後の進路やキャリア教育についてはキャリア支援センターと、それぞれ連携を密にし、在学期間における学生の人間的な成長を支える取り組みを強化している（資料 7-6）。このような取り組みにより、学生生活や進路に悩む学生の早期発見とその対応につながっていると考えられる。

＜2＞学生の修学に関する適切な支援の実施

(1) 学生の能力に応じた補習教育、補充教育・正課外教育の実施

本学では学科ごとの判断により、補習教育、補充教育の意味合いをもつ科目の開設や課外での補習対応を必要に応じて行っているほか、外国語科目を担当するグローバル教育センターでは英語の補習教育に当る内容を含む科目を開設している。本学の教育目的に、「教職員と学生の人格的触れ合いの中で教育目的を達成する」とあるように、補習教育を必要とする学生には、個々の教員の判断により、オフィスアワーを利用して学生一人ひとりに添った学修支援を行っている。また、キャリア支援センターでは、正課外のキャリア教育として、新入生オリエンテーション期間に実施する「進路と学生生活」の講演会をはじめとして、各学年にわたり各種の講座を実施している。

(2) 自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援、及びオンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）

2020 年度からのコロナ禍の影響によりオンライン授業の実施を余儀なくされたが、これを機として、以前より検討していた学修支援システム（LMS）を5月より急遽導入した。当初は新型コロナウイルス感染症対応の危機対策本部のもとに組成された対策チームが学生・教職員への講習、及び質問対応等を行っていた。2020 年度6月からはヘルプデスクを設置して LMS やオンライン学修環境に関する教職員の質問に対応することとしたが、2022

年度からは学生への質問対応も行うこととした。LMS 導入に伴い、2021 年 2 月には藤女子大学学修支援システム推進プロジェクトチームが設置され（資料 7-7）、本学のオンライン学修環境の管理・保全を行うと同時に、オンライン学修環境整備に関する検討及び提言を行った。この提言をもとに教育メディア運営センターを設置し、オンライン学修環境の管理・運営、LMS 運用にかかわる事項の検討及び実施を担うこととした。システムの導入と検討チーム・センターの設置により、学生からの学修に関する相談対応や学修支援が以前より容易になった。また LMS に事前・事後課題や授業資料、授業動画等を載せることが補習教育の一助となり、学生達が授業への理解度に応じて自宅などでそれらを活用して学習することが可能となった。このようなオンラインシステムの使用には、学生の通信環境への配慮が必要となる。コロナ禍 1 年目の 2020 年には、全学生を対象として受講環境を整えるための学修環境整備奨学金を支給した（資料 7-8）。またオンライン授業が主となる時期には、自宅の通信環境が整わない学生のためにオンライン授業を学内で受講できる環境を準備、提供し、学生個々の状況に合わせた対応を行っている。以上のような大学・教職員による支援のほか、学修支援業務を行う FSA (Fuji Student Assistants) が、2021 年度より LMS 上に『そうだ、FSA に聞いてみよう (FSA 相談室)』というお悩み相談室を設け、コロナ禍において不安を抱える学生に対する学生目線によるピア・サポートを行っている（資料 7-9）。

(3) 留学生等の多様な学生に対する修学支援

本学に在籍する留学生は海外協定校からの交換留学生のみであり、その数はこれまで 1 年度に 5 名が最大である。グローバル教育センターが宿舍の手配や履修指導に当り、日本語教員養成課程教員が日本語指導を行うほか、国際交流クラブ「なでしこ」所属の学生やチューターとして応募登録した学生等が学修に関する相談や生活面での相談に応じている。

(4) 障がいのある学生に対する修学支援

障がいのある学生に対する支援の体制については、「藤女子大学障がい学生支援に関する基本方針」（資料 5-5【ウェブ】）を制定し、本学の各組織が連携・協働して行い、学生部がこれを統括することとした。障がいのある学生からの入学希望があった場合には、まず入試部が窓口となり情報を聞き取って入試に対応し、入学手続きがなされた場合には、受け入れに関する様々な事項を検討するために、学生部、教務部に所属する教職員、受け入れ学科主任、担任などによる支援チームを設置し、定期的に情報共有と必要な対応に関する検討を行っている。これまでに行った対応の例としては、視覚に障がいのある学生のために、印刷物・教科書の拡大コピー等の対応、図書館情報学課程の受講者のうち希望者を対象として授業外で点字指導を実施したほか、肢体不自由等の学生のために体育の授業における配慮などを行ってきた。その他、発達障害や心理的課題を抱える学生に対しては、保健センターや学生相談室のカウンセラーが対応し、必要に応じて学外の機関につなげたり、当該学科の担任などと情報共有を行っている。

設備面では、中長期的なキャンパス整備計画を進める中で、手すりの設置、トイレのバリアフリー化、北 16 条キャンパスでの送迎用駐車スペースの確保、教室ドアの上吊り引き戸化などの必要な整備を行っているほか、学生受け入れの際に障害の種類に応じて拡大読書器の導入、車椅子対応の机の配置、教室の調整などを行っている。2022 年度には、人間生

活学部に車椅子使用の学生が入学してきたこともあり、花川キャンパスに送迎用駐車スペースの確保、車椅子対応の机や自動販売機の設置などを行った。

(5)成績不振の学生の状況把握と指導

成績不振の学生については、GPAによって情報把握と指導を行っている。学期ごとにGPAを算出し、1.0未満の学生に対してクラス担任などが履修指導を行っている。また2学期連続で1.0未満の場合は、学科主任が履修指導を行い、保証人にも履修指導を行った旨を報告する。3学期連続の場合は、保証人の同席のもと学部長が指導することとなっている。なお、連続で1.0未満とならないよう、GPA指導後にも学科で継続的に学修状況を見守り、状況の共有を行っている。

(6)留年者及び休学者の状況把握と対応、退学希望者の状況把握と対応

ここ5年間の本学の休学者数は、2017年度42名（在籍学生者数の1.9%）、2018年度54名（同2.6%）、2019年度44名（同2.1%）、2020年度28名（同1.3%）、2021年度37名（同1.8%）と推移している。休学の理由は2019年度以前は海外留学によるものが最も多かったが、2020年度以降は一身上の都合によるものが多い。また退学・除籍者数については、2017年度28名（在籍学者数の1.3%）、2018年度30名（同1.4%）、2019年度34名（同1.6%）、2020年度18名（同0.8%）、2021年度35名（同1.7%）と推移しており、2020年度を除き、微増傾向にある。退学の理由は、進路変更、就学意欲の低下、経済的事情など様々である。休学、退学の願い出にあたっては、クラス担任の印鑑を受けることが必須となっており、クラス担任を中心として、ゼミ担当教員などの学科教員が面談により事情を聞き取り、修学継続の方法の模索もした上で個別の事情に添ったきめ細かな対応をしている。

(7)奨学金その他の経済的支援の整備、授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

本学では、独自の奨学金制度として「学費貸与奨学金」（資料7-10）、「キノルド司教記念奨学金」（資料7-11）、「クサベラ奨学金」（資料7-12）、藤女子大学同窓会「藤の実会」による「藤の実奨学金」の4つを設けている。これらの奨学金制度は大学院生も対象としている。「学費貸与奨学金」は、学習態度が良好で、保護者の緊急事態による学生の経済的困窮など、経済的危機に対応するため、学費の全額または一部を貸与するものである。「キノルド司教記念奨学金」は、経済的理由により修学が困難かつ学業成績・人物ともに良好な学生に対して選考により奨学金の無利子貸与を行っている。「クサベラ奨学金」は、学業、人物ともに優秀かつ健康で、経済的事由により授業料等の納付が困難であると認められる者に、授業料その他の納付金の全部又は一部を最長4年間免除するものである。「藤の実奨学金」は、人物・学業ともに優れ、かつ経済的理由により修学が困難と認められる者の中から選考し、奨学金として1年間12万円を給付している。以上の奨学金制度は学部生のみならず、大学院生も対象となっている。これらの他に、ACEプログラムにより英語圏の海外協定校への派遣留学が認められた学生向けに派遣留学奨学金を設けている。また、2020年には、コロナ禍のオンライン授業に際して環境を整えるため、全学生を対象とした学修環境整備奨学金を支給し、97%の学生（1,996名）が受給した。

大学として上記のような奨学金制度を用意しているが、貸与型の奨学金については日本学生支援機構の奨学金の補完的な意味合いが強く、「キノルド司教記念奨学金」は、2018年度には12名、2019年度には9名、2020年度には6名の利用に止まっている。2020年度の高等教育の修学支援新制度の開始からは、大学独自の奨学金の意義がさらに薄まり、2021年度には「キノルド司教記念奨学金」の利用者は2名となっている。

本学における日本学生支援機構の第一種・第二種貸与奨学金の利用者は、2018年度は延べ823名(大学院生を含む)(39.0%)、2019年度は898名(42.9%)、2020年度は862名(41.1%)、2021年度は803名(39.7%)となっている。また、2020年度より本学は高等教育の修学支援新制度対象機関として認定されており、この制度による給付奨学金の利用者数は、2020年度158名、2021年度203名、2022年度207名(12月現在)と推移している(大学基礎データ表7)。また、奨学金以外の学生向けの経済的支援としては、卒業延期者の授業料その他の納付金の減免措置として、卒業要件単位に対し16単位以内の不足の場合には4年次在籍時の年間授業料の4分の1とする制度を設け、さらに海外協定校留学生については28単位までの履修について減免の範囲を拡大している。その他、学内アルバイトとして、FSA(Fuji Student Assistants)、LiSt(図書館学生スタッフ)、オープンキャンパス協力スタッフ、大学院ではティーチングアシスタント制度などを設け、時給を定め勤務時間に応じて給与を支払っている。

これらの大学が提供する奨学金等の制度の紹介に加え、日本学生支援機構が行う経済支援に関する情報、地方公共団体や企業などが主体となる奨学金制度や経済支援に関する情報は、『学生生活ハンドブック』への記載(資料7-13【ウェブ】)、奨学金の説明会を開催しているほか、学内への掲示ならびに藤女子大学ポータルサイトで学生に情報提供を行っている。

<3>学生の生活に関する適切な支援の実施

(1)学生の相談に応じる体制の整備

学生の生活支援は学生部が中心となり、安定かつ充実したキャンパスライフを通して人間的な成長と自立ができるよう、通学全般に関すること、怪我・防犯・外部からの不適切な勧誘などの安全管理に関することや課外活動に関する支援を行っている。また個別の学生の支援や相談については、学生が相談しやすい先を選ぶことができるよう、クラス担任、ゼミ担当教員、学生課、保健センター、学生相談室(資料7-14、7-15)等の多様な窓口を設けて対応している。保健センターは「本学における学生及び、教職員の保健に関する専門的業務を行い、もって健康の保持増進を図ること」を目的として両キャンパスに設置され、両センター長を兼任する医師及びそれぞれに常駐する看護師を配置している。学生相談室は「いろいろな悩みや心配事の解決をめざして、カウンセラーと一緒に考えていく場」として両キャンパスに設置され、各キャンパスで週4日カウンセラーが相談に対応している。学生相談室の利用予約については保健センターが受け付けているため日々連携を密にしているが、学期末には両者間の連絡会を開催し、共有すべき情報についての確認を行っている。また必要であれば相談者の了承を得て、担任や学科教員と情報共有を行っている。2020年度・2021年度のコロナ禍による非対面授業期間においては、学生相談室が学生からの電話相談に対応する体制を採った。

(2) ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備

本学ではハラスメントガイドライン（資料 7-16【ウェブ】）にのっとり、各種キャンパス・ハラスメントの防止や排除、問題への対応等に関して適切な措置を講じるために各学部からの教員各 2 名、職員 2 名の計 6 名の委員で構成されるハラスメント人権委員会を設けている。相談の窓口としては、ハラスメント相談室を設け、ハラスメント人権委員会が推薦する各学部の教員、職員それぞれ 2 名、計 8 名の学内相談員及び外部相談員が対応にあたっている。相談員はハラスメント人権委員会が企画する研修会に参加し、相談員として必要な知識と技術、判断力を習得することとしている（資料 7-17）。

相談者からハラスメント相談室を経由して申立書が提出された際には、ハラスメント人権委員会が申立てに基づき調整もしくは調査の手続きを行う。なお人権委員はハラスメント相談室相談員が兼ねることができないとしている（資料 7-18）。ハラスメント人権委員会は、申立てが行われた事案がハラスメント事案として調査を行うことが相当であると判断した場合には、直ちに学長にハラスメント人権侵害調査委員会の設置を要請するとともに、外部委員を含む調査委員の候補者を推薦し、学長はそれを受けて調査委員会の設置と調査委員の任命を行う。調査委員会は調査を行い、委員会が設置された日から原則 3 ヶ月以内に調査報告書を作成し、ハラスメント人権委員会に報告する（資料 7-19）。ハラスメント人権委員会は調査報告書に基づいて審議を行い、ハラスメントの認定または不認定を行い、結果を学長に報告する。学長は委員長との合議の上で、必要に応じて学則・就業規則等に基づき厳正に処分することとしている。

また、ハラスメント人権委員会は、学生、教職員が公正で安全な環境において学修・研究・教育・就労できる機会と権利とを保障するキャンパス作りに取り組むために、毎年学内研修会を開催し、教職員全員の参加を義務としている。研修はハラスメント事案に関するビデオ視聴ののち討論を行うことや、ハラスメントの専門家を講師として招いた講演会を開催するなど、教職員がハラスメントに関する理解を深める工夫をしている（資料 7-20）。

(3) 学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮については、学生部と保健センターが中心となり学生相談室と連携して対応している。保健センターは年度初めに全学生を対象に健康ハンドブックを配布するとともに健康診断を行っているほか、健康相談、及び救急処置、健康診断の事後措置など、健康の保持増進についての必要な指導を行っている。また、学内の環境衛生及び伝染病の予防についての必要な助言や環境整備も行っている。特にここ数年のコロナ禍においては、感染症拡大予防に必要な方針を示すこと、罹患者の把握と自宅待機指示などの実務を担っている。

新型コロナウイルス感染症対策会議が主体となり、2021 年度に 2 回、2022 年度に 1 回の新型コロナウイルス感染症ワクチン大学拠点接種（職域接種）を実施した。また、学生部が主体となり、学生への生活支援として、2021 年度に 6 月、7 月、10 月、1 月の 4 回、企業や教職員から寄付があった食料品や衛生用品などを配布した。なお 10 月の支援は企画運営を FSA が担った。

コロナ禍の影響もあり、最近では心身の不調を訴える学生、対人関係を結ぶことが苦手な学生など個々に多様な問題を背景にもつ学生も増えてきている。そのような学生支援に関

しては、学生相談室が他部署と連携をとりながら対応している。保健センター長の主導のもと、2020年度前期には1年生、後期には4年生を対象に、2021年度には1年生を対象に、学生相談室カウンセラーが直接電話をかけて生活状況についての聞き取りや相談を行った（資料7-21）。

その他、2020年度には発達障害や精神疾患をかかえる学生に関するハラスメント防止研修会を実施し、教職員が多様な支援を必要とする学生への理解を深める努力をしている（資料7-4）。

(4) 人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）

コロナ禍以前は、学生同士の交流の場として、学生会執行部による新入生歓迎行事、保健センターが主催する自炊入門、学科が主催する新入生歓迎会、カトリックセンターが主催する学生クリスマス会、大学祭実行委員による大学祭が開催されていたほか、学生相談室が企画運営するイベントなどが実施されていた。

コロナ禍の影響を受け、これらの行事が対面で開催できない状況が続いたが、その中でも、2020年度6月には緊急事態宣言が解除になったことを受け、非対面でのサークルの勧誘活動を解禁し、学生会執行部の提案によりSNSを利用した勧誘活動を行った（資料7-22）。また2021年度には、大学祭をオンラインで開催し、学生クリスマス会は講堂に参加者を入れ、動画配信と併せてハイブリッド形式で開催した（資料7-23）。2022年度に入り、コロナ禍以前よりも規模は縮小傾向にあるものの、対面での開催を再開したものも多い。

交換留学生を迎えた際には、国際交流センター（2022年度よりグローバル教育センター）が主催して歓迎会を開催して在学生との交流を図っているほか、国際交流サークルの学生による市内の案内、センターでのランチミーティング、送別会などを行っている。

また学生同士の支援体制として、2017年度よりスチューデント・アシスタント（SA）制度を導入し、3、4年生がその役目を担い、16条キャンパスのアクティブ・ラーニングスペースの管理や学習支援、下級生向けの動画作成、メールによる相談業務などを通して縦の繋がりができるよう配慮している。なお、2020年度からは花川キャンパスにもFSAが導入されたが、現状での活動はメールによる相談業務に限定されている。

<4>学生の進路に関する適切な支援の実施

(1) キャリア教育の実施

教育課程内のキャリア教育として、全学科1年次後期に必修科目「女性とキャリアⅠ」を、文学部には2年次前期に選択科目「女性とキャリアⅡ」を開講している。「女性とキャリアⅠ」の授業のねらいは卒業後を見据え、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度等を確実に身に付けていくための意識形成である。15回の授業のうち文学部では前半7回を、人間生活学部では6回を各学科が学科の特徴を踏まえた内容を設定し、学科での4年間の学びとキャリアの理解を深めるために、講義や卒業生による講演などを行っている。後半は学部の特性から学部ごとに共通の内容を設定し、学外講師が講義を行うが学科教員も授業に参加し授業運営を担当している。「女性とキャリアⅡ」は文学部で開講されており、「女性とキャリアⅠ」の内容を振り返り、卒業後に求められている自立性とコミュニケーションの手段を磨き、社会人として必要な協調性を身につけるとともに、将来の進

路選択に向けての基盤をつくること、早期に就職活動の準備ができるように就職活動の流れや採用企業の視点を理解できるような授業内容を設定している。「女性とキャリア」のシラバス作成、学外講師の人選、授業構成の調整等についてはキャリア支援センター運営委員会が担っている。

なお、人間生活学部では「女性とキャリアⅡ」は開講していないが、教育課程そのものがキャリア教育と密接に関連している。

人間生活学科の社会福祉専修においては、「社会福祉士」（国家試験）の現役合格を目指す4年次の学生に対して「寺子屋」と称する課外授業を提供し、試験で出題される19科目全ての指導を行っている。2021年度卒業生の現役合格率は33.3%であり、全国平均31.1%を上回った。また、現役合格者はすべて「寺子屋」を活用していた。

食物栄養学科では、「管理栄養士」の国家試験に向けて授業外でも学修に取り組めるようにe-learningシステムを導入している。学内には勉強用の教室を設定し、大学で勉強できる環境を整備したり、ゼミ単位やオフィスアワーをの活用により勉強会を実施している。また模擬試験の結果、下位20名程度の学生には補習授業や個人面談を行い、勉強方法をサポートしている。

子ども教育学科では、小学校教員採用試験受験希望者に向けたセミナーを開催し、教育委員会職員の講演、採用試験経験者の話、採用試験対策講座などを行っている。また、学校現場へのボランティア活動の情報を提供し、積極的に参加できるように説明会を実施している。

(2) 学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備

学生の進路に関する支援は、キャリア支援センターがその中心的役割を担っている。キャリア支援に関わる業務は基本的にはキャリア支援課が担っているが、学生のキャリア意識の形成を促すためには教学に関わる部署、教員の参画が必要であることから、キャリア教育を含めたより幅広い業務を担うセンターが設置されることとなった。キャリア支援センターは教育課程の内外を通じたキャリア支援事業の実施に関する業務、就職、進学等に関する情報の収集、調整及び開拓に関する業務、キャリアに係る学生との対応に関する業務などを行っている。キャリア支援センターの運営に関する検討を行うキャリア支援センター運営委員会は、各学科の教員1名、教務部長、学生部長、事務局長、キャリア支援課、教務及び学生担当職員で構成され、委員長は運営委員会の推薦を受け、学長が任命したキャリア支援センター長が担っている（資料7-3）。

(3) 進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

進路選択に関わる具体的な支援やガイダンスは、主にキャリア支援課が担っている。具体的には、大学生活4年間を通して自分のキャリアについて考えることができるよう、新入生ガイダンス時に全学生を対象とした講演会を開催している。また2年次には就職基礎力養成講座、ビジネスマナー講座、3年次には自己分析講座、インターンシップ参加準備講座、エントリーシート対策講座、面接対策講座、グループディスカッション講座などの各種講座を企画、実施している。就職活動支援については、インターンシップの募集と派遣、会社説明会・セミナーの開催に加え、3年次には全学生に連絡して進路希望の聞き取りを行うとと

もに、志望就職先を選ぶ際のアドバイスやキャリア形成に関する個別相談に応じ、4年次には個別にエントリーシートや履歴書作成の指導、面接指導を行っている（資料 7-24【ウェブ】、7-25）。また求人情報などは就職支援システム「藤女子大学キャリアナビ」（資料 7-26【ウェブ】）を通じて配信するなど、個別のサポートに力を入れている。コロナ禍においては対面での指導や講座開催が困難な時期もあったが、オンライン会議システムなどを積極的に活用して支援を行った。なお大学院生についてもキャリア支援課が中心となり、「藤女子大学キャリアナビ」を通じた求人情報の提供、就職相談などを行っている。

以上の取り組みに加え、2022年3月に連携協定を締結したUHB北海道文化放送との協働により、アナウンサーによる話し方講座、本学学生限定のインターンシップなどを開催し、キャリア教育の一環としている。また学生のキャリア形成を教職員全員で理解し支援するために、2022年度にはキャリア支援に関するSD研修会を2回開催している。

<5>学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

学生のクラブ・サークル活動の支援は学生部・学生課が行っている。4月のガイダンス期間には学生会執行部主催で開催される新入生歓迎行事をサポートし、各団体の活動がスムーズにスタートできるようにしている。また学内施設の予約、大会参加状況・結果の把握に関する業務、活動にまつわる相談に加え、クラブ援助金による活動への経済的支援を行っている。

本学の公認サークルとしては、2022年度現在、文科系クラブ25団体、体育系クラブ8団体、同好会9団体が活動しており、延べ509名の学生が加入している。在籍学生数1916名に対してサークルへの加入率は27%となっている。2019年度には文化系クラブ31団体、体育系クラブ7団体、同好会10団体、加入者数742名、在籍学生数2,076名に対して36%であったことを考えると、コロナ禍による新規加入者の減少が響いているものと見られる。ここ3年のコロナ禍では新入部員の確保も難しく、活動内容の制限もあり、活動存続が難しい団体もあった。そこで学生部でクラブ・サークル活動ガイドライン（資料 7-27）を作成し、コロナ禍においても学生が主体的に活動内容を考え活動していけるように、学生部と各団体の代表者によるクラブミーティングを開催し、感染症拡大の予防に留意した活動の方針を伝えると共に、各団体からの相談にきめ細かな対応をしてきた。サークルへの加入率は28%（2020年度）、31%（2021年度）、27%（2022年度）と減少傾向にあるものの、2022年度はコロナ禍以前に入部した学生は4年生のみという状況下において、大幅な減少は免れている。

ボランティアやアルバイトについては、大学に依頼があったものについては掲示による周知を行っている。また、それらの課外活動におけるトラブルへの相談には個別に対応し、対処方法などの指導を行っている。

<6>その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

学生課には通学に関すること、学内施設に関すること、食堂のメニューや購買の営業時間などに関することなど学生生活に対する様々な要望が寄せられるが、改善できるものに関してはすぐに改善し、改善が難しいことについては、なぜ難しいのか理由を加えて掲示などを通して説明している。学生の要望に対応した例としては、北16条キャンパスにおける自

転車駐輪スペースの拡大、学生用ロッカーの利便性を高めるために 1 日利用から通年利用を可能としたこと、花川キャンパスにおける自動車通学許可制度の適用対象の拡大などがある。また、最近の事案としては、花川キャンパス近くのバス停の夜間における見通しの悪さに関する対応が挙げられる。総務課との連携によりバス会社、市役所に相談したことが、バス停付近の樹木の伐採につながり、見通しのよい環境を確保することができた。また 2021 年度、2022 年度には、コロナ禍における学生生活に関するアンケート調査を行ったが、その中でも学生からの要望を垣間見ることができた。こちらに関しても、消毒液の設置場所を増やすなど、すぐに改善できることは対応した。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点(1)：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
評価の視点(2)：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学においては、学生支援の適切性については、学生部及び関連部署、各学科等が不断にその内容、方法の適切性について点検・評価を実施しており、その結果に基づき、必要に応じて学生部委員会に取り組みに関する改正案が提案され、学長室会議、部長会議を経て、教授会へと審議が進められる。この点検・評価の際には、各部署が把握する情報が根拠となっている。具体的には、学生部委員会は原則として毎月定期的に行われ、「藤女子大学学生部委員会規程」（資料 7-1）に基づき、学生支援の方策に関する審議・調整を行っている。また、年度初めに計画内容の検討を行うに際しては、中長期的な検討・実施を要する改革については、自己点検・評価委員会が「藤女子大学未来共創ビジョン」及び「未来共創ビジョンを具体化するアクションプラン」に基づいて計画の策定を学生部に求め、学生部はこれを踏まえて藤女子大学自己点検・評価委員会に当該年度の「活動状況についての点検・評価報告－計画－」を提出し、10 月には中間報告、3 月には最終報告を行い最終的な達成度を確認するという過程を通して定期的に点検・評価を行っている。このサイクルで行った評価をもとにして次年度の方針や具体的な活動内容を決定し、学生支援に関するさらなる質向上を目指し、支援内容や方法の改善を行っている。

点検・評価結果に基づく改善・向上の例として、学生部はアクションプランにおける「学生のニーズに合わせた対応」の「多様なニーズに対応する学生支援の在り方について検討する」の項目を担当し、2018 年度以降、継続して取り組み課題を立てて自己点検・評価を行ってきたが、その結果を踏まえ、2021 年度には、支援の在り方の改善の一つとして、教務部と学生の学修に関する事項について連携をとり、授業で配慮が必要な学生に関する申請制度を構築し運用することとした（資料 7-6）。

7-2. 長所・特色

本学の建学理念は、キリスト教的世界観や人間観を土台として、女性の全人的高等教育を通して、広く人類社会に対する愛と奉仕に生きる高い知性と豊かな人間性を備えた女性を育成することである。「藤女子大学未来共創ビジョン」及び「藤女子大学の基本方針（学生

支援方針)」等の修学支援、生活支援、進路支援を含めた学生支援の方針は、この建学の理念に添うものとなっている。学生支援の方針を具現化するために、学生支援に携わる各委員会やセンターの規程には、学生支援の目的と業務内容が明記され、それぞれの部署が目的に応じて業務を行っている。各部署が行う支援の目的は、本学の教育目標にも示されている「教職員と学生の人格的触れ合いの中で」達成されることが大切にされているため、学生個々の事情に添う形の個別支援を丁寧に行っている。これが本学の学生支援の特色であり、長所である。

各部署で業務は分担されているが、部署間の連携を取りやすくするように、複数部署にまたがる業務に関してはそれぞれの役割を明確にし、情報共有をすることで学生の不利益とならない支援を行っている。学生部と教務部は学生の学修に関する事項で連携をとり、授業で配慮が必要な学生に関する申請制度を構築し運用している。また2021年度に組成された「学修支援システム推進プロジェクトチーム」、及びその提言に基づき2022年度に設置された「教育メディア運営センター」が、補習教育や正課外教育に役立つオンライン学修支援システムの管理やシステム利用に対する支援や助言を担っている。このセンターは、各学部長の推薦する教員1名、事務局長の推薦する職員若干名、情報メディア課職員で構成されており、部署の垣根を越えた連携により活動している。また学生の生活支援に関しては、学生部と保健センター、学生相談室等が連携し、心身の不調や人間関係の悩み、経済的問題など学生がかかえる様々な状況に対応している。このように、学生支援は複数部署にまたがる業務となることが多いため、その都度調整を行い、連携しやすい体制を構築しながら支援を行っている。このような事案に合わせた連携の在り方を柔軟に考え実施できるのは、本学が小規模大学であるからこその特徴であり長所でもある。

7-3. 問題点

コロナ禍の影響もあり精神的不調を訴える学生が増えたほか、発達障害が疑われる者、家庭の事情が複雑である者の入学も増えてきている。また入学者が多様化していることから、授業についていくことが難しいという相談も増えている。7-2に述べたように、個々の状況に合わせたきめ細かな学生支援を各部署間の連携により行っているが、専門知識が必要な事案、外部の機関との連携が必要な事案など、学生支援が複雑化してきている。このような問題に対応するために、現在、少人数担任制の導入を検討しているが、より専門的な研修の実施や外部機関との連携の強化なども課題となる。さらに、学生の人間的成長に不可欠な部活動、ボランティア活動はコロナ禍の影響で停滞傾向にあるため、OGや企業・団体、教育機関などの外部の力を借りながら、これらの課外活動の活性化を支援していくことも課題である。

大学院生に対する経済的支援、キャリア支援は学部生と同等に行っているが、今後は大学院生向けの奨学金制度やティーチングアシスタントの機会の拡充などの経済的支援の強化やラーニングコモンズの設置など快適な研究環境を提供するための支援を考えることも課題である。

7-4. 全体のまとめ

本学では入学したすべての学生が自分らしく充実した学生生活を送れるよう、個別の事情に添った支援を行っており、現状として、本学の学生支援は、大学の理念・目的を実現する取り組みとして適切であり、また、大学基準に照らして良好な状態にあるといえる。

しかし、様々な背景をかかえて本学に入学してくる学生が増えているのも事実である。今後は学生支援に関する基本方針を大切にしつつ、複数部署で学生情報を共有し支援に生かす組織的な仕組み作りや、学生の学修、生活、キャリア形成を支える包括的支援体制の一層の整備が望まれる。その際、現在運用されている SA のシステムを学生同士が助け合うピア・サポート組織として体制に含めるなどの検討も考えられる。以上のような、学生支援を担う各部署が連携しやすい仕組みや体制の整備を行った上で、さらに、外部との連携を強化し、複雑化している学生の状況により適切に対応できるような方策を検討して行きたい。

第8章 教育研究等環境

8-1. 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点(1)：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

学生の教育環境整備については、2017年度に策定した「藤女子大学未来共創ビジョン」のひとつ「信頼される藤」の中で「安全で安心できる教育研究環境を整備するとともに、あらゆる危機に速やかに適切に対応できる体制を強化する」という方針を明示しているほか、「藤女子大学の基本方針」の「教育研究環境整備に関する方針」に、「1.教育研究の質の向上を図り、より良い教育研究の成果を実現するため、必要な施設・設備の充実を不断に進めるとともに、教職員・学生の多様な研究機会の確保に努め、研究倫理のいっそうの浸透を図る。」「2.学術情報の集積拠点として、またそのアクセス窓口として、図書館の機能を拡充し、電子化の進展・学術情報流通の変化に対応する体制を構築する。」「3.全ての学生、教職員にとって、安全で機能的な学修環境を提供するため、さまざまなセキュリティ対策に配慮し、ユニバーサルデザイン化を指向した教育環境を整備する。」の3箇条を定めている（資料1-16【ウェブ】、1-18【ウェブ】）。

これらの方針のもとに策定された「未来共創ビジョンを具体化するアクションプラン」の「5.施設・設備」には、「(1)安全なキャンパスの整備」「(2)有意義な学びを実現するための施設・設備の整備」「(3)快適なキャンパスの整備」の3項目を掲げ、「7.管理・運営」には「(2)安全・安心な環境の整備」を掲げ、これらの項目の下により具体的な取り組み項目が設定されている。これらの取り組み課題の中で、教室等の教学環境の整備については事務局教務課を担当部署とし、ネットワーク環境や学修システム等の整備については情報メディア課を担当部署とし、図書・学術情報の整備については図書課を担当部署として（資料8-1）、それぞれ教務部、教育メディア運営センター、図書館の監督のもとに、アクションプランの諸項目については中長期の事業とし、アクションプランの取り組み事項に加えるまでもない比較的小規模なものについては当年度の計画として立て、これらを含めた年度ごとの事業計画書に基づいて整備を進めている（資料8-2【ウェブ】）。未来共創ビジョン及び基本方針、アクションプランは、大学ホームページに掲載して共有しているほか、アクションプランは自己点検・評価委員会に活動報告が義務付けられている各部局に毎年度当初に改めて示され、取り組み項目ごとに担当部署の確認がなされ、目標として適切に共有が図られている（資料2-13）。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点(1)：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点(2)：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

<1>施設、設備等の整備及び管理

(1) 必要な校地及び校舎

大学のキャンパスは、1925年の学園の淵源である札幌藤高等女学校創設以来の、札幌市北区にある北16条キャンパスと、1992年の人間生活学部開学に併せて開設された石狩市の花川キャンパスの2キャンパスとなっている。それぞれのキャンパスは距離にして約10km、車で30分ほどの距離であり、同一校地として文学部・人間生活学部の特色を活かしながら、全学的に共用の施設設備をも有している。

北16条キャンパスは大学占有の校地面積9,120.7㎡に23,849.9㎡の建物面積の校舎及び図書館、講堂、体育施設が、西を臨む中庭を囲んで新旧5棟が棟続きで建っている。講義室26、演習室12、実験実習室3、情報処理学習施設1、語学学習施設1のほか学生食堂、購買、学生ラウンジ及びクラブ室などを備え、また教員研究室38のほかグローバル教育センター、キャリア支援センター、事務室などの管理系施設が本部機能として集められている。

花川キャンパスは人間生活学部と大学院人間生活学研究科の施設を主に、15,607.9㎡の校舎に講義室17、演習室8、ピアノ個人レッスン室を含む実験実習室61、情報処理学習施設2、教員研究室37のほか各学科のカリキュラムに合わせた施設・設備を整備し、福祉・食物・幼児教育等の実験・実習施設・設備の充実を図っている。また体育館、屋外グラウンドや別棟でセミナーハウスも校地内に備えている。校地面積は152,534㎡と広大であり樹木草花にあふれた緑豊かなキャンパスである（大学基礎データ表1）。

(2) ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保

両キャンパス間及び校舎内は有線LANと無線LANで対応し、コンピュータ教室が各々100台2室に加えて学生のコンピュータ自習室各1室、またキャリア支援センターや校舎各所に学生用のコンピュータを設置しており、2013年度より導入した学生ポータルシステムに自由にアクセスできる環境を整えている。また両校舎のWi-Fi環境の拡充を毎年度図っており、図書館や教室内ではWi-Fiを利用した学修も可能となっている。

(3) 施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

教育研究用施設・設備のうち、教室の運営・整備については教務課を担当部署とし、実験実習室については各学科を担当部署とし、それ以外の施設については総務課を担当部署として、維持・管理を行っている。

教育研究用の設備・備品については総数で1千4百余点、教室関係では、プロジェクター等の映像・音響設備を全ての講義室に設置して教務課が維持・管理し、また実験実習室関係

では、各種分析・光学機器装置やピアノをはじめとした楽器等音楽関連機器など、学科がその特性に応じた機器等を設置し維持・管理している。

両キャンパスの安全確保等については「藤女子大学防災管理規程」（資料 8-3）が制定されており、防災訓練を実施するなどして教職員・学生の防災意識の喚起に努めているほか、コロナ禍においては大規模な避難訓練が難しいためシェイクアウト訓練に参加するなどの工夫をしている。

北 16 条キャンパスは学園創設以来のキャンパスであり、大学校舎は築後 50 年を経た棟もあることから、学生等の安全確保を一義として 2014 年度より耐震改修・改築を計画的に進め、講堂棟の耐震化を行ったほか、旧棟の建て替えを順次行い、2017 年 3 月にアクティブ・ラーニング教育に対応した新棟、さらに、2018 年には本学のカトリック教育の象徴であるチャペルを備えた棟が完成している。なお、耐震診断においては基準を満たしていたが、老朽化による補修を要する施設として、花川キャンパス体育館の外壁があり、今後の課題となっている。

(4) バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

両キャンパスともに校舎等施設の動線及びトイレ等の設備はバリアフリーとなっており、とくに、花川キャンパスは 2021 年度にトイレを和式から洋式に全面改修を行った。講義室の過半にはハンディキャップ対応の講義机を設置している。また保健センターや学生相談室など、学生の心身の健康面をケアする施設も整備している。

学生の厚生施設として、花川キャンパス内にセミナーハウスがあり、研修やクラブ活動等に利用されている。

(5) 学生の自主的な学習を促進するための環境整備

北 16 条キャンパスは 2017 年度にアクティブ・ラーニングに重点を置いた教室を備えた新棟を建設し、学生が自由に学習できるアクティブ・ラーニングスペース (i. Learning Space、通称アイランズ) を設けた。「アイランズ」は学部を問わずすべての学生・教員に開放された居心地のよい広い空間となっており、2019 年度までのコロナ禍以前には、授業での利用のほか、多くの学生がここで卒論等のための自主ゼミを行っていた。「アイランズ」には、可動式の椅子や、組み合わせによって自在に形やサイズを変えることができる台形の机などを配し、これにより学生同士・学生と教員のディスカッションが活性化され、ゼミやワークショップなどの開催に利用する教員も多い。この「アイランズ」には、管理運営及び学修支援を担当する学生スタッフとして「FSA (Fuji Student Assistants)」が置かれ、学修に関する日常の質問に答えるなどのピア・サポート業務やセミナー活動等の企画運営などを行っている（資料 4-25【ウェブ】）。また、同キャンパスには、教養科目にある栄養学系科目への対応として調理実習室も備えている。

施設・設備については、複数のキャンパスがそれぞれの教育研究の特質に合わせ展開できるように整備を進めている。文学部のある北 16 条キャンパスは、学生の自律的学習を促すためにも、特に図書館に重点を置き、蔵書及び学習スペースの充実に努めている。図書館では、在学生の図書館学生スタッフ「LiSt」（リスト）を置き、日中・夜間・休日開館等の業務補助の目的を兼ねた学内アルバイトとして時間雇用をしている。「LiSt」は貸出・返却・配架

等のカウンター等の業務を中心に、新入生図書館オリエンテーション、大学祭、図書館内展示、選書ツアーなどの各種イベントの企画及び運営、図書館広報、事務補助等も行い活躍している（資料 8-4【ウェブ】、8-5【ウェブ】）。

＜2＞教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

教職員における学生の個人情報の取扱いに関しては、「藤女子大学学生個人情報保護規程」（資料 8-6）を設け、周知している。また、研究上で遵守すべき倫理に関しては、情報倫理に関する内容を含めて、「藤女子大学研究倫理基準」（資料 8-7【ウェブ】）を設けている。その他、教育研究の内容を含む情報公開に関しては、「藤女子大学情報発信に関するガイドライン」（資料 8-8）を設けている。2022 年度の取り組みとしては、SD・FD 研修において、著作権講習会（文化庁主催）を全員視聴する機会を設けた（オンデマンドによる視聴を含む）ほか、両学部教授会において、研究倫理に関する啓発活動の一環として、文部科学省からの「研究活動における不正行為等の防止の徹底について（通知）」の内容について確認する機会を設けた（資料 8-9、8-10）。

学生に対する情報倫理に関する啓発活動としては、「ネットワークサービス利用の手引き」（資料 8-11）を作成して新入生オリエンテーションにおいて配布し、教育メディア運営センター員である情報メディア課職員からの「PC・ポータルガイダンス」の中で具体的な内容を指導しているほか、大学ポータルサイトに掲載し、随時ダウンロードできるようにしている。ただし、「手引き」については、コロナ禍以降急速に進んだインターネットを利用した教育の環境に合わせて更新すべき点もあるため、今後、検討のうえで改訂して行く必要がある。また、大学・大学院いずれにおいても、論文作成に関する内容を含む授業の中では、「藤女子大学研究倫理基準」に基づく研究倫理教育を行うこととしており（資料 8-12【ウェブ】、8-13【ウェブ】）、その中で情報に関する内容も取り扱われる。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点(1)：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点(2)：図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

＜1＞図書資料の整備と図書利用環境の整備

(1) 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

本学の図書館は、北 16 条キャンパス（本館）と花川キャンパス（花川館）の 2 館体制で運営している。各キャンパスの図書館は大学図書館として、本学の教育及び研究内容を十分に支援できる資料の収集と蔵書管理、利用者支援サービスを行うことを基本方針としている（資料 8-14、8-15）。

本館は歴史、社会科学、芸術、語学、文学等の人文科学系の資料を中心に、花川館は社会科学、自然科学系の資料を中心に学部や大学院の構成に合わせた蔵書を有している。蔵書形態も書籍のほか視聴覚資料や電子書籍も積極的に購入をしている。2021年度3月末の本学図書館の蔵書冊数は本館299,322冊、花川館111,389冊、合計410,721冊、雑誌種類数は本館3,644種、花川館1,052種、合計4,696種、視聴覚資料数は本館4,815点、花川館3,845点、合計8,660点である。このほかに各種データベースは11種、電子ジャーナルは2種(和雑誌約1,600誌と洋雑誌約18,300誌)、電子書籍は707タイトルを導入している。相互利用については、北海道地区大学図書館相互利用サービスに参加し、北海道内の国立大学、公立大学、私立大学間で相互利用環境を整えている(資料8-16【ウェブ】、8-17)。

本学の資料の選定は事務局図書課内に選書委員(本館1名、花川館1名)を毎年選出し、その2名を中心に選書を行うが、図書課職員全員も選書作業に参加し、主に学生用の基本図書、シラバス掲載図書、授業やゼミで利用する図書、利用者からのリクエストによる購入希望図書等を中心に収集するように努めている。参考までに2021年度の購入希望件数は本館89件(うち購入78件)花川館57件(うち購入49件)であった。なお、購入希望図書制度については利用者サービスの一環としての選書方法のほか、学生対象に選書ツアーを実施しオンラインや店頭での選書も実施している。また教育・研究に関する専門図書等は、各学科(6学科)から専任された図書館委員、大学院(2専攻)の教員を中心に資料が選定される。

図書館の利用状況は、2021年度の年間開館日数は本館273日、花川館270日、貸出者数は本館5,883人、花川館2,782人、貸出冊数は本館15,888冊、花川館7,217冊となっており、学生や教職員をはじめとして、卒業生あるいは他大学の学生、市民等も利用ができる。また図書館内には情報検索用の端末、カラープリンター、視聴覚機器等も備えており、コロナウイルス感染拡大を受けて現在は座席数を間引きしているが、学生の定員に対応できる閲覧席数は確保している。

本館には2015年4月にラーニング・コモンズを開設、花川館は2017年1月にアクティブ・ラーニング・スペースを開設し、近年両図書館内の設備等が改修されたこともあり居住性が向上した。

本学図書館では、学部生一人の貸出上限冊数を本館30冊、花川館30冊、合計60冊、大学院生一人の貸出上限冊数を本館50冊、花川館50冊、合計100冊と、多めに設定しているほか、図書館内では大半の書架を開放する全開架方式を採用し、学生が資料をすぐ手に取ることができることなど、借り出しのしやすい環境を整えている。また、教員が授業シラバスに参考図書として掲げた図書は蔵書として揃えるよう努めるとともに、「指定図書」のコーナーを図書館内に設け、閲覧の利便性を高めるようにしている。

このような取組みが学生の図書利用に結びつき、朝日新聞社『大学ランキング(AERAムック)』の図書館部門のランキングの集計によれば、2022年版(2021年4月発行)では、本学の学生一人当たりの貸出冊数は全国10位、総合指数評価17位、2023年版(2022年4月発行)では貸出冊数全国17位、総合指数評価14位となっている。

両図書館の喫緊の課題は書庫の狭隘化により収蔵場所が限定されていることもあり、限られたスペースの中で維持することが困難になっており、毎年計画をたてて適切な除籍作

業等を実施することで収蔵場所の確保につとめている。

(2) 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワーク整備

本学図書館は全国の研究機関等が参加する、国立情報学研究所のオンライン共同分担目録 (NACSIS-CAT) に参加し、図書及び雑誌の総合目録データベースを活用し図書館業務の効率化や図書館システムの構築 (発注業務や目録登録、蔵書検索データ等) を図っている。また、図書館間で行われている相互貸借サービス (NACSIS-ILL : 文献複写や資料現物の貸借の依頼及び受付) にも参加し学生や研究者への学習・研究支援サービスを提供している。

2015年から国立情報学研究所の JAIRO Cloud を利用した藤女子大学機関リポジトリの運用を開始し本学の教育研究成果の発信と構築を行っている (資料 8-18【ウェブ】)。2022年8月現在 2,036 件の教育研究成果を公開中である。2017年には国立国会図書館デジタルコレクションのデジタル化資料送信サービスに加入し、図書や雑誌の絶版などで現在手に入らない資料を図書館内で閲覧及び複写ができるサービスを提供している。

本学図書館は私立大学図書館協会、北海道地区大学図書館協議会、北海道地区私立大学図書館協議会に加盟し、北海道地区大学図書館相互利用サービスでは国公立の枠を超えたサービスを提供している。これにより学生証の持参のみで道内の加盟大学図書館に入館、貸出、文献複写などのサービスを受けることができる。

公共図書館との連携は、2001年1月から石狩市民図書館と本学図書館との相互利用サービスを開始した。これは当時、大学図書館と公共図書館の相互利用は北海道内初の試みとして注目され、現在もサービスを継続している。

(3) 学術情報へのアクセスに関する対応

本学図書館で契約している各種データベースや電子ジャーナル、電子書籍については一部を除き学内でのみの利用となっている。教職員については学外からのリモートアクセスを許可している。学生についてはこのサービスを提供していなかったが、新型コロナウイルス感染症拡大の期間については、オンライン授業が拡大する中で教員及び学生からの要望が多数寄せられたこともあり、期間限定ではあるが情報システム課の協力により学生による学外からのリモートアクセスについても早急に対応し、ゼミ担当教員を通じた申込により許可することとした。

今後の課題として、学外からのリモートアクセスについては、新型コロナウイルス感染症が収束した後も利用需要が見込まれることや利用環境の向上にも繋がることから、大学の長期的課題として、経費的な問題、学内のネットワーク環境やセキュリティの問題などを精査しながら検討する必要がある。

(4) 学生の学習に配慮した図書館利用環境 (座席数・開館時間等) の整備

本学図書館の授業期間中の開館時間は、平日 8:50~19:00、土曜日は本館が 8:50~17:00、花川館が 8:50~15:00 である。また試験期間や卒論期間などについては更に平日 8:50~20:00 までと 1 時間延長している。2020 年度からの新型コロナウイルス感染症対策としては、消毒剤、換気対策、除菌ボックスの設置、閲覧席の間引き (1 テーブルに 2 席または 1 席)、QR コードによる座席利用管理を行っている。また、コロナ禍による非対面授業実施

期間には、図書館の開館時間短縮及び利用制限に伴い、貸出期間の延長等の対応を行ったほか、来館できない学生への対応としてオンライン受付による貸出、文献複写、他大学への貸借について、期間限定で送料及び複写代金を全額無料化して実施した。なお、現在は4年生と大学院生のみ無料化を継続中である。コロナウイルス感染拡大を受けて現在は座席数を間引きしているが、利用実績から予測される来館者に対応できる閲覧席数は確保している。

〈2〉図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

本学図書館には2021年度末現在、専任職員が6名、臨時職員1名、派遣職員3名、計10名体制で2館の運営をしている。主に派遣職員は夜間延長開館対応の要員としており、図書館勤務の大半の職員は司書資格を有している。図書館サービスの提供については、貸出・返却等のカウンター業務の他、学生や教員の学習及び研究支援のために参考・調査カウンター業務も設けており、主に専任職員が対応している。近年コロナウイルス感染症拡大に伴い、対面による対応から、メールやGoogleフォーム等を活用した参考調査・文献取寄せ依頼、他大学からの貸借の受付等のオンラインによる業務の比重が増加しつつある。また、Zoomによる図書館ガイダンス、YouTubeを利用したオンデマンド図書館ガイダンスなど新たなメディアを使つての配信等の機会も増えている。このため、事務局情報メディア課主催の動画配信等の講習会に参加し、習得した内容を課で情報共有し利用者サービス等の拡大に努めている。

本学図書館も他大学図書館と同様に専任職員が減少する傾向にある。ここ数年で退職者も増えることから、将来大学図書館を管理運営するのに必要な職員の採用や人材育成が必要である。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点(1)：研究活動を促進させるための条件の整備・大学としての研究に対する基本的な考えの明示・研究費の適切な支給
・外部資金獲得のための支援
・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
・ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の教育研究活動を支援する体制
・オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

〈1〉研究活動を促進させるための条件の整備・大学としての研究に対する基本的な考えの明示・研究費の適切な支給

本学専任教員の研究に係る基本的義務事項や研究支援に関する検討や提言を通して本学の研究力を推進することを目的として、学長室会議のもとに2021年度に「研究力推進プロジェクトチーム」を置き、2022年度からは恒常的な組織として「研究力推進専門部会」を置いている(資料8-19)。このプロジェクトチームによりまとめられ、学長室会議において承認された「研究力推進のための具体的方針」(資料6-24)では、本学専任教員の研究に関わる基本的義務として、「A. 本学所定の研究倫理に関する研修の受講」、「B. 翌年分の研

究計画書(または研究経過報告書)の提出」、「C. 研究業績管理システム『研究業績プロ』の登録内容の更新」、「D. 研究成果の公開」の各項目が全教員に求められている。その上で、個人研究費の支給については、上記の基本的義務の履行状況に応じて配分することを明記し、また、研究支援・奨励費助成として、「〔A〕研究成果公開支援費」、「〔B〕科学研究費申請奨励費(①科研費申請奨励、②再申請支援)」を設けて、研究活動及び外部資金獲得を支援、促進することを示している。この方針については、2021年4月に説明会が行われ、質疑応答、教授会を通じた意見具申等による若干の修正を経て、2022年度の専門部会の発足とともに、「藤女子大学個人研究費に関する規程」(資料8-20)、「藤女子大学個人研究費執行に関する細則」(資料8-21)、「藤女子大学研究支援・奨励費助成に関する規程」(資料8-22)等の規程を整備する形で実行に移されている(大学基礎データ表8)。

(1) 外部資金獲得のための支援

2021年8月には、研究力推進プロジェクトチームが企画して「科研費申請奨励講演会」を開催し、外部講師に依頼して、科研費の最新の動向、理想的な研究計画調書を書き上げる心得、研究計画調書の作り込みなどの内容に関する講演会を行った(資料8-23)。

専任教員の科学研究費補助金の採択率の向上を図ることを目的とする「藤女子大学研究支援・奨励費助成に関する規程」には、科学研究費申請奨励費として、新たに科研費を申請した研究課題及び関連分野についての研究に着手するための事前準備等に充てる研究費として、研究代表者に支給する「申請奨励費」、科研費に申請し、不採択となった研究課題について、次年度に同様の申請を行う場合に、当該課題に継続的に取り組むことで研究力を強化し、採択率を向上させるための研究費として、研究代表者に支給する「再申請支援費」の設置が明記されている(資料8-22)。実際に、例えば2019年、2020年には科学研究費に応募した教員がこの再申請支援研究費を利用し、それぞれ次年度の採択につながった例も出ている。

(2) 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

北16条キャンパスでは、専任教員38名に対し、教員研究室(共同研究室を含む)は38室ある。うち、課程の特別任用教員については、共同研究室1室を用意し、3名の教員で使用している。花川キャンパスでは専任教員37名(助手5名を含まない)に対し、教員研究室は37室ある。食物栄養学科助手5名については、業務の都合上、実験・実習の準備室を研究室として使用している。そのほかに、大学院生のための院生研究室が花川キャンパスに3室ある。

専任教員は週1日を自宅研究日として、原則、時間割に授業を組まないように配慮している。大学における専任教員の基本授業時間数は6コマであり、実験・実習を担当する教員や大学院の授業を兼担する教員については、6コマを越えて担当する者が多いが、研究に対して大きな支障は生じていない。また、授業に係る負担を考慮し、教務助手やティーチング・アシスタント(TA)が授業を補助する場合もある。

本学在職年数が7年以上の教員で希望する者に対して、1年以内の国内研修または海外研修派遣の制度を設けている(資料8-24)。近年における実績は、2016年度1名(国内・北海道大学、1年)、2017年度1名(国内・立教大学、1年)、2018年度1名(国内・北海道

大学、1年)、2019年度1名(海外・ミズーリ大学(アメリカ)約7か月)、2020年度1名(国内・東京大学、1年)、2021年度・2022年度該当なしである。

(3)ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の教育研究活動を支援する体制

本学では、2002年度より大学院生をティーチング・アシスタント(TA)として採用している(資料8-25)。学生の学業・研究の進展を妨げない範囲として週3コマまでを担当コマ数とし、補助する授業の科目担当教員の直接の監督の下でその業務に従事するものとしている。ただし、リサーチ・アシスタント(RA)等は置いていない。

(4)オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

2020年3月には、迅速に新型コロナウイルス感染症感染拡大に対処するため、学長の指示の下に本学の諸規程等に定める手続きを省略して諸部署に指示を行う権限が付与された危機対策本部が設置された。この対策本部のもとにオンライン講義への移行を検討するWGを組成し、WGでの検討に基づいて5月7日から非対面授業を実施すること、及び非対面授業に関する方針・体制を決定した(資料8-26、8-27)。その上で、2019年度より検討を進めていたLMS(Glexa)を前倒しで導入し、また、オンライン授業に対応するためZoomを導入した。導入当初は、FD委員会による講習会を複数回に渡り実施し、FD委員と教務課が相談対応していたが、より安定した授業支援のため、6月1日より外部業者に委託し、ヘルプデスクを設置した(資料4-35)。これにより、専任教員、非常勤講師に対して電話・メールで速やかな対応が可能となった。さらに、ICT・通信環境が整わない非常勤講師を含めた教員のために、非対面授業時も教室をスタジオとして使用してもらう対応を行った。授業に必要なパソコンの貸出は、コロナ禍前より教務課で対応している。また、2021年2月に藤女子大学学修支援システム推進プロジェクトチームが設置され、本学のオンライン学修環境の管理・保全を行うと同時に、オンライン学修環境整備に関する検討及び提言を行った。この提言をもとに教育メディア運営センターを設置し、オンライン教育に関する技術的な支援体制を整えた(資料3-6)。2021年度科学研究費補助金間接経費を利用して、オンデマンド授業等の動画撮影用の学内スタジオとしても利用可能なスペース及び機器を整備し、教育メディア運営センターの構成単位となっている情報メディア課が管理することとした。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点(1)：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み・規程の整備

- ・教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供(コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等)
- ・研究倫理に関する学内審査機関の整備

<1>研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み・規程の整備

大学として研究倫理を遵守すべく「藤女子大学研究倫理基準」(資料8-7【ウェブ】)を制定し、教職員及び学生も含めて意識高揚を図っている。また、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に則した「藤女子大学における研究活動

上の不正行為に関する規程」(資料 8-28【ウェブ】)や同省及び厚生労働省の「人を対象とする医学系研究における倫理指針」に則した「藤女子大学人を対象とする研究に関する倫理規程」(資料 8-29【ウェブ】)、「藤女子大学動物実験規程」(資料 8-30【ウェブ】)等、研究活動における諸種の規範を定め、またそれらを周知・啓発するための研修会等を開催している。

研究費の不正防止の観点からは、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の趣旨や内容を踏まえ、研究費の不正使用の防止、適正かつ効率的な研究費の管理・監査を行うため「藤女子大学公的研究費の管理・監査体制」(資料 8-31【ウェブ】)を定め、「藤女子大学公的研究費不正防止計画」(資料 8-32【ウェブ】)を策定して、不正防止に努めている。また「科学研究費補助金執行マニュアル」(資料 8-33)、「個人研究費執行マニュアル」(資料 8-34)によって研究費執行における手順を明示し、職員による個別検収を厳格に実施するなどして不正防止に努めている。科学研究費については、通常の会計監査とは別に内部監査を実施するなど厳正な機関管理を徹底している(資料 8-35【ウェブ】)。

(1) 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供(コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等)

専任教員に対しては、1年に一度研究倫理に関する研修会の機会を設けている。啓蒙活動については、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に従って年に4回以上行うよう努めている。2022年度は、5月の両学部教授会において文部科学省からの「研究活動における不正行為等の防止の徹底について(通知)」の内容についての周知(資料 8-36)、8月に「令和4年度教職員・情報通信技術支援員(ICT支援員)著作権講習会～教育機関における著作物利用と知財教育～(文化庁主催)」の視聴会(オンデマンド配信を含む)、10月にオンラインによる研究倫理研修会「本学の研究力推進に向けて」を実施した(年度内にもう1回の活動を予定)。

学生に対しては、主に演習授業・卒業研究関連授業を通じて、大学院生に対しては「特別研究」関連授業の中で、研究倫理に関する指導を行っており、シラバスにもその旨記載するように求めている(資料 4-10【ウェブ】、4-22)。

(2) 研究倫理に関する学内審査機関の整備

研究倫理に関する学内の審査機関としては、「藤女子大学人を対象とする研究に関する倫理規程」(資料 8-29【ウェブ】)を定め、人を対象とする研究に関し必要な事項を定め、当該の研究が倫理的、社会的に適正に行われているか、倫理審査委員会を設置し審査する体制を整えている(資料 8-37)。

研究不正に関する学内体制としては、「藤女子大学における研究活動上の不正行為に関する規程」に基づき、学長を最高管理責任者、副学長を統括管理責任者、両学部長及び事務局長をコンプライアンス推進責任者、副学長を研究倫理教育責任者とし、財務管理課を防止計画推進部署、総務課を内部監査部門、研究活動上の不正行為に関する告発及び通報窓口に充てている。また、同規程の定めにより、不正行為に関する通報等があった場合は、最高管理責任者は速やかに調査委員会を設置して調査を行い、最高管理責任者は調査結果の報告を

受けて、不正行為が行われたとの認定があった場合は調査結果を公表するとともに、被認定者に対する論文等の取り下げ勧告、被認定者の氏名の公表、懲戒処分及び刑事告発等、必要な措置を講ずることとなっている。

**点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点(1)：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点(2)：点検・評価結果に基づく改善・向上

〈1〉適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

教育研究等環境の適切性については、各部署が担当する部門について、年度前または年度当初に立てられる「活動状況についての点検・評価報告—計画—」・「事業計画書」等をもとに、中間・最終の2回にわたり点検・評価を行っている。施設、設備等の整備については、事務局総務課・財務管理課が担当して、各施設、設備等の管理部局からの報告やヒアリングをもとに整備の状況を点検・評価し、関係学部・学科・部局等と調整しながら整備計画を立てている。図書館の学術情報サービス提供体制の整備、職員研修等については、事務局図書課が担当して整備の状況を点検・評価するとともに、図書等の資料整備については、図書課による点検・評価のほか、学科・課程等が関連分野の資料について点検・評価を行い、それぞれ調整しながら整備計画を立てている。教育研究活動の促進については、事務局企画調整室及び研究力推進専門部会が担当して、「研究力推進のための具体的方針」に従い、本学専任教員の研究に関わる基本的義務の履行状況を点検・評価している。研究倫理を遵守するための必要な措置として、教員における研究倫理確立のための機会等の提供については、コンプライアンス推進責任者である両学部長及び事務局長が担当して計画・実施し、最高管理責任者である学長のもと、学長室会議が研究倫理研修会等の実施状況等について点検・評価を行っている。学生における研究倫理確立については、教務部が担当して論文指導科目等における研究倫理教育の実施を呼びかけ、シラバスへの記載状況等に基づいて点検・評価を行っている。

〈2〉点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究等環境の適切性に関して、点検・評価結果に基づいて改善・向上を図った例としては、施設・設備に関するものとして、LMSの導入について、「アクティブ・ラーニング推進会議」の「2016年度活動状況報告」（自己点検・評価報告書）において初めて必要性が指摘されて以降、同会議において検討が継続され、2019年度報告書には「2機種に候補を絞り込んだうえで、トライアル、本学の目的に即した仕様への対応、コスト面での比較等を経て、ほぼ機種を絞り込む段階に達した。ただし、導入時期については早くとも半期ほど遅れること（2020年度前期に仮導入、後期に本格導入を目指す）が予想される。またLMSについての知識不足を踏まえ、最小規模からの開始を予定している。」と記載されるに至った。この準備が功を奏し、2020年度のコロナ禍に合わせた前倒しでの導入が可能となった。

また、FSAの導入については、「アクティブ・ラーニング推進会議」において、本学の学修支援体制についての点検・評価が行われた結果、学修支援体制充実の方策の一つとして、

新校舎アクティブ・ラーニングフロアに学生スタッフを配置し学生支援活動に従事させる制度が学長宛てに 2016 年度に提案され、2017 年度のアクティブ・ラーニングスペースの設置とともに FSA の導入が実現された。2020 年度からは両学部での FSA の活動が開始され、コロナ禍による非対面授業期間ではメールによる相談等の対応が主たる活動であったが、現在は、文学部ではアイランズカウンター業務（学習環境整備）及び学習支援（留学、レポートの書き方、授業の受け方、お悩み相談など）、人間生活学部ではメールを中心とした相談対応等を実施している。

8-2. 長所・特色

本学図書館は、学生用の基本図書、シラバス掲載図書、授業で利用する図書を収集するほか、リクエストによる購入希望調査や、学生による選書ツアーを実施し、学生のニーズに応えるよう努めている。また、貸出上限冊数を多めに設定するとともに、借り出しのしやすい環境を整え、図書館内に「指定図書」のコーナーを設けるなど、閲覧の利便性を高める取組みに努めている。このような取組みの成果は、一人当たりの貸出数が全国の大学図書館でも常に上位となるなど、学生の図書利用の活発さとして現われている。

北 16 条校舎に 2017 年度に設けられた「アイランズ」は、学部を問わずすべての学生・教員に開放された居心地のよい広い空間であり、授業での利用のほか、多くの学生が自主ゼミ等の学修の場として利用している。アクティブ・ラーニングに適した設備により、学生同士・学生と教員の交流も大いに活性化されている。また、「アイランズ」には、管理運営及び学修支援を担当する学生スタッフとして FSA が置かれ、学修に関するピア・サポート業務やセミナー活動等の企画運営などを行っており、学生の自主的な学修活動の活発化に貢献している。

8-3. 問題点

本学の施設として、花川キャンパス体育館外壁は老朽化により補修を要する状況にあるが、2021 年度、2022 年度の事業計画には盛り込まれていたものの、強風により破損した体育館の屋上防水の修繕等を優先したため外壁補修の実施には至らなかった。このため、2023 年度の課題となっている。

北 16 条校舎では「アイランズ」を設置し、学生の自主的な学修活動の活発化につながっているが、花川校舎においては、アクティブ・ラーニングに最適化したスペースが設けられておらず、両キャンパスに FSA が置かれて活動しているが、花川キャンパスにおいては活動の拠点となるスペースが確保できていないのが現状である。FSA の活動を促進するためにも、アクティブ・ラーニング・スペース設置の検討が課題となっている。

学生に対する情報倫理に関する啓発活動の一環として、「ネットワークサービス利用の手引き」を作成しているが、コロナ禍以降急速に進んだインターネットを利用した教育の環境に合わせて更新すべき点もあるため、今後、検討のうえで改訂して行く必要がある。

図書館では、蔵書の増加とともに書庫が狭隘化しており、新規の蔵書スペースの確保が困難になっている。毎年計画をたてて適切な除籍作業等を実施することで収蔵場所の確保に

努めているが、今後は電子書籍、電子ジャーナル等の一層の充実を図り、配架書籍の整理に努めて行く必要がある。

学外からの学内ネットワークへのリモートアクセスについては、コロナウイルス感染症収束後の利用について、諸条件を踏まえながら検討する必要がある。

8-4. 全体のまとめ

本学では、「藤女子大学未来共創ビジョン」の一つ「信頼される藤」の「安全で安心できる教育研究環境を整備するとともに、あらゆる危機に速やかに適切に対応できる体制を強化する」の文言に基づき、必要な校地及び校舎等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備し、図書館、学術情報サービスを提供するための体制を整えるとともに、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っている。また、研究倫理を遵守するために必要な措置を講じている。

教育研究等環境の適切性については、定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みにつなげている。

以上のことから、本学の教育研究等環境の整備については、大学の理念・目的に照らして適切であり、「大学は、自ら掲げる理念・目的を実現し、学生の学習及び教員による教育研究活動を十分に行うことができるよう、教育研究等環境の整備に関する方針を明確にし、その方針に沿って学習環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営しなければならない」という大学基準に照らしておおむね良好な状態にあるといえる。

第9章 社会連携・社会貢献

9-1. 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点(1)：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学は「キリスト教的世界観や人間観を土台として、女性の全人的高等教育を通して、広く人類社会に対する愛と奉仕に生きる高い知性と豊かな人間性を備えた女性の育成を使命とする」との建学の理念のもと、「自己と他者の人間性をかけがえのないものと認め、近隣、地域社会、国などの立場を尊重しつつ、地域社会の諸問題に取り組むと共に、国際意識を育て、世界の平和を願い、人類社会の一員としての責任を果たす人材を育成する」との教育目的を定め、地域社会への貢献を重要な使命として掲げている。

この理念のもと、文学部は教育目的として「地域社会のみならずより広範な社会環境において多角的な視野のもとで多様な課題に主体的に取り組み、社会に貢献できる女性を育てることを目的とする」ことを掲げ、人間生活学部は「人間と社会及び自然の相互関係に対する洞察に基づいて、多様化・複雑化してゆく生活の諸課題に責任を持って対処し、国際関係を越えた地球的視野から生活の諸問題を実践的に対処することのできる女性を育てることを目的とする」ことを掲げて、それぞれの専門性を生かした多様な地域貢献を目指すことが表明されている。

また、本学では、建学の理念・目的をあらためて明確にし、教職員・学生・卒業生が共有する大方針として5箇条の「藤女子大学未来共創ビジョン」を定めており、その一つに「地域とつながる藤」として「本学の教育研究資源を地域社会に対して広く開放し、愛と寛容と奉仕の精神をもって、よりよい生活、豊かな社会・文化の構築に貢献」する旨の社会連携・社会貢献に関するビジョンを示している。このビジョンに付随して、「藤女子大学の基本方針」の「社会連携・社会貢献に関する方針」には、「1. 本学が培ってきた伝統的な知見、教育成果を、広く社会に還元し、地域の人びとへの生涯学習・公開講座等の多様な機会を提供することで、文化の高揚に寄与する。」「2. 本学の教育資源及び施設設備等を活用し、地方自治体・企業産業界等とも連携しながら、地域社会の生活上の諸課題の解決に取り組む。」の2箇条が定められている。

この未来共創ビジョンを具体化するためのアクションプラン第Ⅱ期（2020～2022年度）では、地域貢献の課題の中に「(1) 地域社会に向けた取り組みの推進・強化」を掲げている。具体的には「公開講座・講演会等の企画の充実や効果的な広報のあり方についての検討を通して、社会貢献事業の定着と強化に努める。」「大学施設・資源を活用し、地域社会の教育・活動を支援する。」の取り組み項目を策定し、2016年度に発足した社会貢献推進会議を中心にこの課題に取り組んでいるところである。

これらのビジョンや方針、アクションプランについては、大学ホームページに特設のページを設けて掲載し公表している（資料1-16【ウェブ】、1-17【ウェブ】、1-18【ウェブ】）。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点(1)：学外組織との適切な連携体制 評価の視点(2)：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進 評価の視点(3)：地域交流、国際交流事業への参加
--

<1>学外組織との適切な連携体制

本学においては、以上に述べた大学の理念及び基本方針に従い、様々な社会連携・社会貢献に関する取り組みが実施されている。以下にその具体的な例を掲げる。

(1) 石狩市包括協定等

地域の諸課題に適切に対応し活力のある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的として、2010年に石狩市と包括協定を締結し、市と大学との密接な協力と連携による取り組みを行っている。具体的には、石狩市教育委員会との連携により、人間生活学部の学生が石狩市内の小中学校を訪問し、教育支援活動を行う「SAT（スクール・アシスタント・ティーチャー）」（後述）や図書館の相互利用（後述）、教職員が石狩市各種審議会や委員会の委員を務めるなどの活動を行っている（資料9-1、9-2）。

①SAT（スクール・アシスタント・ティーチャー）

石狩市教育委員会との連携により、主に人間生活学部の学生が石狩市内の小・中学校で教育支援活動に携わっている。主な活動内容は、サポート役として小・中学校の授業に参加し、児童生徒一人ひとりのつまづきを把握しながら考え方のヒントを与える、プリントを使用した学習の採点や指導の補助を行う、習熟度別・テーマ別に分かれて行われる少人数指導の補助を行うなどしている。2022年度は22人（人間生活学科3人・子ども教育学科19人）の学生が各学校に配置され活動に従事している（資料9-3【ウェブ】）。

②図書館の相互利用

本学図書館は、2001年より石狩市民図書館との相互利用（当時としては北海道内初の試み）を実施しており、石狩市市民図書館の登録者で16歳以上の石狩市民は貸出冊数10冊、貸出期間2週間の条件で本学図書館（北16条本館及び花川館）を利用することが可能である。また、本学専任教職員と学生は石狩市民図書館において直接利用登録を行うことで、希望する冊数を2週間の条件で利用することができる。

さらに、石狩市民図書館の要請に応え、当該図書館協議会に有識者委員として本学図書館職員を派遣し、石狩市民図書館の運営に協力している（資料9-4～9-7）。

③産学官連携

教育研究の成果を社会に還元するための取り組みとして、大学のホームページを通じ、教員の専門分野や教育研究業績などを社会に発信することによって、講演や研究会などへの派遣要請に応じている。また、人間生活学部が中心となり、石狩市をはじめとする道内の市町村との連携による諸活動を行っている。

具体的な取り組みとして、食物栄養学科では食品企業などの食品を中心とした産業界からの要請による産学共同研究や受託研究を行っており、それらの取り組みに学生、大学院生

が卒業研究、特別研究として参加する環境をつくることを通じて高度な教育を提供し、またPBLとしての実践教育を重視してきている(資料9-2、9-8)。具体的な連携先と内容は下記のとおりである。

■ 北海道立総合研究機構との共同研究

地方独立行政法人北海道立総合研究機構の2012年度～2015年度重点研究(実用化、事業化につながる研究、緊急性の高い研究。法人内外との連携を効果的に活用して実施)課題として「道北地域における食用かぼちゃ種子の安定生産体制の確立」が採択され、その中の研究項目「5) 種子の機能性・栄養性解明」について、調査研究業務の委託を受けて実施した研究である。その結果、1. 高脂肪食に対し血中中性脂肪濃度を抑制、2. 頻尿症状に対し排尿回数を抑制などの生理的効果を見出した。

■ 和寒町からの受託研究

上記委託研究結果を受けて、さらに研究を進展させるために食用カボチャ種子の生産地である和寒町より受託して実施した研究である。研究課題:和寒町産ストライプペポ種子の生活習慣病等抑制に関する研究。その結果、1. 過活動膀胱改善効果、2. 内臓脂肪分解活性亢進効果を見出した。

■ 北海道経済連合会との共同事業

「北海道の豊富な農水産資源を活用した食クラスター活動を盛んにすることにより、付加価値の高い商品を生み出し、これを国内外に向けて流通・販売し、また観光産業などとの融合化を図るなど、北海道ならではの食の総合産業化の確立に向けて産学官が連携・協働した活動に取り組む」ことを趣旨として活動を行う北海道経済連合会と本学学生が以下の共同事業を行ってきている。

1. 食・農の分野に関心がある若者に、様々な機関、人が集まる既存の「学習機会」、「多様な人と繋がる場」に参加する機会を試験提供する。
2. 食産業の将来を担う若者を交えることによる商品開発・販路拡大の検討会を実施する。その活動の一環として「北海道の食に貢献する」ということを目的とし、道産食材の付加価値を向上させ「北海道経済の活性化を目指す」、「健康訴求を行う」、「学生の社会参加を促す」ことを目標として2018～2020年度の年度毎に食物栄養学科4年生から希望者を募り共同開発研究を実施している(2021年からは中断)。

(2) 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

① 学部・学科による社会連携・社会貢献活動

人間生活学部保育学科・子ども教育学科では、地域の親と子が参加する子育て支援「お手でつないで」を行っている。毎年多くの学生からの参加登録希望があり、2019年度からは演習科目での活動からボランティア体制による活動に変更した。2019～2021年までの間はコロナ禍の情勢を鑑みて中止となったが、2022年度からはコロナ禍の中、感染状況を見ながらの実施とし、6月から1月まで6回にわたり開催した。毎回テーマを決め、屋内だけでなくキャンパスの豊かな自然環境を生かした活動ができるよう工夫している。参加者については10家庭ほどに限定し、密にならないような配慮をしている。スタッフは保育学科・子ども教育学科の学生ボランティア(2022年度は26名)と学科教員がシフト制を敷いて運営にあたっている。学生たちにとっては、乳幼児や子育て中の保護者と関わる体験を通して、

子育て支援の在り方について考える場にもなっている（資料 9-9【ウェブ】）。

②社会貢献推進会議による活動

本学が卒業生及び市民等を対象に、公開講座、講演会等を企画・実施することによって地域社会の文化の高揚に寄与し、社会に貢献することを目的として、2017 年に社会貢献推進会議が発足した（資料 9-10）。毎年「藤女子大学未来共創フォーラム」（資料 9-11）として、本学の教員や卒業生その他が講師となって公開講座を数回開催しており、地域社会への教育研究成果を還元する重要な役割を担っている。また、学部・学科や研究所等で企画・実施される公開講座も数多くあるため、それらについても情報を集約して HP に掲載することで、学内外に向けて発信している。その他、学内教職員による地域社会との連携や住民との関わりを通じて地域を活性化するための活動等についても情報を集約し、随時公表している（資料 9-12【ウェブ】、9-13）。

③研究所、センター等による活動

藤女子大学 QOL 研究所は、人間生活を基軸として QOL の向上に寄与する学際的な共同研究の推進と人間生活を考究する 3 学科の教員が横断的に研究を行うこと、並びに人間生活や生き方の質の向上に関わる広い領域を包摂する事業や実践への貢献を目的として、教職員や大学院生などを対象に Well-being に関する研究、研究助成、指導及び普及事業を行っている（資料 3-3【ウェブ】）。自閉症援助技術研究会と共催の公開講座は 2003 年度以来実施を継続しているが、2020 年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により中断している。

カトリックセンターは、本学の建学の理念であるカトリック精神の普及と実現を目的として、講演会、勉強会、学内のキリスト教関連行事の企画及び実施を通じて、地域社会に学習の場を提供している。2017 年度以降公開講演会を開催しており、新型コロナウイルス感染症の影響により 2020 年 2 月以降は中断しているが、学生向けには勉強会を継続している（資料 9-14【ウェブ】）。

キリスト教文化研究所は、建学の理念にもとづきキリスト教の精神並びに文化の研究を行うことを目的として、キリスト教の精神と文化の研究、研究成果の発表・刊行、研究会、講演会、公開講座等の開催、研究資料の収集、整理、関係する研究所、学会等との協力その他、研究所の目的を達成するために必要な活動などを行っている（資料 3-1【ウェブ】）。公開講演会については、新型コロナウイルス感染症の影響等もあり 2019 年度以降開催されていなかったが、2022 年度 9 月には第 22 回公開講演会を実施した。

④研究成果の公表（紀要等）

本学の研究成果を公表している刊行物として、学部ごとに発刊する『藤女子大学文学部紀要』、『藤女子大学人間生活学部紀要』、各研究所による『藤女子大学キリスト教文化研究所紀要』、『藤女子大学 QOL 研究所紀要』、文学部日本語・日本文学科の教員及び学生・卒業生等で作る藤女子大学日本語・日本文学会による『藤女子大学国文学雑誌』、人間生活学部人間生活学科教員を中心とした藤女子大学家庭科・家政教育研究会による『家庭科・家政教育研究』がある（資料 9-15）。これらの刊行物は印刷して他大学・研究機関等関係各方面に配布しているほか、本学図書館が運営する藤女子大学機関リポジトリを通じて社会に公表している。

(3) 地域交流、国際交流事業への参加

① 地域と連携した活動

人間生活学科プロジェクトマネジメント専修は、地域に貢献できる人材を養成することを目的として、企業、行政、NPO等の学外組織と連携した実践的な授業を行っている。1年生ではプロジェクトマネジメントの基本知識を学び、プロジェクトマネジメント専修配属となる2年生から本格的な学外連携の学びを行っている。具体的に2年生では社会課題を知ることからスタートし、3年生から学外組織と実践的に関わり自分たちで社会課題と対峙する活動を行っている。そして4年ではこれまで培ってきたプロマネの知識と経験を総動員し、学生が主体的に社会課題を発見しながらプロジェクトを立ち上げ、学外機関との連携を実践し、プロジェクトを成功へと導いている。当該プロジェクトマネジメント教育で、これまでに約30に及ぶ学外機関と連携している。

食物栄養学科では、地域と連携して健康教育や料理教室などの活動を実施している。一例として、本学花川キャンパスがある石狩市保健福祉部が主催する子ども向け食育活動「いしかりこどもクッキング」への講師としての参加がある。2022年度は3年ぶりのオンラインでの開催となり、同市の管理栄養士からのアドバイスをいただきながら、調理実習やクイズなどを取り入れた食育プログラムを立案し、当日の進行など教室運営全体を学生たちが担った(資料9-16【ウェブ】)。また、札幌市北区の麻生商店街振興組合やNPO法人との連携で、空き店舗を活用とした交流の場である「麻生キッチンリあん」において、地域住民を対象に栄養バランスの良いランチの提供や子どもたちへの食支援及び食育などを2013年から実施している。ランチの店は2年ぶりの開催となり、学生が考案し、調理したお弁当の販売とレシピを記載したリーフレットを配布し、健康情報の提供を行った。また地域の子どもたちを対象とした料理教室では、学生が行事食のプログラムを考案し、NPO法人のスタッフの協力のもと、教室の運営全体を担った。このように学生たちは、地域の関係者や住民の協力を得ながら、食と健康を住民に伝える管理栄養士の担い手としての実践を重ねている。

② 国際交流

北海道内に在住する外国籍の人々への支援として、カトリック札幌司教区が行っている「日本語教室活動」で、2010年から本学の日本語教員養成課程を履修する学生がボランティアとして授業を受け持っている(資料9-17【ウェブ】)。多文化共生社会の実現のため、日本語支援は不可欠であることから、この活動は社会貢献としての一面もありつつ、学生は授業で得た知識を活かし、この教室で指導実践の機会を持つこともできる。現在ではこの経験を生かして、日本語教師として国内外で活躍している卒業生も多い。

このほかにも、本学グローバル教育センターでは、公益財団法人札幌国際プラザが主催する国際交流行事や、外国籍市民支援のボランティア募集への周知協力や学生の紹介を行っており、「外国人市民パートナーとの協働事業」、「『SAPPORO こども特派員』大学生サポーター」、「札幌国際プラザインターンシップ」等に学生が参加している(資料9-18、9-19【ウェブ】)。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点(1)：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 評価の視点(2)：点検・評価結果に基づく改善・向上

<1>適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

社会連携・社会貢献に関する取り組みに関して、前回の認証評価においては、実施主体が複数の組織に跨っていることから、それぞれの取り組みの適切性についてどのように取りまとめ、PDCAサイクルの中で検証しているのかなどが不明であることが課題とされていた。そのような課題を解決し、社会連携・社会貢献に関する取り組みを一元的に管理・把握するため、社会貢献推進会議を2017年に設置した。これにより、本学における公開講座・講演会等の開催や教職員が携わる地域活動等の状況把握が可能となった。社会貢献推進会議が主体となり、具体的には毎年度末に会議内で協議のうえ次年度の事業計画策定を行い、これを次年度当初に「達成に向けての具体的な取り組み」として自己点検・評価委員会に提出し、点検・評価及び推進に関する指示等を受けるとともに全学的共有を図っている。約半年後に各事業の進捗状況について経過評価を行い、必要に応じて修正を行い、自己点検・評価委員会に「中間報告」を提出し、確認を受けている。また、年度末には、当該年度の事業計画全体についての総合的評価を行い、そのうえで自己点検・評価委員会に「最終報告」を提出し全学的観点からの点検・評価を受けることで、大学として社会連携・社会貢献の適切性について一連の検証を行っている。

なお、公開講座・講演会等以外の学外連携や地域交流、国際交流事業に関する点検・評価に関しては、図書館やグローバル教育センターなどの個別の事業担当部署が計画策定、経過評価、総合的評価及び自己点検・評価委員会への報告、計画推進の確認等をそれぞれ行っている。石狩市との連携による「SAT」事業については、教職課程委員会が担当し、点検・評価の結果を「教職課程自己点検・評価報告書」に記載して自己点検・評価委員会に報告している。

<2>点検・評価結果に基づく改善・向上

社会連携・社会貢献に関する取り組みとしては、「未来共創ビジョンを具体化するアクションプラン第Ⅰ期（2017～2019年度）」に「(1)公開講座・講演会等による、地域社会に向けた取り組みの活性化」として「公開講座・講演会等を通じて、社会人に学びの場を提供することにより、社会貢献を図る」ことを掲げ、社会貢献推進会議が2017年度の発足以来、毎年度の課題として取り組んできた。第Ⅰ期最終年度の『2019年度活動状況報告書』には「1.学内で計画されている公開企画の情報の集約」が同会議の課題として掲げられていたが、2019年度末時点では未着手のままであった。これを踏まえ、自己点検・評価委員会で検討した結果、「アクションプラン第Ⅱ期（2020～2022年度）」においては、「(1)地域社会に向けた取り組みの推進・強化」として「公開講座・講演会等の企画の充実や効果的な広報のあり方についての検討を通して、社会貢献事業の定着と強化に努める」こと、及び「大学施設・資源を活用し、地域社会の教育・活動を支援する」ことが新たに盛り込まれることとなった。このアクションプランに基づく取り組みの結果、2021年度には学内の公開企画の情報が社会貢献推進会議に集約される体制が実現し、大学ホームページ内に公開講座や地域の活性化に資する活動等について集約・公開するページ「地域・社会とのつながり」を

整備した。ただし、現段階では情報の集約、及び活動結果の掲載に止まっており、事前広報の強化に結びつけることは今後の課題である。

9-2. 長所・特色

本学の花川キャンパスが所在する石狩市との包括協定を締結し、学部の特性を生かして授業その他の課外活動を通じ、「SAT（スクール・アシスタントティーチャー）」などの地域社会に求められる取り組みのほか、地域の親子を対象とした子育て支援として「お手てつないで」を継続的に実施している。

産学官連携としては、北海道立総合研究機構との共同研究、和寒町からの5カ年に及ぶ受託研究、北海道経済連合会との共同事業など近隣地域との連携に留まらず幅広く地域社会に向けて研究成果等を還元している。

また、社会貢献推進会議が毎年企画、開催している「藤女子大学未来共創フォーラム」をはじめ、各学部・学科や研究所等による公開講座、講演会等や紀要等の発行を通じて、本学の教育研究成果を社会に還元している。

9-3. 問題点

社会貢献推進会議の発足により、以前よりも学内の社会連携・社会貢献に関するさまざまな活動の集約や情報発信、企画立案、運営等について円滑に進めることが可能となった一方、社会貢献推進会議は会議体であり、実務として様々な事業を運営する部署としては十分な機能を持っていないため、学内の取り組み全体を統括するには至っておらず、点検・評価についても不十分な点があることは否めない。そのため、産学官連携事業をはじめとする諸活動を所管する体制構築についての検討が必要である。

9-4. 全体のまとめ

本学では、「藤女子大学未来共創ビジョン」に掲げられるように「女子大学としての本学の使命を果たし続けるために、教職員・学生・卒業生が一体となって、教育・研究の維持と向上、そして社会貢献に向けたたゆまぬ改革」に取り組もうとしているところである。「北海道の未来は女子教育にある」との考えを礎とした建学の理念「キリスト教的世界観や人間観を土台として、女性の全人的高等教育を通して、広く人類社会に対する愛と奉仕に生きる高い知性と豊かな人間性を備えた女性の育成を使命とする」を掲げ、その達成のための教育目的として「近隣、地域社会、国などの立場を尊重しつつ、地域社会の諸問題に取り組む」を定め、文化の高揚への寄与、地域社会の生活上の諸課題の解決を目指すという方針のもと、学生も巻き込みながら様々な地域社会へ向けた知の還元のための事業を行っている。

また、絶え間なく変化を遂げる社会のニーズに応え続けることができるよう、点検・評価に基づく改善活動を通じて、社会連携・社会貢献に関する各種の取り組みを発展させる

ためのさらなる探求を継続しつつ、効果的かつ広範に活動を実践できるよう努めていくこととしている。

以上のことから、本学の社会連携・社会貢献は、大学の理念・目的を実現する取り組みとして適切であり、また、大学基準に照らして良好な状態にあるといえる。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

10(1)-1. 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点(1)：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点(2)：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学は、建学の理念「キリスト教的世界観や人間観を土台とした女性の全人的高等教育」「広く人類社会に対する愛と奉仕に生きる高い知性と豊かな人間性を備えた女性の育成」のもと、建学100周年を見すえて、本学の将来に向かう教育の理念・目的をあらためて明確にし、教職員・学生・卒業生が共に創り上げる本学の未来を謳うものとして、5箇条から成る「藤女子大学未来共創ビジョン」を2016年度に定め、教育・研究の維持と向上、社会貢献に向けた改革に取り組むとともに、ビジョンに付随して定められた「藤女子大学の基本方針」の「管理運営に関する方針」には、「1. 関連法令を遵守し、学内諸規程に基づき、公正かつ透明性の高い管理運営を推進する。」「2. 各組織と職位等の権限と責任を明確にし、意思決定のプロセスを明快にする。」「3. 学長のリーダーシップを確立するため、ガバナンス機能の改革を推進する。」「4. SD（スタッフ・ディベロップメント）活動を推進し、教職員・事務組織の情報収集、企画・立案機能を強化する。」の4箇条を定め、「財務に関する方針」には、「1. 本学の建学の理念、教育目的を実現し、永続性を保障するため、安定的な財政基盤を確立する。」「2. 中長期的な財務計画の下、年次的な予算編成により、適正な収支を維持する。」の2箇条を定めている（資料1-16【ウェブ】、1-18【ウェブ】）。

大学のビジョンを具体化するに当たっては、「未来共創ビジョンを具体化するアクションプラン」をⅠ～Ⅲ期に分けて定め、項目ごとに具体的な課題とその担当部署を決め、年次計画の策定をそれぞれの担当部署が行い、着実に改革を実行することとしている。

この大学のビジョンは「藤学園の未来共創ビジョン」として、「未来の平和と共生社会に貢献する人材育成」という大目標のもとに「未来を切り拓く藤～学びから創造力を養います」「地域とつながる藤～社会貢献を推進します」「世界ではばたく藤～国際理解・交流を深めます」「個性の花咲く藤～チャレンジを応援します」「信頼される藤～学生・生徒・園児を守る環境を整えます」の5箇条を置く形で、2030年までの学園のビジョンとして学園全体にも共有されている（資料10(1)-1【ウェブ】）。

これらのビジョンは大学運営、学園経営に関する当面の方針として大学・学園のホームページ等において公開され、教職員・学園構成員に周知、共有されている。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点(1)：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点(2)：適切な危機管理対策の実施

＜1＞適切な大学運営のための組織の整備

本学においては、上記の方針に基づき、大学運営の組織等を適切に整備しており、職員組織として、学則第 47 条に「本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。」と定められている。

学長の選任は、理事会で選出された 6 名の理事による学長候補者選考委員会で選考され、両学部長を通じて大学の意向をも確認し、理事会で任命される（資料 10 (1) -2）。学長の職務については「学長職務規程」（資料 10 (1) -3）に、理事長の命を受けて大学の管理に当たる学長としての権限が明示されている。なお、選考・任命に際しては、キリスト教の精神に基づく女子の高等教育を通して社会の発展に寄与するという、建学の理念と創立以来築き上げてきた学風とを尊重して、さらなる発展に貢献しうる人材を学長とすることが定められている。

副学長の選任は、学長の推薦に基づいて理事長が任命することとしている（資料 10 (1) -4）。その職務は学則第 47 条の 2 に「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどることができる。」と定められている。

学部長、研究科長はそれぞれ教授会及び研究科委員会の構成員の専任教授の中から候補者が選出され、学長が任命する（資料 10 (1) -5、10 (1) -6、10 (1) -7）。教務部長、学生部長、入試部長及び図書館長は両教授会から適任者が推薦され、評議会で候補者を選出後、学長が任命する（資料 10 (1) -8）。学部長及び部長の任務については「藤女子大学学部長の任務に関する内規」並びに「藤女子大学部長の任務に関する内規」に、図書館長の任務については「藤女子大学図書館規程」に簡潔に示されている（資料 10 (1) -9、10 (1) -10、8-14）。

本学の意思決定のプロセスとしては、案件により、学長・学長室会議（資料 2-17）から提案され、部長会議を経て教授会等に意見を求める場合、各学科等から部・委員会等を通じて学長・学長室会議に提案される場合、学長が部・委員会等に原案の作成と教授会等での意見聴取（審議）までを委託し、当該部局がこのプロセスを経た上で学長に提案する場合がある。学長・学長室会議からの提案事項については、部長会議での調整を経て、担当委員会等から各学科、教授会・評議会の意見具申を受け、学長が最終決定を行う。学科等が原案を作成し教務部等の担当委員会を経て学長・学長室会議に提案する事項については、学長室会議が受理の後、部長会議で調整のうえ（資料 10 (1) -11）、教授会・評議会による意見具申（審議）を経て、学長が決定する。部・委員会等が原案の作成と教授会等での審議の上で学長・学長

室会議に提案する事項については、教授会等による意見を踏まえて当該部局が起案の形で学長に提案し、学長室会議構成員の稟議を経た上で学長が決定する。

教授会の役割は、「藤女子大学文学部教授会規程」（資料 10 (1) -12）「藤女子大学人間生活学部教授会規程」（資料 10 (1) -13）として明文化されており、教授会は、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与等のほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について決定を行うにあたり意見を述べるものと定められている（資料 10 (1) -14）。

大学と理事会の関係は「学校法人藤学園寄附行為」（資料 1-1【ウェブ】）及び「学校法人藤学園理事会業務委任規則」（資料 10 (1) -15）に明示されており、学長、副学長が理事として理事会及び常任理事会（資料 10 (1) -16【ウェブ】）の構成員となることで、意思疎通がスムーズに行われている。

学生の意見を大学運営に反映させる方策としては、例えば、花川キャンパスには「目安箱」が設置され、学生が意見や質問を投稿できるようになっており、定期的に人間生活学部長が点検し、必要に応じた対応を検討したり、回答を行うなどしている。その他、学生協働の形での学生の大学運営への参画としては、入試課が募集する学生広報スタッフ「F-lens」は、入試や大学広報活動に参画し、教職員のSD研修会で新たな広報戦略に関するプレゼンテーションを行うなど、積極的な活動を行っている。また、図書館が募集する学生図書館スタッフ「LiSt」は、カウンターの業務等のアルバイトだけでなく、新入生図書館オリエンテーション、大学祭、図書館内展示、選書ツアーなどの各種イベントの企画及び運営、図書館広報、事務補助等も行い、図書館運営に積極的に参画している。

<2>適切な危機管理対策の実施

本学において発生し得る様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処し、本学の学生及び教職員等の安全確保を図るとともに、社会的な責任を果たすことができるよう「藤女子大学危機管理規程」（資料 10 (1) -17）を定め、周知している。学長は、本学における危機管理を統括し、危機事象の対処のために必要と判断する場合は、速やかに当該事態に係る危機対策本部を設置する。対策本部は、学生及び教職員等に対し、危機事象に対処するために必要な指示を行うことができ、危機事象に対処するに当たっては、本学の諸規程等により必要とされる所定の手続きを省略することができる。

実際に危機対策本部が設置された例としては、2018 年度の大規模地震災害対応、2022 年度の爆破予告事件、2022 年度の非常変災などが挙げられる。

新型コロナウイルス感染症に関する対応については、初期の 2020 年には 1 月 30 日に危機対策本部を設置し対応したが、2021 年度以降は新型コロナウイルス感染症対策会議を設置し、学生及び教職員等に対し、感染症感染拡大に対処するために必要な指示を行うこととし、運用に関しては各部局で対応することとしている（資料 10 (1) -18）。また、文部科学省の感染対策マニュアルや北海道の感染症レベル等を基にした本学独自の危機管理指針を定め、感染拡大のレベルや国の緊急事態宣言、まん延防止等重点措置などの発令の状況に応じた危機管理レベルを設け、レベルごとに「研究活動」「授業」「学生の課外活動」「事務体制」「会議等」「学内行事等」「出張」「学外者」の対応について指針を定め行動した（資料 4-32）。海外渡航の安全危険レベルに応じた本学の方針を示し、安全な海外渡航のため、学生と保護者に感染対策の理解度を確認する内容の同意書の提出を求め、クラス担任によ

る指導も行った。

危機管理に関して必要な個別マニュアルの策定は「アクションプラン」に定めているが、2022年度に「危機管理マニュアル（学生海外派遣時）」を整備したにとどまっておらず、今後、なるべく早く策定する予定である（資料10（1）-19）。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点(1)：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・ 内部統制等
- ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

予算編成は、学長から、原則として前年度ゼロシーリングとする予算方針を大学内各予算配布部門に示し、当該部門から積算された事業別予算資料及び事業計画書（当初予算資料）について、学長、副学長、事務局長及び財務管理課長が精査・検討し、各予算部門とのヒアリング等を経て、大学の収支予算案を策定し事業計画書とともに理事会の承認を受けている。予算配布部門は各学科、センター、委員会等の教学部門と事務局各課及び学長直轄の全学部門から構成されており、予算の執行についても当該部門が必要な学内手続きのもとに適正に行っている。予算の編成、執行については「学校法人藤学園経理規程」（資料10（1）-20）に基づいて行われており、予算管理システムにより、学内ネットワークのもと、各予算部門でタイムリーな予算管理が可能となり、適切な残高管理が行われている。また予算内での物品購入等でも、必要に応じて都度適正な執行のため稟議制を敷くなどして執行額の圧縮に努めている。予算の執行については「予算執行マニュアル」（資料10（1）-21）「個人研究費執行マニュアル」（資料8-34）「科学研究費補助金執行マニュアル」（資料8-33）「謝金申請マニュアル」（資料10（1）-22）等によって学内に周知しており、また物品購入に際しての検収ルールの徹底などによって適切な執行がなされるよう努めている。大学予算に関しては、事務局財務管理課が執行状況を精査し、毎年の決算時に各予算配布部門の予実算を検証することで、適切な予算編成サイクルが実現できるよう努めている。また予算管理システムの導入により各予算部門のタイムリーなモニタリングが可能となったことから、検証結果を翌年度の積算要求について反映できるようになった。本学は、内部監査を行う組織を持たないため、独立監査法人による監査を重視し、年3回の監査を受ける中で、経理部門を中心に事務処理の適切性の検証を行っている。また監事による監査についても、管理運営面での監査機能を高めるべく、定期的なヒアリング等の実施により適切な意見を求めることとしている。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点(1)：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置・職員の採用及び昇格

(1) -24に関する諸規程の整備とその適切な運用状況

- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備

- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

大学事務局は主に管理運営を職掌とする管理部を置き、その中に総務課、財務管理課、企画広報室があり、財務管理課は法人業務も担当している。さらに、教学関係の業務を担当する教務課、キャリア支援課、学生課、入試課、図書課、情報メディア課、国際交流室があり、各学科に教務助手として1～2名の職員を配置している（資料10（1）-23）。また、人間生活学部と大学院人間生活学研究科の担当として、総務課、教務課、学生課、キャリア支援課には花川オフィスがある。このほか、両キャンパスに保健センターがあり、保健センター長、看護師、保健師を置いている。本学園は、大学のほかに一貫制の中学高等学校1校及び幼稚園5園からなるが、各校の人的・財政的な独立性を高くしており、人事・財務等についても各校で責任を分担している（資料5-20）。大学事務局の各セクションの業務・権限については「藤女子大学事務組織規程」（資料8-1）及び「藤女子大学職務権限規程」（資料10（1）-24）により定められており、予算・決算等の財政面また人事管理等の大学運営に係る事項を所管している。

教学に関する運営に当っては、各種委員会に教員だけでなく職員もその構成員となって意思決定に参画し、教員と職員の緊密な連携を保ちながらそれぞれの業務に取り組んでいる。また限られた人員の中で、縦割りの職掌に捕らわれず横断的な業務連携も日常的に行われており、業務効率を向上させている。具体的には、キャリア支援センター運営委員会では、就職活動支援に限らず、キャリア支援科目の設計や運営においても教員、キャリア支援課・教務課職員が連携している。さらに、事務組織規程の中で共通所管事項として、各課・室の枠を超えて連携して行う業務等が明文化されている。例えば、入学試験や入試広報などは全学的に取り組んでおり、事務系システムの運用については、既存のセクションの枠に捕らわれず、ワーキンググループ等を組成することで、業務の共有化を図っている。

本学においては、「藤女子大学の基本方針」の「求める職員像」に「1. 藤女子大学として求める職員は、カトリック精神に基づく女性の全人的高等教育を推進していくため、本学の建学の理念、教育目的を理解し、本学の教育研究活動を支援するにふさわしい職務上の諸能力と、高い倫理観を有する人材。」「2. 大学運営を担う一員としての主体的意欲と責任感を持ち、広い視野と柔軟な考えをもって、行動し、社会情勢や環境の変化に機敏に対応できる人材。」「3. 教職員一人ひとりの相互信頼と尊重の上に、協調と寛容を重んじ、協働して組織力の向上に寄与する人材。」の3箇条を定め、これに基づいた採用が行われている（資料1-18【ウェブ】）。

事務職員の多様な職能向上に努めるため、SD研修として私立大学協会等の研修会に参加し、時には担当部局を越える範囲の研修会にも参加する。新型コロナウイルス流行後には、オンラインセミナーが数多く開催され、職員に周知し参加を促している。現状で職員数としての不足はないが、今後の専門職職員の定年退職に備え、新規職員採用を計画的に行う予定である。

人事評価は行っていないが、適宜、上司が面談を行い、業務の取組状況等を確認しているほか、日常のコミュニケーションを重視しながら人間力を観察し、表面的な業績評価によらない総合的な評価を行っている。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点(1)：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

本学では、教職員の自主性に重点を置いて2013年に「SDクラブ」を設置しSD活動を行ってきた。主に職員が講師となって毎年度数回の研修会などの活動を行った。2017～2020年度までに扱った内容は、カリキュラム関連(1回)、研修会参加報告(1回)、入試関連(2回)、補助金・財務関連(5回)のほか、2019年度には「大学設置基準改正のポイント」の勉強会等を実施した。より積極的、組織的なSD活動の取り組みを実行するとともに、教員もSD活動に参画することを明確にするため、教員の委員も加えて2020年10月に「SD委員会」を組成した(資料10(1)-25)。FD活動との連携も視野にFD委員会の委員を構成員に加えている。

具体的には、活動年間計画を教職員に周知し、年4回以上のSD研修会を企画するとともに、教職員の自主的なSD研修会や報告会の後援を行っている。研修会等への参加動機付けとして教職員向けの「SDレター」(不定期、2022年度は3回)を発行し、研修会の案内や報告等を行っている(資料10(1)-26)。

企画する研修会のテーマは、教職員に実施したアンケートをもとにし、希望者の多いテーマを採択するようにしている。2021年度以降扱ったテーマは、キャリア支援関連(3回)、危機管理関連(2回)、財務関連(2回)、入試関連(2回)、採用人事関連(2回)、著作権関連(1回)、ハラスメント関連(2回)、教職課程関連(1回)と多岐に渡る。

コロナ禍では、対面での研修会開催が難しくなった反面、Zoomの導入によりオンラインでの研修会が可能になり、オンデマンド配信がしやすくなったことで、在宅勤務での参加や子育て・介護世代の教職員が参加しやすい状況となっている。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点(1)：適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

評価の視点(2)：監査プロセスの適切性

評価の視点(3)：点検・評価結果に基づく改善・向上

私立大学協会が作成したガイドラインを参考として、2021年度に藤女子大学ガバナンスコードを策定した(資料10(1)-27【ウェブ】)。その点検は、年1回自己点検・評価委員会で行い、点検結果を理事会に報告している。結果については大学ホームページにも公開している(資料10(1)-28【ウェブ】)。

ガバナンスコードの「全理事(外部理事を含む)に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。」という項目については、2021年度は、一部の理事については研修の機会を設けたが、外部理事を含む全理事に対する研修機会が十分ではなかった。この点検・評価を踏まえ、2022年度は、文部科学省及び私立大学協会が主催するオンラインセミナー等を活用し、研修機会を設ける取り組みを行った。

予算管理及び執行等に関する監査については、会計処理、財務諸表の適切性について監事及び独立監査法人が緊密に連携を取りながら実施している。

監事の職務は、「私立学校法」及び「藤学園寄附行為」に基づき、業務及び財産の状況についての監査及びこれらの状況について毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出することとなっている。業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学省に報告し、又は理事会及び評議員会に報告することとしている。監事による監査については、管理運営面での監査機能を高めるべく、定期的なヒアリング等の実施により適切な意見を求めることとしている。また、独立監査法人による監査は、「私立学校振興助成法」に基づき、年3回の監査を受ける中で、経理部門を中心に事務処理の適切性の検証を行っている。

公的研究費については、通常の会計監査とは別に「藤女子大学公的研究費内部監査要領」（資料 8-35【ウェブ】）に基づき、全ての研究課題を対象に書面による通常監査を行うほか、科研費通常監査の対象となったもののうち、概ね10%以上を対象（無作為選定）としてヒアリングを含めた科研費特別監査を行い、厳正な機関管理を徹底している。

特別監査では特に問題となったことはなかったが、監査担当者より謝金の支出単価が規程等で定められておらず、過去の例等を目安として支出額が決定されており積算根拠が曖昧になる恐れがあるため、研究者が適正妥当な謝金の金額を決定する上で、機関として何らかの支出基準を設けることが必要との指摘を受け、謝金支給事務取扱要領を策定し謝金額の基準を設けた（資料 10（1）-29）。

10（1）-2. 長所・特色

本学におけるSD活動は、2013年度に組成された自主組織「SDクラブ」以来、活発に実施されてきたが、2020年度に委員会化されて以降は、Web会議システムを利用した開催方式により参加しやすくなったことも相まって、研修会への教職員の参加率が一層上がっている。研修会のテーマについては、教職員にアンケートを実施して募集しているが、それに対しても活発な反響が寄せられている。部署単位での企画の持ち込みなどもあり、教職員間での貴重な情報共有、相互研鑽の場として機能している。

10（1）-3. 問題点

危機管理に関する個別案件ごとのマニュアルの策定については「アクションプラン」に定めているが、「危機管理マニュアル（学生海外派遣時）」以外は未着手であり、早急な検討、策定が必要である。

10（1）-4. 全体のまとめ

本学においては、大学運営に関わる方針として「藤女子大学未来共創ビジョン」及び「藤女子大学の基本方針」を定めており、それに基づく中長期計画として「未来共創ビジョンを具体化するアクションプラン」を定めている。これらの方針、中長期計画は教職員により共有されている。また、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を規程等に明示している。危機管理マニュアルの整備については課題があるが、学

内の規則に基づいた適切な大学運営が行われている。予算編成及び予算執行については、学園の規程及び大学で定めた予算執行に関するマニュアルに基づき、監事及び独立監査法人の監査を得ながら適切に行われている。法人及び大学の運営に関する事務組織については、必要な組織を置くとともに、各セクションの業務・権限を規程に定め、適切に整備されている。事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策としては、SD委員会を設け、同委員会が主体となって、教職員の希望なども聞き取りながら年数回の研修会を実施し、多彩なテーマに関して相互研鑽の機会を設けている。大学運営の適切性についての定期的な点検・評価としては、藤女子大学ガバナンスコードを策定し、その点検・評価という形で自己点検・評価委員会により行われている。

以上のように、本学の大学運営については、おおむね適切に実施されており、大学基準に照らして良好な状態にあるといえる。

第2節 財務

10(2)-1. 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点(1)：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点(2)：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

本学では「藤女子大学未来共創ビジョン」第Ⅱ期アクションプラン(資料1-17【ウェブ】)に即して、中長期的な課題や予算削減目標を掲げた予算編成方針を策定している(資料10(2)-1)。予算編成では、各予算部門に対してアクションプランの諸課題に対応するための具体的な実施計画や中長期的な検討事項等をまとめた事業計画書の提出を求め、全ての予算部門を対象にヒアリングを実施して、アクションプランの進捗と予算の整合性を確認している。また、年1回全教職員を対象に開催する財務関係のSD研修会では、アクションプランと予算編成方針の関連を改めて説明した上で、近年の事業活動収支の推移や今後のキャッシュフローの見込み等について、具体的な数値を示しながら学内で共有を図っている(資料10(2)-2)。

財務関係比率については、特に明確な目標値を設定していないが、事業活動収支計算書関係比率(大学基礎データ表9、表10)は、全国平均値を下回る水準となっているものが多く、殊に経常収入や学生生徒等納付金収入に占める人件費の割合が高いことが課題となっている。人件费率等の改善に向けて、予算編成方針において収入構造の見直しや非常勤講師を含む教職員数の抑制等を目標に掲げ、意識の共有を図っている。今後は、学生生徒等納付金収入の減少や人件費の増、物件費の増加傾向を踏まえて、現状の収入規模に見合った大学全体の支出規模を改めて確定していくため、明確な目標値の設定も視野に入れて検討を進めている。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点(1)：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤(又は予算配分)

評価の視点(2)：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点(3)：外部資金(文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等)の獲得状況、資産運用等

<1>財務基盤及び教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画として策定した「藤女子大学未来共創ビジョン」第Ⅱ期アクションプランを実現するため、具体的な実施計画や中長期的な検討事項等を取りまとめた事業計画書を作成し、全ての予算部門を対象としたヒアリングを経て、理事会で承認を得ている。予算編成においては、予算部門ごとに一定のシーリング等

を設けて経常的経費の総額抑制を図る一方で、緊急性が高く、教育研究の向上に資する事業については、シーリング等で設定した金額とは別枠で予算措置を行うことにより、意欲的な教育研究活動の推進を促している。また、新たな事業計画の申請に際しては、既存事業を見直してスクラップ&ビルド等により必要な財源を確保するよう求めている。このようにシーリング等を用いて生み出された剰余資金を特別予算や中長期的重点政策として予算措置ができる仕組みを継続して実施することで、教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図っている。

5ヵ年連続事業活動収支計算書（資料10(2)-3）により、2017年度から2021年度の推移を検証すると、学生生徒等納付金の安定的な確保のため2019年度入学生から学生納付金の値上げを実施したが、18歳人口の減少等の影響による学生数の逡減に伴い、学生生徒等納付金の趨勢構成比率は低下している。支出面では、人件費が年々逡増の傾向にあるため、教職員の採用抑制や非常勤教員比率の見直し、「藤女子大学増担手当支給要領」（資料10(2)-4）に定めた専任教員の基準授業時間数の加増等を検討している。一方、教育研究経費及び管理経費については、シーリング等の効果もあって、特殊要因を除いて減少傾向が見られるため、今後も引き続き定期的な事業の見直しや相見積もりの徹底等により経費節減に努めていくこととしている。

学校法人全体のストック面は、5ヵ年連続貸借対照表（資料10(2)-3）及び大学基礎データ（大学基礎データ表11）によると、資産の部に関する各比率が全国の大学法人の平均値と比較して若干良好な水準を保っている。また、特定資産構成比率及び内部留保比率も全国平均値を上回っている状況である。一方で流動資産構成比率や運用資産余裕比率は平均値をやや下回っていることから、年度末支払資金である現金預金の総資産等に占める割合が低下しているといえる。負債に関する比率については、北16条校舎耐震改築事業に伴う借入金の返済が進んでいることから従前に比して改善されたものが多く、総負債比率及び負債比率はともに全国平均値を下回っている。純資産の部については、繰越収支差額構成比率が、ここ数年来マイナス幅が増加傾向にあって、全国平均からみても数ポイント悪化した数値となっている。この要因は、事業活動収支計算書における大学部門の当年度差額の支出超過が続いており、大学校舎の耐震改修・改築工事による基本金組入対象資産の増加に加え、学生数の逡減等に伴う収入減による年間収支の悪化が大きく影響している。

〈2〉外部資金の獲得状況・資産運用等

補助金については、特に私立大学等経常費補助金の獲得を目指して補助金対策のためのマイルストーン（資料10(2)-5）を作成して関係者に補助要件の周知を図っているが、学生数の減少等が主な要因で経常的な補助金額は減少傾向となっている。一方、国の修学支援新制度による授業料等減免費補助金については採択者の増加傾向が見られ、国庫補助金全体の趨勢構成比率は増加している。また、経常的な補助金以外では、文部科学省の私立学校施設整備費補助金に申請し、施設環境（空調）改善整備事業やバリアフリー化事業、遠隔授業活用推進事業等の採択を得ている。

科学研究費補助金については、応募説明会（資料10(2)-6）や補助金獲得に向けた研修会（資料10(2)-7）の開催等の取組みにより、採択額は増加傾向が続いている（大学基礎データ表8）。また、科学研究費補助金の採択率向上を図るため、研究支援・奨励費助成制

度（資料 8-22）を創設し、研究者のモチベーションアップや研究環境の改善に役立てている。

寄付金については、在学生の父兄、卒業生及び教職員を対象に幅広く募金活動を展開しているが、単発的な大口寄付を除くと減少傾向にあり、寄付金比率はここ数年 1%未満と低い水準になっている（大学基礎データ表 10）。

受託研究費、共同研究費等については、研究者同士の個人的つながりから契約に発展するケースが多いが、事務部門で契約締結の手続きや研究費の管理等の支援を行い、食品会社や北海道内の地方自治体等を中心に毎年数件の受入れを行っている（資料 10(2)-8【ウェブ】）。

資産運用については、「学校法人藤学園資産運用管理規程」（資料 10(2)-9）に基づいて安全性の確保に重点を置き、運用対象とする金融商品の信用・流動性・期間等のリスクを十分に考慮し、定期預金や金銭信託、格付けの高い国内債券によって運用を行っている。従来は、各設置校が独立して資産運用を行ってきたが、2022 年度より法人部門へ運用資金を集約して、法人全体として一括集中管理する体制に改めた。資産運用収入は、年々減少傾向にあるが、集中管理体制への転換を機に、一括運用によるスケールメリットを活かすべくポートフォリオを構築した。

10(2)-2. 長所・特色

支出面では、ゼロベースによる予算項目の見直しやシーリングの設定、事業のスクラップ&ビルド等の効果により、物件費等の削減を中心に一定の改善が見られる。シーリング等を用いて生み出された剰余資金を活用して、全学的な視点から教育研究の一層の充実発展を図るため、学長の判断により必要な経費を適宜執行するための予算として学長裁量経費制度を導入している。学内公募形式で実施し、将来に向けた教育改革や研究支援・奨励等の推進を目的として有効に活用されている。

収入面では、寄付金収入の多様化を図るため、取引銀行と遺贈寄附に関する協定を締結した。昨今の相続問題等への関心や社会貢献意識の高まりにより、母校への寄付を検討している卒業生からの相談もあることから、卒業生を中心として周知を行っている（資料 10(2)-10【ウェブ】）。また、資金運用収入については、低金利政策の影響で厳しい環境に置かれてきたが、学校法人藤学園資産運用管理規程を改正し、理事会、理事長及び財務担当理事の役割を整理し明確化したことで、運用資金を一元管理するとともに、従来と比べて機動的に金融商品の購入が行えるよう改善している。

10(2)-3. 問題点

収入面では、事業活動収入の 80%超を学生生徒等納付金が占めているという問題がある。この実態を踏まえ、学生数の確保が喫緊の課題と認識し、学生募集活動に注力しているが、収入財源の多様化が必要であり、第Ⅱ期アクションプランにおいて寄付金収入及び補助金収入の増額を目標として掲げている。寄付金については、一定額以上の寄付者への記念品贈呈やホームページ上でのクレジットカードによる寄付システム（資料 10(2)-11【ウェブ】）の構築など工夫を重ねてきたが、近年は単発的な大口寄付を除いて寄付金額が伸び悩んで

いる。また、補助金については、SD研修会等を通じて教職員に対して補助要件の共有を図っているが、学生数の減少等が主な要因で経常的な補助額が減少傾向となっている。

支出面では、人件費割合が高いことが最大の課題と認識しており、教職員の採用抑制や教員の基本授業時間数の加増等を検討している。また、施設設備では花川校舎の老朽化が課題となっており、将来を見据えた改修・修繕計画の策定が急務である。

新型コロナウイルス感染症感染拡大により、非対面授業等の受講環境を整備するため「学修環境整備奨学金」の実施を決定し、2020年度に在学する学部生を対象に1人当たり5万円を給付した（資料7-8）。これに伴い、奨学金の原資の一部としてキノルド奨学金引当特定資産を6千万円取り崩したため、今後の奨学金制度の拡充に向けて、同特定資産への計画的な繰り入れが必要となっている。

10(2)-4. 全体のまとめ

財政運営に関してはここ数年、収支構造の改善を第一の目標として取り組んできた。ゼロベースによる予算項目の見直しやシーリングの設定、事業のスクラップ&ビルド等の効果もあって、物件費等の削減を中心に支出面での一定の改善は達成できたと評価している。一方で、人件費については、改善に向けた検討を行っているものの具体的な施策の実施については未達となっており、早急に着手することが求められる。

現在の私学を取り巻く経営環境は、少子化の急速な進行や諸経費の高騰等の影響により、一層厳しさを増しており、更なる収支構造の改善を進めていくことが求められる。そのためには、費用対効果の意識を徹底し、経費の合理化・低減化を図っていく必要がある。また、収入増に向けて不断に取り組み、特に学生納付金を確保するため学生募集活動や教育力を強化し、社会からの要請に応える体制を構築しなければならない。

現在、本学では第Ⅲ期アクションプランの策定に向けて検討を始めているが、前述の収入・支出両面の諸課題や問題点として掲げた事項を盛り込み、更なる収支構造の改善及びストック面の強化を図ることとしている。建学の理念や教育目的を実現し、更に発展させていくため、今後も人件費の抑制や経費節減に継続的に取り組み、学生の成長を促す新たな施策や教育研究活動に対してより多くの資金を投資できるよう、全学的な取り組みを推進していく予定である。

終 章

本報告書では、全 10 章にわたる点検・評価項目について縷述し、おのおのの評定については別記した通りであるが、以下、各章における要点を摘記して、本報告書のまとめとした。

第 1 章「理念・目的」については、本学における理念・目的は、学園全体の目的、大学の建学の理念のもと、適切に定められ周知されており、さらに社会に対する発信力と学内・関係者内における共有性を高めるために、「藤女子大学未来共創ビジョン」として、よりわかりやすい形で定められている。また、中長期計画についても、2025 年に学園の建学 100 周年を迎えることを念頭に、「未来共創ビジョンを具体化するアクションプラン」を策定し、課題達成に向けた活動を継続中であるが、新型コロナウイルス感染症の流行による影響を受けて、停滞を余儀なくされている。

第 2 章「内部質保証」については、本学における内部質保証に関する組織的な活動は、点検・評価及び改善活動推進組織としての自己点検・評価委員会と意思決定推進組織としての学長室会議の両輪が整い、適切に行われている。ただし、点検・評価をどのような範囲、周期、方法等によって実施するのか、内部質保証をどのような根拠に基づいて行うのか等については明確に定められていない。そのため、大学としての教育を総体として点検・評価し質向上につなげてゆくためのアセスメント・ポリシー、アセスメント・プラン等の策定を検討する必要がある。また、点検・評価の適切性、有効性を担保すべく、IR による各種データの分析結果や学外者による評価の導入などが課題点として挙げられる。

第 3 章「教育研究組織」については、教育面に関しては、建学の理念・教育目的との適合性を図りながら教育研究組織を編制し、学術の進歩や社会の要請との適合性についても検証しており、適切に運営されている。また、外国語教育研究センターと国際交流センターが「グローバル教育センター」として統合され、これにより、それぞれのセンターがより有効に機能し合い、外国語教育と国際交流関連事業を総合的に企画・運営・統括することが可能となった。その他にも、情報メディアセンターを教育メディア運営センターに改組し、教育に主眼をおいた、学内の情報メディアツールを管理・統括し充実させるための学内体制を整えたので、今後は社会の要請に応えるための教育 DX 改革や ICT の教育的利用のさらなる推進を目指すことが課題として挙げられる。全学共通科目として教養科目と外国語科目を置いているが、時代や社会の要請に対処し得るような科目の設置についても検討する必要がある。研究面に関しては、「キリスト教文化研究所」や「QOL 研究所」を設置しており、紀要の発行、公開講演会や研究会等の開催などの積極的な活動を継続している。

第 4 章「教育課程・学習成果」については、本学では大学のディプロマ・ポリシーに基づき、文学部・人間生活学部におけるそれぞれの学科が、その教育目的を実現するためにディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを策定し、公表している。また、各学科は順次性に配慮しつつ、それぞれの学位課程にふさわしい体系的な教育課程を編成し、厳格な成績評価に基づいて適切に学位授与を行っている。カトリック大学としてキリスト教関連科目を設置して一部を必修化しているほか、文学部では本学独自の英語プログラムである「藤 ACE プログラム」を設け英語運用能力の向上に力を入れ、人間生活学部では地域の特性を生かした産学官連携プロジェクトを通しての学修など、学部独自の学修の機会を提供してい

る。また、全学的に LMS が導入され、デジタルツールの活用によるさらなる教育の充実が図られてもいる。課題としては、学生が成長を実感することができるような学習成果の可視化の面では不十分な点があるので、改善に努めたい。より客観的な調査の実施や、学習成果に関する情報を学生にフィードバックする仕組み作りを模索するなど、教学マネジメント体制の整備及び教学に関するアセスメントの方針や体制整備を進める必要がある。

第 5 章「学生の受け入れ」については、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）の制定・公表、その際の求める学生像や入学希望者に求める水準等の判定方法は適切に設定されており、また、学生の受け入れ方針に基づく学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制も適切に整備されている。特に姉妹校推薦入学試験、カトリック校・女子校推薦入学試験を設け、カトリックの精神に基づく建学の理念や、女子教育という目的を共有する学校からの受験者を積極的に受け入れている点に大きな特色がある。定員管理に関しては、2022 年度の収容定員に対する在学者数の比率は大学全体では 1.00 であり、かつ入学定員に対する入学者数比率の 5 年間平均は 1.00 であることから、適切な定員管理ができていると言える。ただし、人間生活学部は定員割れを起こしており、今後この収容定員に対する在学者数の比率が 1 を割り込む可能性も考えられるため、新入試制度の設定による定員確保への取り組みや、現状の入学者選抜制度の検証に基づく、一般選抜入学試験の改革にも取り組み、問題解消を目指している。大学院についても同様の問題を抱えており、広報や経済的支援策をも含むさまざまな観点からの検討を要するところである。

第 6 章「教員・教員組織」については、本学における教員採用、教員組織編制は、定められた方針・基準に従って適切に行われており、特定の範囲の年齢に偏ることのないよう教員の年齢構成への配慮や、教員の国際性、男女比等にも留意しながら、組織ごとに教育研究上必要かつ十分な教員を配置している。ただし、各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針については、職種について定めるのみであり、求める教員像や教員組織の編成方針については、より具体的、明示的な設定が必要である。また、教員の資質向上を図るために、組織的に F D 活動に取り組んでいる。コロナ禍においては、F D 委員会が中心となり、オンライン授業に向けた基礎データの収集として学生の PC 所有状況や受講環境の調査をはじめ、教職員を対象とした LMS やオンライン会議システムに関する講習会等の実施や、学生を対象としたオンライン授業についての質問の受け付け、それにもとづく Q & A の作成など、精力的な活動を行った。

第 7 章「学生支援」については、人格的な触れ合いの中で学生一人ひとりに合わせたサポートを実現するという方針のもと、修学支援、生活支援、進路支援を含めたさまざまな学生支援に取り組んでいる。しかしながら、コロナ禍の影響もあり精神的不調を訴える学生が増えたほか、発達障害が疑われる者、家庭の事情が複雑である者など、学生が多様化しており、授業についていくことが難しいという相談も増えている。このような状況を踏まえ、個々の状況に合わせたきめ細かな学生支援のため、2023 年度からの少人数担任制の導入の他に、各部署間での連携強化や、専門的な研修の実施や外部機関との連携の強化なども課題となる。また、学生の人間的成長に不可欠な部活動、ボランティア活動がコロナ禍の影響で停滞傾向にあるため、OG や企業・団体、教育機関などの外部の力を借りながら、これらの課外活動の活性化を支援していくことも課題である。

第 8 章「教育研究等環境」については、教育研究活動に必要な施設及び設備のほか、活動

を支援する環境や条件も適切に整備し、教育研究活動の促進を図っている。図書館は、学生にとって利用しやすい研究施設の要となるよう取り組まれており、その結果、一人当たりの貸出数が全国の大学図書館でも常に上位となるなど、学生の図書利用の活発さとして現われている。その一方で、蔵書の増加とともに書庫が狭隘化しており、新規の蔵書スペースの確保が困難になっている。計画的な除籍作業等を実施することで収蔵場所の確保に努めているが、今後は電子書籍、電子ジャーナル等の一層の充実を図り、配架書籍の整理に努めて行く必要がある。また、北16条校舎内にはアクティブ・ラーニングに適したスペース（「アイランズ」）が設置され、学生の自主的な学修活動の場として活用されているほか、学生スタッフ「FSA」が常駐し、管理運営や学生ならではの学修支援活動が精力的に行われている。一方、花川校舎においては、アクティブ・ラーニングに最適化したスペースが設けられておらず、FSAの活動拠点の不在が活動にも影響を与えている。花川キャンパスは老朽化により補修を要する状況にあり、長期的なキャンパス使用計画を早期に策定し、適切な修繕を講じていく必要がある。その他に、学生に対する情報倫理に関する啓発活動の一環として、「ネットワークサービス利用の手引き」を作成しているが、コロナ禍以降急速に進んだインターネットを利用した教育の環境に合わせて更新すべき点がある。

第9章「社会連携・社会貢献」としては、花川キャンパスが所在する石狩市との包括協定を締結し、学部の特性を生かして授業その他の課外活動を通じ、「SAT（スクール・アシスタントティーチャー）」などの地域社会に求められる取り組みのほか、地域の親子を対象とした子育て支援として「お手てつないで」を継続的に実施している。産学官連携としては、北海道立総合研究機構との共同研究、和寒町からの5カ年に及ぶ受託研究、北海道経済連合会との共同事業など近隣地域との連携に留まらず幅広く地域社会に向けて研究成果等を還元している。また、2016年度に社会貢献推進会議を発足させ、「藤女子大学未来共創フォーラム」を毎年企画、開催しているのをはじめ、各学部・学科や研究所等による公開講座、講演会等や紀要等の発行を通じて、本学の教育研究成果を社会に還元している。

第10章における「大学経営」面については、大学運営に関わる方針として「藤女子大学未来共創ビジョン」を定め、それに基づく中長期計画として「未来共創ビジョンを具体化するアクションプラン」を定めており、これらのビジョンや計画は教職員により共有されている。予算編成及び予算執行については、学園の規程及び大学で定めた予算執行に関するマニュアルに基づき、監事及び独立監査法人の監査を得ながら適切に行われている。法人及び大学の運営に関する事務組織については、必要な組織を置くとともに、各セクションの業務・権限を規程に定め、適切に整備されている。SD活動はWeb会議システムの導入により研修等への参加率は向上し、教職員間での貴重な情報共有、相互研鑽の場として機能している。危機管理に関する点としては、学生海外派遣時以外の危機管理マニュアルが未整備のままであり、早急な検討、策定が必要である。

「財務」面については、ここ数年、収支構造の改善を第一の目標として取り組み、物件費等の削減を中心に一定の改善が見られるものの、人件費割合が高い状態が依然として続いている。一方、学生数の減少等が主たる要因となって収入減の傾向が続いている。そのため、学生数の確保に向けた有効な学生募集活動や、教育力の強化を通じた社会からの要請に応える体制の再構築、人件費の抑制、経費節減等に注力する他にも、補助金や寄付金の収入増、効率的な資金運用などに努め、費用対効果の意識を徹底し、経費の合理化・低減化を図って

いく必要がある。学生の成長を促す新たな施策や教育研究活動に対してより多くの資金を投資できるよう、全学的な取り組みを推進していく予定である。

以上、章ごとに活動や課題を掲げたが、全体としては概ね適切に運営されており、大学基準に照らして良好な状態にあるといえるだろう。ただし、評定をBとした第5章をはじめ、今後さらに取り組みねばならない多くの課題を抱えているのも事実であり、できるだけ早急に改善策を講じていきたい。2023年度からは第Ⅲ期アクションプランによる新たな取り組みを開始するが、本学の置かれている状況をしかと見定めたくえで、地域に根差した大学として確固とした内部質保証の体制をもって大学の責務を果たしていきたい。